市(区)町村名	記号	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借割地権合	路線価図のページ	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%		倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
富津市		天羽地区										
	か	金谷	国道及び県道沿い	40		1.3	(中)50	(中)100	(中)140	(中)140		140
			上記を除く国道及び県道に接する小字の地域	40		1.3	(〃)15	(〃)29	(〃)40	(〃)40		40
			上記以外の地域	30		1.3	(純)10	(純)20	(純)28	(純)28		28
		海良・数馬	国道及び県道沿い	40		1.3	(中)15	(中)23	(中)35	(中)35		35
			上記以外の地域	30		1.3	(純) 8	(純) 9	(純)20	(純)20		20
	さ	更和	県道沿い	40		1.3	(中)15	(中)23	(中)35	(中)35		35
			上記以外の地域	30		1.3	(純) 8	(純) 9	(純)22	(純)20		20
	た	竹岡	国道沿い	40		1.3	(中)15	(中)23	(中)35	(中)35		35
			上記以外の地域	30		1.3	(純) 8	(純) 9	(純)20	(純)20		20
	は	萩生	国道沿い	40		1.3	(中)15	(中)23	(中)35	(中)35		35
			上記以外の地域	30		1.3	(純) 8	(純) 9	(純)20	(純)20		20
	も	望井	県道沿い	40		1.3	(中)15	(中)23	(中)35	(中)35		35
			上記以外の地域	30		1.3	(純) 8	(純) 9	(純)20	(純)20		20
	み	湊	国道及び県道沿い	40		1.4	(中)15	(中)23	(中)35	(中)35		35
			上記以外の地域	30		1.4	(純) 8	(純)10	(純)22	(純)22		22
		上記以外	県道沿い	40		1.3	(中)13	(中)18	(中)32	(中)32		32
			上記以外の地域	30		1.3	(純) 7	(純) 9	(純)20	(純)20		20
君津郡袖ケ浦町		袖ケ浦地区	(共通)									
			農業振興地域内の農用地区域				(純) 6	(純) 9				
	い	飯富	県道沿い	40		1.3	(中)30	(中)37	(中)70	(中)70		
			上記以外の地域	30		1.3	(純)11	(純)12	(純)37	(純)37		
	お	大曽根	県道沿い	40		1.8	(中)16	(中)30	(中)37	(中)52		
			上記以外の地域	30		1.8	(純)11	(純)18	(純)26	(純)37		
	か	神納	一部	—	40868外	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		比準
			上記を除く市街化区域	50		1.4	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃		〃
			上記以外の地域									
			国道沿い	40		1.4	(中)29	(中)43	(中)43	(中)43		
			上記を除く地域	30		1.4	(純)15	(純)25	(純)28	(純)28		
		勝	国道沿い	40		1.8	(中)16	(中)30	(中)37	(中)37		
			上記以外の地域	30		1.8	(純)11	(純)18	(純)25	(純)25		
	き	北袖	全	40		1.2						
	く	久保田	市街化区域	50		1.4	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		比準
			上記以外の地域									
			国道沿い	40		1.4	(中)21	(中)43	(中)52	(中)52		52
			上記を除く地域	30		1.2	(純)15	(純)30	(純)37	(純)37		37
		蔵波	一部	—	40862外	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		比準
			区画整理事業による仮換地	50		2.1	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃		〃
			上記を除く市街化区域	50		1.6	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃		〃
			上記以外の地域									
			国道沿い	40		1.6	(中)29	(中)43	(中)52	(中)52		
			上記を除く地域	30		1.6	(純)20	(純)30	(純)37	(純)37		

市(区)町村名	記号	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借割地権合	路線価図のページ	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%		倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
君津郡袖ケ浦町	さ	坂戸市場	市街化区域	50		1.4	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		比準
			上記以外の地域									
			国道沿い	40		1.4	(中)28	(中)43	(中)52	(中)52		52
			上記を除く地域	30		1.4	(純)20	(純)30	(純)37	(純)37		37
	し	下新田	県道沿い	40		1.8	(中)15	(中)34	(中)52	(中)52		52
			上記以外の地域	30		1.8	(純)11	(純)25	(純)37	(純)37		37
	た	代宿	市街化区域	50		1.8	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		比準
			上記以外の地域	30		1.8	(純)15	(純)25	(純)37	(純)37		37
	な	中袖	全	50		1.2						
		長浦(拓)	〃	50		1.2						
		奈良輪	一部	—	40868	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		比準
			上記を除く市街化区域									
			柳町、東町以東	50		1.4	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃		〃
			上記を除く地域	50		1.9	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃		〃
			上記以外の地域	30		1.7	(純)13	(純)18	(純)37	(純)37		37
	の	野田	県道沿い	40		1.4	(中)15	(中)34	(中)37	(中)37		37
			上記以外の地域	30		1.8	(純)14	(純)22	(純)24	(純)24		24
	み	三ツ作	県道沿い	40		1.4	(中)16	(中)26	(中)52	(中)52		
			上記以外の地域	30		1.4	(純)11	(純)14	(純)37	(純)37		
		平川地区	(共通)									
			農業振興地域内の農用地区域				(純) 8	(純) 9				
	あ	阿部	県道沿い	40		1.8	(中)19	(中)21	(中)24	(中)24		24
			上記以外の地域	30		1.8	(純)13	(純)16	(純)15	(純)15		
	い	岩井	県道沿い	40		1.8	(中)19	(中)21	(中)24	(中)24		
			上記以外の地域	30		1.8	(純)13	(純)17	(純)15	(純)15		
	う	打越	全	30		1.8	(〃)13	(〃)16	(〃)15	(〃)15		
	え	永地	県道沿い	40		1.8	(中)19	(中)21	(中)24	(中)24		
			上記以外の地域	30		1.8	(純)13	(純)16	(純)15	(純)15		
	お	大竹	全	30		2.0	(〃)13	(〃)17	(〃)15	(〃)15		
		大鳥居	〃	30		1.8	(〃)13	(〃)17	(〃)15	(〃)15		
	か	上泉	県道沿い	40		1.8	(中)19	(中)21	(中)24	(中)24		
			上記以外の地域	30		1.9	(純)13	(純)16	(純)15	(純)15		
		上宮田	全	30		1.8	(〃)13	(〃)17	(〃)15	(〃)15		
		川原井	〃	30		1.8	(〃)13	(〃)17	(〃)15	(〃)15		
	け	下内 錯綜	〃	30		1.8		(〃)18	(〃)15			
	さ	三箇	県道沿い	40		1.8	(中)19	(中)21	(中)24	(中)24		
			上記以外の地域	30		1.8	(純)13	(純)16	(純)15	(純)15		
	し	下泉	県道沿い	40		1.8	(中)19	(中)21	(中)24	(中)24		
			上記以外の地域	30		1.8	(純)14	(純)16	(純)15	(純)15		
		下根岸	県道沿い	40		1.8	(中)19	(中)21	(中)24	(中)24		
			上記以外の地域	30		1.8	(純)13	(純)16	(純)15	(純)15		
		下宮田	県道沿い	40		1.8	(中)19	(中)21	(中)24	(中)24		
			上記以外の地域	30		1.8	(純)13	(純)17	(純)15	(純)15		

市(区)町村名	記号	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借割地権合	路線価図のページ	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%		倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
君津郡袖ケ浦町	た	高谷	県道沿い	40		1.8	(中)19	(中)21	(中)24	(中)24		
			上記以外の地域	30		1.8	(純)13	(純)16	(純)15	(純)15		
		滝ノ口	全	30		1.8	(〃)13	(〃)18	(〃)15	(〃)15		
	と	百目木	〃	30		1.8	(〃)13	(〃)18	(〃)15	(〃)15		
		百目木飛地	〃	—		—	(〃)14	(〃)	(〃)15	(〃)15		
		堂谷	〃	30		1.0	(〃)13	(〃)16	(〃)15	(〃)15		
		戸国飛地	〃	30		1.0	(〃)13	(〃)17	(〃)13	(〃)15		
	な	永吉	県道沿い	40		1.0	(中)19	(中)21	(中)24	(中)24		
			上記以外の地域	30		1.0	(純)13	(純)16	(純)15	(純)15		
	の	野里	県道沿い	30		1.0	(中)19	(中)21	(中)24	(中)24		
			上記以外の地域	30		1.0	(純)13	(純)16	(純)13	(純)15		
	は	林	全	30		1.8	(〃)13	(〃)16	(〃)13	(〃)15		
	ま	真理錯綜	〃	30		1.8	(〃)13	(〃)17	(〃)15	(〃)15		
	み	三黒	〃	30		1.8	(〃)13	(〃)16	(〃)15	(〃)15		
	や	谷中	〃	30		1.8	(〃)13	(〃)16	(〃)15	(〃)15		
	よ	横田	準市街化区域	50		1.9	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		比準
			上記以外の地域									
			県道沿い	40		1.9	(中)19	(中)21	(中)24	(中)24		24
			上記を除く地域	30		1.9	(純)11	(純)16	(純)15	(純)15		15
		吉野田	全	30		1.8	(〃)13	(〃)16	(〃)15	(〃)15		15

市(区)町村名	記号	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借割地権合	路線価図のページ	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%		倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
館山市	あ	安布里	農業振興地域内の農用地区域				(純)3.5	(純) 5				
			上記以外の地域	30		2.9	(〃)25	(〃)30	(純)50	(純)50		
		相ノ浜	全	30		1.9	(中)40	(中)55	(中)100	(中)100		
		安東	尾白、岩川	30		2.0	(純)17	(純)20	(純)20	(純)25		
			上記以外の地域	20		1.5	(〃) 6	(〃) 9	(〃) 7	(〃) 7		
	い	伊戸	農業振興地域内の農用地区域				(〃)3.5	(〃) 5				
			県道沿い及び海岸まで	30		1.3	(中)30	(中)40	(中)120	(中)120		
			上記以外の地域	20		2.2	(純) 8	(純)10	(純)20	(純)20		
		犬石	県道沿い	30		2.4	(中)23	(中)35	(中)50	(中)50		
			上記以外の地域	20		2.0	(純) 6	(純) 7	(純)15	(純)15		
		飯沼	農業振興地域内の農用地区域				(〃)2.6	(〃) 4				
			上記以外の地域	20		1.5	(〃)3.6	(〃)5.5	(〃) 7	(〃) 7		
		稲	土器面、田中橋、川崎、堀内、弁財天、壱町田、岩ケ崎、古屋敷、城山									
			江田原	40		2.0	(〃)19	(〃)21	(〃)30	(〃)30		
			上記以外の地域	30		1.7	(〃) 6	(〃) 7	(〃) 9	(〃) 9		
	う	上野原	農業振興地域内の農用地区域				(〃)3.5	(〃) 5				
			上記以外の地域	30		3.3	(〃)17	(〃)20				
	え	江田	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 3	(〃)4.5				
			上記以外の地域	20		1.5	(〃) 6	(〃) 7	(〃) 7	(〃) 7		
	お	大賀	県道沿い及び県道と海岸を結ぶ地域	40		2.1	(中)50	(中)80	(中)120	(中)120		
			上記以外の地域	20		1.8	(純) 7	(純) 9	(純) 8	(純) 8		
		大戸	農業振興地域内の農用地区域				(〃)2.6	(〃) 4				
			田尻、本館、大戸台、中坪、白幡、築地、国祖免、館野前、木ノ下、作鳴間、南台、権現台、柳作、一町田									
			東、駒込	30		1.6	(〃)12	(〃)17	(〃)10	(〃)10		
			上記以外の地域	20		1.3	(〃) 4	(〃) 6	(〃) 7	(〃) 7		
		岡田	農業振興地域内の農用地区域				(〃)2.6	(〃) 4				
			上記以外の地域	20		1.4	(〃) 6	(〃)10	(〃) 7	(〃) 7		
		大綱	農業振興地域内の農用地区域				(〃)3.5	(〃)4.5				
			増野谷	40		2.8	(〃)15	(〃)25	(〃)30	(〃)30		
			石田、半田、中台、大ミタ、南作	30		1.7	(〃)19	(〃)23	(〃)30	(〃)30		
			上記以外の地域	20		3.0	(〃) 6	(〃) 8	(〃)10	(〃)10		
		大井	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 3	(〃)4.5				
			上記以外の地域	20		1.5	(〃) 6	(〃) 7	(〃) 7	(〃) 7		
	か	上真倉	農業振興地域内の農用地区域				(〃)3.5	(〃) 5				
			県道沿い	40		2.4	(中)46	(中)25	(中)44	(中)44		
			上記以外の地域	20		1.7	(純)15	(純)22	(純)30	(純)30		
		笠名	県道沿い及び県道と海岸を結ぶ地域	40		2.0	(中)50	(中)80	(中)110	(中)110		
			上記以外の地域	30		1.8	(純) 7	(純) 9	(純) 9	(純) 9		
		亀ケ原	農業振興地域内の農用地区域				(〃)3.5	(〃)4.5				
			県道沿い	30		2.0	(〃)15	(〃)20	(〃)25	(〃)25		

市区町村名	記号	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借割地権合	路線価図のページ	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%		倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
館山市	か		上記以外の地域	20		1.2	(純) 6	(純) 7	(純)20	(純)20		
		川名	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 3	(〃) 5.5				
			国道沿い及び国道と海岸を結ぶ地域	—	40878外	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		
			上記以外の地域	30		1.2	(純) 6	(純) 7	(純)20	(純)20		
		加賀名	天沼	40		1.3	(中)50	(中)50	(中)100	(中)100		
			溝の添、富沢、水池、ソフケ谷、上ノ台、北作	30		1.3	(〃)20	(〃)30	(〃)60	(〃)60		
			上記以外の地域	20		2.8	(純) 6	(純)25	(純)15	(純)15		
		神余	農業振興地域内の農用地区域				(〃)2.6	(〃) 4				
			上記以外の地域	20		3.5	(〃) 3	(〃) 5	(〃) 8	(〃) 8		
	け	見物	斬後、向原、西ノ脇、浜ノ名、竜崎作田、刀切、西ノ原	30		2.7	(中)70	(中)60	(中)130	(中)130		
			上記以外の地域	20		1.5	(〃)18	(〃)35	(〃)80	(〃)80		
	こ	小原	農業振興地域内の農用地区域				(純)3.5	(純)4.5				
			弁天前、梅田、引通、下ノ原	20		1.7	(〃) 8	(〃)15	(純)10	(純)10		
			上記以外の地域	20		1.2	(〃) 5	(〃) 6	(〃) 7	(〃) 7		
		香	県道沿い及び海岸まで	40		2.5	(中)50	(中)60	(中)130	(中)130		
			上記以外の地域	20		3.0	(純) 6	(純) 8	(純)15	(純)15		
		小沼	農業振興地域内の農用地区域				(〃)3.5	(〃) 5				
			県道沿い及び海岸まで	30		1.4	(中)25	(中)55	(中)80	(中)80		
			上記以外の地域	20		2.5	(純) 7	(純) 9	(純)20	(純)20		
		古茂口	農業振興地域内の農用地区域				(〃)2.6	(〃) 4				
			上記以外の地域	20		1.4	(〃)3.6	(〃)5.5	(〃) 7	(〃) 7		
		国分	農業振興地域内の農用地区域				(〃)3.5	(〃)4.5				
			御園、本郷だ北郷、中郷、南郷、荒戸、天神前、八反目、広町	40		1.8	(中)22	(中)24	(中)30	(中)30		
			上記以外の地域	30		1.5	(純)24	(純)27	(純)30	(純)30		
		腰越	農業振興地域内の農用地区域				(〃)3.5	(〃)4.5				
			上記以外の地域	20		1.7	(〃) 6	(〃) 7	(〃)10	(〃)10		
	さ	坂井	農業振興地域内の農用地区域				(〃)3.5	(〃) 5				
			県道沿い及び海岸まで	30		1.2	(中)30	(中)55	(中)80	(中)80		
			上記以外の地域	20		2.5	(純) 7	(純)19	(純)20	(純)20		
		坂足	農業振興地域内の農用地区域				(〃)2.5	(〃) 5				
			上記以外の地域	30		1.3	(中)30	(中)35	(中)110	(中)110		
		佐野	農業振興地域内の農用地区域				(純)3.5	(純) 6				
			県道沿い及び海岸まで	30		1.9	(中)23	(中)40	(中)50	(中)50		
			上記以外の地域	20		1.8	(純) 6	(純) 7	(純)15	(純)15		
		作名	農業振興地域内の農用地区域				(〃)2.6	(〃) 4				
			上記以外の地域	20		1.4	(〃)3.6	(〃)5.5	(〃) 7	(〃) 7		
	し	新宿	全	—	40886外	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		
		下真倉	農業振興地域内の農用地区域				(純)3.5	(純)4.5				
			上記以外の地域	30		1.5	(中)22	(中)30	(中)40	(中)40		
		塩見	県道沿い及び海岸まで	40		2.6	(〃)40	(〃)55	(〃)130	(〃)130		

市区町村名	記号	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借割地権合	路線価図のページ	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%		倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
館山市	し		上記以外の地域	20		2.5	(純) 6	(純) 8	(純)15	(純)15		
	す	洲崎	県道沿い及び海岸まで	20		2.5	(中)62	(中)82	(中)50	(中)50		
			上記以外の地域	40		1.3	(純) 8	(純) 8	(純)15	(純)15		
		州宮	農業振興地域内の農用地区域				(〃)3.5	(〃) 6				
			県道沿い	30		2.1	(中)23	(中)35	(中)50	(中)50		
			上記以外の地域	20		1.7	(純) 6	(純)10	(純)15	(純)15		
	そ	薗	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 3	(〃)4.5				
			石畑、五反田、三島、新関、下タ田	30		2.0	(〃)17	(〃)20	(〃)25	(〃)25		
			上記以外の薗	20		1.7	(〃) 6	(〃) 7	(〃) 7	(〃) 7		
	た	高井	農業振興地域内の農用地区域				(〃)3.5	(〃) 4				
			水神、下古川	40		2.1	(〃)25	(〃)35	(〃)50	(〃)50		
			上記以外の地域	20		1.1	(〃)6.5	(〃) 8	(〃)15	(〃)15		
		館山	一部	—	40882外	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		
			上記以外の地域	30		1.7	(純)15	(純)22	(純)30	(純)30		
		大神宮	農業振興地域内の農用地区域				(〃)3.5	(〃) 6				
			県道沿い	30		2.0	(中)23	(中)35	(中)50	(中)50		
			上記以外の地域	30		1.7	(純) 6	(純)10	(純)15	(純)15		
		竹原	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 3	(〃)4.5				
			上記以外の地域	20		1.5	(〃) 6	(〃) 7	(〃) 7	(〃) 7		
	て	出野尾	農業振興地域内の農用地区域				(〃)2.6	(〃) 4				
			上記以外の地域	20		1.4	(〃)3.6	(〃)5.5	(〃) 7	(〃) 7		
	な	長須賀	飛地除く地域	—	40886外	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		
			植木境、仲坪、西根天神、外馬屋、北八島、南八島、足洗、香方、作ノ田、上仲井、辻道、下仲井、池附、洲郷	40		1.9	(純)25	(純)35	(純)50	(純)50		
		那古	一部	—	40879外	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		
			大芝、川崎、小川端、荒尾、溜、御霊、塩田、住吉、神明	40		1.8	(中)60	(中)105	(中)110	(中)110		
			鮫淵、反町、辻前	30		1.6	(〃)20	(〃)35	(〃)45	(〃)45		
			農業振興地域内の農用地区域				(純)3.5	(純)4.4				
			上記以外の地域	30		2.1	(〃) 8	(〃)10	(純)13	(純)13		
		中里	農業振興地域内の農用地区域				(〃)3.5	(〃) 6				
			上記以外の地域	30		1.7	(〃) 6	(〃)10	(〃)15	(〃)15		
		南条	農業振興地域内の農用地区域				(〃)2.6	(〃) 4				
			間幡川、権現台、山王、東中坪、西中坪、畑ケ田、西田、並水神畑、沼田、作田簾、六反町	30		1.5	(〃)12	(〃)17	(〃)10	(〃)10		
			上記以外の地域	20		1.3	(〃)12	(〃)17	(〃)10	(〃)10		
	に	西長田	農業振興地域内の農用地区域				(〃)2.6	(〃) 4				
			上記以外の地域	20		2.5	(〃) 4	(〃) 6	(〃) 4	(〃) 4		
		西川名	農業振興地域内の農用地区域				(〃)3.5	(〃) 5				
			県道沿い及び海岸まで	30		1.3	(中)50	(中)65	(中)110	(中)110		

市区町村名	記号	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借割地権合	路線価図のページ	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%		倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
館山市	に		上記以外の地域	20		2.5	(純)10	(純)11	(純)28	(純)28		
	ぬ	沼	農業振興地域内の農用地区域				(〃)3.5	(〃) 5				
			県道沿い及び県道と海岸を結ぶ地域	40		2.2	(中)40	(中)80	(中)110	(中)110		
			上記以外の地域	30		1.7	(純) 5	(純) 7	(純) 9	(純) 9		
	は	坂田	県道沿い及び海岸まで	40		1.4	(中)36	(中)50	(中)110	(中)110		
			上記以外の地域	20		2.5	(純) 6	(純)10	(純)15	(純)15		
		波佐間	県道沿い及び海岸まで	40		1.5	(中)35	(中)50	(中)120	(中)120		
			上記以外の地域	20		2.5	(純) 6	(純)10	(純)15	(純)15		
		浜田	県道沿い及び海岸まで	40		2.5	(中)30	(中)45	(中)130	(中)130		
			上記以外の地域	20		2.5	(純) 6	(純)10	(純)15	(純)15		
		早物	県道沿い及び海岸まで	40		2.4	(中)35	(中)45	(中)80	(中)80		
			上記以外の地域	20		2.4	(純) 6	(純)10	(純)15	(純)15		
		畑	農業振興地域内の農用地区域				(〃)2.6	(〃) 4				
			上記以外の地域	20		1.4	(〃)3.6	(〃)5.5	(〃) 7	(〃) 7		
	ひ	東長田	農業振興地域内の農用地区域				(〃)2.6	(〃) 4				
			駒込	30		1.4	(〃)12	(〃)18	(〃)10	(〃)10		
			南向原、北向原、蓮沼、新戸、熊野									
			西遠田	20		1.4	(〃)12	(〃)18	(〃)10	(〃)10		
			上記以外の地域	20		1.4	(〃) 4	(〃) 7	(〃)12	(〃)12		
		広瀬	農業振興地域内の農用地区域				(〃)3.5	(〃)4.5				
			上記以外の地域	30		3.0	(〃) 7	(〃) 6	(〃) 9	(〃) 9		
	ふ	富士見	全地域㎡当り6,100円(宅地)で評価する。	40								
		船形	一部	—	40874外	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		
			上記以外の地域	30		1.6	(中)23	(中)35	(中)70	(中)70		
		藤原	農業振興地域内の農用地区域				(純)3.5	(純) 6				
			佐野方内長尾、浜田、売地、大作、大筆、中瀬、長尾、稲荷前、外原、西原	30		2.2	(中)23	(中)40	(中)50	(中)50		
			平砂浦	30		1.4	(〃)23	(〃)40	(〃)50	(〃)50		
			上記以外の地域	20		1.9	(純) 6	(純) 7	(純)15	(純)15		
		二子	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 3	(〃)4.5				
			大堀、榎坪、北ケ谷、亀井、権現堂沢、丹右エ門前	40		2.1	(中)30	(中)35	(中)40	(中)40		
			堂面、真野治郎、中井、白幡、三島寄、新関	30		2.1	(純)17	(純)20	(純)25	(純)25		
			上記以外の地域	20		1.7	(〃) 6	(〃) 6	(〃) 7	(〃) 7		
	ほ	北條	農業振興地域内の農用地区域				(〃)4.5	(〃)6.5				
			一部	—	40884外	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		
			上記以外の地域	40		1.9	(中)35	(中)55	(中)45	(中)45		
		北條正木	農業振興地域内の農用地区域				(純)3.5	(純) 4				
			天神台	20		1.1	(〃) 7	(〃) 8	(純)13	(純)13		
			下ノ原	40		2.1	(中)25	(中)35	(中)50	(中)50		

市区町村名	記号	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借割地権合	路線価図のページ	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%		倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
館山市	ほ	宝貝	農業振興地域内の農用地区域				(純) 3	(純)4.5				
			上記以外の地域	20		1.5	(〃) 6	(〃) 7	(純) 7	(純) 7		
	ま	正木	千潟、川崎、大芝	40		1.6	(中)55	(中)75	(中)120	(中)120		
			道免、三貫目、新作、白沼、反町、鰹面	20		1.8	(純) 9	(純)14	(純)30	(純)30		
			市合免、川田、熊の田、馬場、正木台、用号	30		1.7	(中)23	(中)30	(中)40	(中)40		
			農業振興地域内の農用地区域				(純)3.5	(純)4.4				
			上記以外の地域	20		1.6	(〃) 5	(〃) 6	(純) 7	(純) 7		
	み	湊	江川、堂ノ下、中芝、小松下、葭田高田、竹ノ下、大神宮、向原、中瀬川原、才勝	40		2.1	(中)33	(中)45				
			農業振興地域内の農用地区域				(純)4.5	(純)6.5				
			上記以外の地域	40		2.3	(中)35	(中)50	(中)50	(中)50		
		宮城	県道沿い及び県道と海岸を結ぶ地域	40		2.2	(〃)45	(〃)70	(〃)110	(〃)110		
			上記以外の地域	30		1.4	(純) 5	(純) 8	(純)13	(純)13		
		水岡	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 3	(〃)4.5				
			上記以外の地域	20		1.5	(〃) 6	(〃) 7	(〃) 7	(〃) 7		
		水玉	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 3	(〃)4.5				
			上記以外の地域	20		3.1	(〃)17	(〃)20	(〃)25	(〃)25		
	め	布良	県道沿い及び県道と海岸を結ぶ地域	30		2.0	(中)40	(中)60	(中)100	(中)100		
			上記以外の地域	20		2.2	(純)12	(純)11	(純)12	(純)12		
		布沼	農業振興地域内の農用地区域				(〃)3.5	(〃) 6				
			根切、亀山前、大久保、布沼沢、西原、小梅	30		1.9	(中)23	(中)40	(中)50	(中)50		
			亀山前原、原下、平砂浦	30		1.4	(〃)23	(〃)40	(〃)50	(〃)50		
			上記以外の地域	20		1.8	(純) 6	(純) 7	(純)15	(純)15		
	も	茂名	農業振興地域内の農用地区域				(〃)3.5	(〃) 6				
			上記以外の地域	20		1.8	(〃) 6	(〃) 7	(〃)15	(〃)15		
	や	八幡	農業振興地域内の農用地区域				(〃)4.5	(〃)6.5				
			中宿、新場、小松生、小松原、北鳥居脇、南鳥居脇	50		1.7	(中)90	(中)100	(中)80	(中)80		
			上記以外の地域	40		1.9	(〃)40	(〃)45	(〃)50	(〃)50		
		山本	農業振興地域内の農用地区域				(純)3.5	(純)4.5				
			六反田、家の下、溝合、沢ノ町、引房	40		2.4	(中)22	(中)35	(中)30	(中)30		
			亀井、増ケ谷、新道淵、石田、和田前、北ノ作、芦野、矢矧、引田、宮田、大多羅	30		1.6	(〃)11	(〃)25	(〃)30	(〃)30		
			上記以外の地域	30		1.6	(純) 8	(純)10	(純) 8	(〃) 8		
		山荻	農業振興地域内の農用地区域				(〃)2.6	(〃) 4				
			上記以外の地域	20		1.5	(〃)3.8	(〃)5.5	(〃) 7	(〃) 7		
	り	竜岡	農業振興地域内の農用地区域				(〃)3.5	(〃) 6				

市区町村名	記号	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借割地権合	路線価図のページ	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%		倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
	り		上記以外の地域	20		1.8	(純) 6	(純) 7	(純)15	(純)15		
安房郡三芳村			農業振興地域内の農用地区域				(〃) 3	(〃) 5				
			上記以外の地域	20		2.3	(〃) 5	(〃) 9	(〃) 8	(〃) 8		
〃富浦町	あ	青木	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 4	(〃) 5				
			上記以外の地域	20		2.0	(〃) 5	(〃) 8	(〃) 5	(〃) 5		
	い	居倉	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 4	(〃) 5				
			上記以外の地域	20		2.0	(〃) 5	(〃) 8	(〃) 5	(〃) 5		
	お	大津	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 4	(〃) 5				
			上記以外の地域	20		1.9	(〃) 5	(〃) 8	(〃) 5	(〃) 5		
	た	多田良	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 3	(〃) 5				
			芳川、下川原、田中の国道沿い、国道沿い及び国道と海岸を結ぶ地域	40		3.2	(中)43	(中)90	(中)50	(中)50		
			上記以外の地域	20		1.6	(純) 4	(純) 7	(純) 6	(純) 6		
	て	手取	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 4	(〃) 5				
			上記以外の地域	20		2.0	(〃) 5	(〃) 8	(〃) 5	(〃) 5		
	と	豊岡	鉄道と海岸を結ぶ地域	40		2.6	(中)40	(中)70	(中)100	(中)100		
			上記の地域内の農業振興地域内の農用地区域				(純)30	(純)50				
			上記以外の地域	20		1.7	(〃) 4	(〃) 5	(純) 7	(純) 7		
	な	南無谷	鉄道と海岸を結ぶ地域	40		3.1	(中)60	(中)80	(中)70	(中)70		
			上記の地域内の農業振興地域内の農用地区域				(純)30	(純)45				
			上記以外の地域	20		1.8	(〃) 4	(〃) 5	(純) 7	(純) 7		
	に	丹生	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 4	(〃) 5				
			上記以外の地域	20		2.0	(〃) 5	(〃) 8	(〃) 5	(〃) 5		
	は	原岡	鉄道と海岸を結ぶ地域	50		2.4	(中)40	(中)70	(中)100	(中)100		
			上記の地域内の農業振興地域内の農用地区域				(純)30	(純)50				
			上記以外の地域	20		3.3	(〃) 4	(〃) 5	(純) 7	(純) 7		
	ふ	深名	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 4	(〃) 5				
			上記以外の地域	20		2.6	(〃) 5	(〃) 8	(〃) 5	(〃) 5		
		福沢	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 4	(〃) 5				
			上記以外の地域	20		2.0	(〃) 5	(〃) 8	(〃) 5	(〃) 5		
	み	宮本	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 4	(〃) 5				
			上記以外の地域	20		2.4	(〃) 5	(〃) 8	(〃) 5	(〃) 5		
〃富山町	あ	荒川	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 3	(〃)4.5				
			上記以外の地域	20		2.0	(〃) 4	(〃) 6	(〃) 6	(〃) 6		
	い	井野	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 3	(〃)4.5				
			上記以外の地域	20		2.0	(〃) 4	(〃) 6	(〃) 6	(〃) 6		
		市部	鉄道と海岸を結ぶ地域	50		2.4	(中)50	(中)80	(中)110	(中)110		
			上記の地域内の農業振興地域内の農									

市区町村名	記号	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借割地権合	路線価図のページ	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%		倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
安房郡富山町	い		用地区域				(純)15	(純)30				
			一丁田、花和田、塚田	30		1.6	(中)20	(中)40	(中)35	(中)35		
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(純)4.5	(純)5.5				
			上記以外の地域	20		1.6	(〃) 6	(〃)10	(純) 8	(純) 8		
		犬掛	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 3	(〃)4.5				
			上記以外の地域	20		2.0	(〃) 4	(〃) 6	(〃) 6	(〃) 6		
	か	川上	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 3	(〃)4.5				
			上記以外の地域	20		2.0	(〃) 4	(〃) 6	(〃) 6	(〃) 6		
	く	久枝	鉄道と海岸を結ぶ地域	40		2.0	(中)53	(中)70	(中)80	(中)80		
			上記の地域内の農業振興地域内の農用地区域				(純)50	(純)55				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(〃)15	(〃)30				
			上記以外の地域	30		1.7	(中)20	(中)40	(中)35	(中)35		
	け	検儀谷	農業振興地域内の農用地区域				(純)4.5	(純) 5				
			上記以外の地域	20		2.0	(〃) 6	(〃) 7	(〃) 7	(〃) 7		
	こ	合戸	農業振興地域内の農用地区域				(〃)4.5	(〃) 5				
			上記以外の地域	20		3.4	(〃) 6	(〃) 7	(〃)12	(〃)12		
		小浦	鉄道と海岸を結ぶ地域	30		4.8	(中)20	(中)40	(〃)90	(〃)90		
			上記以外の地域	20		3.5	(純) 6	(純) 7	(純) 8	(純) 8		
	た	高崎	鉄道と海岸を結ぶ地域	40		2.0	(中)35	(中)60	(中)80	(中)80		
			上記の地域内の農業振興地域内の農用地区域				(純)20	(純)35				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(〃) 8	(〃) 8				
			上記以外の地域	20		2.3	(〃)11	(〃)11	(純)20	(純)20		
		竹内	農業振興地域内の農用地区域				(〃)15	(〃)20				
			上記以外の地域	30		4.8	(中)20	(中)30	(中)30	(中)30		
	に	二部	農業振興地域内の農用地区域				(純) 4	(純) 5				
			上記以外の地域	20		2.5	(〃) 6	(〃) 7	(純) 7	(純) 7		
	ひ	平塚	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 3	(〃)4.5				
			上記以外の地域	20		2.0	(〃) 4	(〃) 6	(〃) 5	(〃) 5		
	へ	平久里下	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 3	(〃)4.5				
			上記以外の地域	20		2.4	(〃) 4	(〃) 6	(〃) 5	(〃) 5		
		平久里中	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 3	(〃)4.5				
			上記以外の地域	20		2.5	(〃) 4	(〃) 6	(〃) 5	(〃) 5		
	み	宮谷	農業振興地域内の農用地区域				(〃)4.5	(〃) 5				
			上記以外の地域	20		2.0	(〃) 6	(〃) 7	(〃) 6	(〃) 6		
	や	山田	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 3	(〃)4.5				
			上記以外の地域	20		2.0	(〃) 4	(〃) 6	(〃) 5	(〃) 5		
	よ	吉沢	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 3	(〃)4.5				
			上記以外の地域	20		2.0	(〃) 4	(〃) 6	(〃) 5	(〃) 5		

市区町村名	記号	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借割地権合	路線価図のページ	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%		倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
安房郡鋸南町	い	市井原	農業振興地域内の農用地区域				(純) 2	(純) 4				
			上記以外の地域	20		1.9	(〃) 4	(〃) 5.5	(純) 7	(純) 7		
		岩井袋	全	30		1.5	(中) 20	(中) 35	(中) 50	(中) 50		
	え	江月	農業振興地域内の農用地区域				(純) 3	(純) 7				
			上記以外の地域	20		2.0	(〃) 4	(〃) 9	(純) 7	(純) 7		
	お	奥山・大崩	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 3	(〃) 4.5				
			上記以外の地域	20		2.0	(〃) 4	(〃) 6	(〃) 6	(〃) 6		
		大帷子	①下向田、牛房田	—	40894	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		
			②上向田、台久保	30		1.9	(中) 35	(中) 50	(中) 70	(中) 70		
			③上記①、②の農業振興地域内の農用地区域				(純) 25	(純) 35				
			④蒲田、法花、房ケ谷、中法花、妙田、森ノ下、毛沢、田村、片倉、高畑、天王川	20		1.6	(〃) 17	(〃) 17	(純) 25	(純) 25		
			⑤上記④の農業振興地域内の農用地区域				(〃) 13	(〃) 11				
			⑥上記以外の地域	20		1.7	(〃) 4	(〃) 7	(〃) 8	(〃) 8		
	か	勝山	全	—	40895	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		
		上佐久間	農業振興地域内の農用地区域				(純) 4	(純) 5				
			上記以外の地域	20		2.5	(〃) 9.7	(〃) 7	(純) 8	(純) 8		
	こ	小保田	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 2	(〃) 4				
			上記以外の地域	20		3.6	(〃) 4	(〃) 9	(〃) 6	(〃) 6		
	し	下佐久間	一部	—	40895	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		
			鉄道と国道を結ぶ地域及び国道沿い	40		2.7	(中) 50	(中) 80	(中)110	(中)110		
			上記の農業振興地域内の農用地区域				(純) 35	(純) 57				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(〃) 5	(〃) 7.5				
			上記以外の地域	30		2.7	(〃) 5	(〃) 7	(純) 21	(純) 21		
	た	大六	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 3	(〃) 6				
			鉄道と海岸を結ぶ地域	40		2.9	(中) 35	(中) 80	(中) 90	(中) 90		
			上記以外の地域	30		2.6	(純) 4	(純) 8	(純) 11	(純) 11		
	な	中佐久間	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 4	(〃) 7				
			上記以外の地域	20		3.4	(〃) 5	(〃) 9	(〃) 8	(〃) 8		
	ほ	保田	①一部	—	40894	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		
			②御多下、馬場、上谷田、下埋田、京田、芝原、中原、波佐間	30		3.8	(中) 30	(中) 40	(中) 90	(中) 90		
			③上記②の農業振興地域内の農用地区域				(純) 20	(純) 25				
			④舟免、富田原、蔽ケ谷、野々倉、遺水、池田、麦山、上埋田	20		1.6	(〃) 11	(〃) 15	(純) 30	(純) 30		
			⑤上記④の農業振興地域内の農用地区域				(〃) 8	(〃) 11				
			⑥上記以外の地域	20		1.5	(〃) 4	(〃) 6	(〃) 7	(〃) 7		

市区町村名	記号	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借割地権合	路線価図のページ	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%		倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
安房郡鋸南町	も	元名	鉄道と海岸を結ぶ地域	40		1.6	(中) 54	(中) 96	(中)111	(中)111		
			日本寺口、堰入、小磯、芝原、平田	20		3.5	(〃) 20	(〃) 33	(〃) 50	(〃) 50		
			上記の農業振興地域内の農用地区域				(純) 15	(純) 20				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(〃) 6	(〃) 8				
			上記以外の地域	20		2.5	(〃) 7	(〃) 9	(純) 15	(純) 15		
	よ	吉浜	鉄道と海岸を結ぶ地域	40		4.5	(中) 35	(中) 80	(中) 70	(中) 70		
			農業振興地域内の農用地区域				(純) 3	(純) 6				
			上記以外の地域	30		4.7	(〃) 4	(〃) 8	(純) 9	(純) 9		
		横根	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 2	(〃) 4				
			上記以外の地域	20		1.8	(〃) 3	(〃) 5	(〃) 8	(〃) 8		
	り	竜島	①未曽野、加鶴間、堀ノ内、西田、上川原	20		1.4	(中) 6	(中) 7	(中) 15	(中) 15		
			②坂井ケ谷	30		1.8	(〃) 22	(〃) 65	(〃) 60	(〃) 60		
			③上記①②の農業振興地域内の農用地区域				(純) 13	(純) 40				
			④御堂ケ谷、仲原、川間、外川原、豆田	30		1.9	(中) 35	(中) 40	(中) 80	(中) 80		
			⑤上記④の農業振興地域内の農用地区域				(純) 26	(純) 30				
			⑥上記以外の地域	—	40895	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		
〃白浜町	お	乙浜	県道沿い及び県道と海岸を結ぶ地域	40		2.4	(中) 55	(中)110	(中) 80	(中) 80		
			上記の農業振興地域内の農用地区域				(純) 45	(純) 65				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(〃) 7	(〃) 7				
			上記以外の地域	20		2.6	(〃) 8	(〃) 8	(純) 9	(純) 9		
	し	白浜	①東島崎、西島崎、島浦崎、野島	50		2.5	(中) 80	(中)130	(中)120	(中)120		
			②原田、原田浦、川間干潟、小戸	50		2.4	(〃) 70	(〃)100	(〃)110	(〃)110		
			③上記①②の農業振興地域内の農用地区域				(純) 30	(純) 70				
			④県道沿い及び県道と海岸を結ぶ地域	40		1.7	(中) 40	(中) 73	(中)110	(中)110		
			⑤上記④の農業振興地域内の農用地区域				(純) 30	(純) 40				
			⑥上記以外の地域	20		2.1	(〃) 8	(〃) 10	(純) 10	(純) 10		
	た	滝口	県道沿い及び県道と海岸を結ぶ地域	30		2.6	(中) 40	(中) 80	(中) 80	(中) 80		
			上記の農業振興地域内の農用地区域				(純) 25	(純) 45				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(〃) 6	(〃) 7				
			上記以外の地域	20		1.3	(〃) 8	(〃) 9	(純) 8	(純) 8		
	ね	根本	県道沿い及び県道と海岸を結ぶ地域	30		2.8	(中) 55	(中) 80	(中) 60	(中) 60		
			上記の農業振興地域内の農用地区域				(純) 35	(純) 50				
			上記を除く農業振興地域内の農用地				(〃) 3	(〃) 4.5				

市区町村名	記号	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借割地権合	路線価図のページ	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%		倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
	ね		区域				(純) 3	(純) 4.5				
			上記以外の地域	20		1.3	(〃) 4	(〃) 6	(純) 8	(純) 8		
安房郡千倉町	う	宇田	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 4	(〃) 4				
			上記以外の地域	20		2.2	(〃) 4	(〃) 7	(〃) 13	(〃) 13		
	お	大川	県道沿い及び県道と海岸を結ぶ地域	40		3.5	(中) 60	(中) 70	(中) 120	(中) 120		
			上記の農業振興地域内の農用地区域				(純) 30	(純) 40				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(〃) 5	(〃) 7.5				
			上記以外の地域	20		1.8	(〃) 7	(〃) 10	(純) 8	(純) 8		
		大貫	県道沿い	30		2.8	(中) 50	(中) 70	(中) 100	(中) 100		
			上記以外の地域	20		2.0	(純) 4	(純) 7	(純) 13	(純) 13		
	か	川口	県道沿い及び県道と海岸を結ぶ地域	40		4.5	(中) 35	(中) 80	(中) 130	(中) 130		
			上記の農業振興地域内の農用地区域				(純) 25	(純) 50				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(〃) 4	(〃) 7.5				
			上記以外の地域	20		1.7	(〃) 5	(〃) 10	(純) 8	(純) 8		
		川合	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 15	(〃) 30				
			上記以外の地域	20		2.0	(中) 21	(中) 45	(中) 35	(中) 35		
		川戸	農業振興地域内の農用地区域				(純) 4	(純) 4				
			上記以外の地域	20		2.0	(〃) 4	(〃) 7	(純) 13	(純) 13		
	き	北朝夷	県道千倉停車場線沿いより県道35号線沿いまで	50		3.0	(中) 70	(中) 170	(中) 230	(中) 230		
			上記の農業振興地域内の農用地区域				(純) 55	(純) 110				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(〃) 4	(〃) 5				
			上記以外の地域	30		2.1	(〃) 5	(〃) 6	(純) 15	(純) 15		
	く	久保	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 4	(〃) 4				
			上記以外の地域	20		2.2	(〃) 4	(〃) 7	(〃) 15	(〃) 15		
	こ	忽戸	県道沿い及び県道と海岸を結ぶ地域	40		3.7	(中) 40	(中) 80	(中) 130	(中) 130		
			上記以外の地域	20		1.7	(純) 7	(純) 19	(純) 18	(純) 18		
	し	白子	県道沿い及び県道と海岸を結ぶ地域	40		3.3	(中) 80	(中) 110	(中) 150	(中) 150		
			中野、鮫田、1丁目の農業振興地域内の農用地区域				(純) 15	(純) 30				
			上記以外の地域	20		2.6	(中) 20	(中) 45	(中) 40	(中)		
		白間津	県道沿い及び県道と海岸を結ぶ地域	40		3.5	(〃) 75	(〃) 110	(〃) 135	(〃)		
			上記の農業振興地域内の農用地区域				(純) 47	(純) 60				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(〃) 5	(〃) 10				
			上記以外の地域	20		1.6	(〃) 6	(〃) 11	(純) 13	(純) 13		
	せ	瀬戸	県道沿い及び県道と海岸を結ぶ地域	40		3.1	(中) 100	(中) 130	(中) 200	(中) 200		
			上記の農業振興地域内の農用地区域				(純) 70	(純) 100				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(〃) 14	(〃) 17				

市区町村名	記号	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借割地権合	路線価図のページ	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%		倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
安房郡千倉町	せ	千田	上記以外の地域	20		1.6	(純) 18	(純) 25	(純) 50	(純) 50		
			県道沿い及び県道と海岸を結ぶ地域	40		3.8	(中) 45	(中) 70	(中) 130	(中) 130		
			上記の農業振興地域内の農用地区域				(純) 35	(純) 35				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(〃) 5	(〃) 11				
			上記以外の地域	20		1.6	(〃) 7	(〃) 15	(純) 13	(純) 13		
	ひ	平磯	県道沿い及び県道と海岸を結ぶ地域	40		5.3	(中) 70	(中) 60	(中) 130	(中) 130		
			上記の農業振興地域内の農用地区域				(純) 50	(純) 40				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(〃) 5	(〃) 11				
			上記以外の地域	20		1.6	(〃) 7	(〃) 12	(純) 13	(純) 13		
	へ	平館	県道沿い及び県道と海岸までの地域	40		3.3	(中) 80	(中) 110	(中) 300	(中) 300		
			上記以外の地域	30		2.5	(純) 7	(純) 12	(純) 20	(純) 20		
	ま	牧田	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 30	(〃) 40				
			上記以外の地域	40		3.1	(〃) 40	(〃) 55	(〃) 120	(〃) 120		
	み	南朝夷	県道沿い及び海岸まで	40		2.2	(中) 90	(中) 110	(中) 190	(中) 190		
			農業振興地域内の農用地区域				(純) 4	(純) 6				
			上記以外の地域	20		2.1	(〃) 5	(〃) 8	(純) 15	(純) 15		
〃丸山町	あ	安馬谷	県道沿い及び県道と海岸を結ぶ地域	40		2.8	(中) 45	(中) 67	(中) 170	(中) 170		
			上記以外の地域	20		1.5	(純) 4	(純) 7	(純) 10	(純) 10		
	い	石堂	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 2.5	(〃) 4.5				
			上記以外の地域	30		1.6	(〃) 5	(〃) 9	(〃) 5	(〃) 5		
		石堂原	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 2.5	(〃) 4.5				
			上記以外の地域	30		1.5	(〃) 5	(〃) 7	(〃) 5	(〃) 5		
		岩糸	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 2.5	(〃) 4.5				
			古川、新せき、戸前	40		1.5	(中) 40	(中) 50	(中) 110	(中) 110		
			上記以外の地域	30		1.5	(純) 4	(純) 5	(純) 10	(純) 10		
	お	大井・小戸	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 2.5	(〃) 4.5				
			上記以外の地域	30		1.8	(〃) 5	(〃) 7	(〃) 5	(〃) 5		
	か	海発	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 2.5	(〃) 4.5				
			上記以外の地域	40		2.0	(中) 40	(中) 50	(中) 110	(中) 110		
		加茂	農業振興地域内の農用地区域				(純) 2.5	(純) 4.5				
			上記以外の地域	20		1.7	(〃) 3.8	(〃) 8	(純) 13	(純) 13		
		川谷	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 2.5	(〃) 4.5				
			上記以外の地域	30		1.5	(〃) 5	(〃) 7	(〃) 5	(〃) 5		
	く	沓見・久保	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 2.5	(〃) 4.5				
			上記以外の地域	30		2.2	(〃) 5	(〃) 7	(〃) 5	(〃) 5		
	し	珠師ヶ谷	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 2.5	(〃) 4.5				
			上記以外の地域	20		2.0	(〃) 4	(〃) 8	(〃) 5	(〃) 5		
		白子	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 2.5	(〃) 4.5	(〃) 7	(〃) 7		
			上記以外の地域	20		3.4	(中) 93	(中) 100	(中) 140	(中) 140		
	に	西原	農業振興地域内の農用地区域				(純) 2.5	(純) 4.5				
			上記以外の地域	30		1.5	(〃) 5	(〃) 7	(純) 5	(純) 5		

市区町村名	記号	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借割地権合	路線価図のページ	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%		倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
安房郡丸山町	ま	前田・丸本郷	農業振興地域内の農用地区域				(純) 2.5	(純) 4.5				
			上記以外の地域	30		1.7	(〃) 5	(〃) 7	(純) 5	(純) 5		
	み	御子神・宮下	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 2.5	(〃) 4.5				
			上記以外の地域	30		1.5	(〃) 6	(〃) 7	(〃) 5	(〃) 5		
		峰	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 2.5	(〃) 4.5				
			上記以外の地域	30		1.5	(〃) 4	(〃) 7	(〃) 5	(〃) 5		
〃和田町	お	小川	全	20		5.7	(〃) 4	(〃) 6	(〃) 8	(〃) 8		
	か	海発	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 3.0	(〃) 4.5				
			国道沿い及び国道と海岸を結ぶ地域	40		2.3	(中) 80	(中) 80	(中)170	(中)170		
			上記以外の地域	30		2.0	(〃) 5.0	(〃) 6.0	(〃) 8.0	(〃) 8.0		
		上三原	全	20		3.3	(純) 4	(純) 6	(純) 7	(純) 7		
	く	黒岩	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 4	(〃) 6				
			上記以外の地域	20		2.3	(〃) 5	(〃) 8	(〃) 7	(〃) 7		
	こ	小向・五十嵐	全	20		2.5	(〃) 4	(〃) 6	(〃) 7	(〃) 7		
	し	白洛	国道沿い及び国道と海岸を結ぶ地域	40		3.0	(中) 50	(中) 76	(中)170	(中)170		
			上記以外の地域	20		2.4	(純) 8	(純) 14	(純) 13	(純) 13		
		柴	国道沿い及び国道と海岸を結ぶ地域	40		2.5	(中) 35	(中) 70	(中)160	(中)160		
			農業振興地域内の農用地区域				(純) 2	(純) 4.5				
			上記以外の地域	20		2.6	(〃) 3	(〃) 5	(純) 9	(純) 9		
		下三原	国道、県道沿い及び国道と海岸を結ぶ地域	40		1.5	(中) 45	(中) 55	(中)160	(中)160		
			農業振興地域内の農用地区域				(純) 3	(純) 5				
			上記以外の地域	20		1.4	(〃) 5	(〃) 7	(純) 10	(純) 10		
	す	磴森	全	20		2.0	(〃) 4	(〃) 6	(〃) 7	(〃) 7		
	な	中三原	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 2.4	(〃) 6				
			上記以外の地域	20		2.0	(〃) 4.5	(〃) 5	(〃) 13	(〃) 13		
	に	仁我浦	旧国道沿い及び旧国道と海岸を結ぶ地域	40		1.9	(中) 40	(中) 90	(中)160	(中)160		
			農業振興地域内の農用地区域				(純) 2	(純) 4.5				
			上記以外の地域	20		2.3	(〃) 3	(〃) 6	(純) 8	(純) 8		
	ぬ	沼	全	20		2.3	(〃) 4	(〃) 6	(〃) 7	(〃) 7		
	は	花園	国道沿い及び国道と海岸を結ぶ地域	40		5.0	(中) 52	(中) 65	(中)160	(中)160		
			農業振興地域内の農用地区域				(純) 2	(純) 4.5				
			上記以外の地域	20		3.0	(〃) 3	(〃) 6	(純) 8	(純) 8		
	ま	松田	国道沿い及び国道と海岸を結ぶ地域	40		2.7	(中) 30	(中) 70	(中)160	(中)160		
			上記の農業振興地域内の農用地区域				(純) 20	(純) 50				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(〃) 4.5	(〃) 14				
			上記以外の地域	20		2.3	(〃) 6	(〃) 18	(純) 13	(純) 13		
	め	布野	全	20		2.5	(〃) 4	(〃) 6	(〃) 7	(〃) 7		
	も	真浦	国道沿い及び国道と海岸を結ぶ地域	40		1.1	(中) 50	(中) 80	(中)160	(中)160		
			上記以外の地域	20		1.1	(純) 3	(純) 6	(純) 8	(純) 8		
	わ	和田	国道沿い及び国道と海岸を結ぶ地域	50		1.6	(中) 50	(中) 90	(中)160	(中)160		
			上記以外の地域	30		1.7	(純) 13	(純) 30	(純) 45	(純) 45		

市区町村名	記号	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借割地権合	路線価図のページ	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%		倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
鴨川市	あ	天面	国道沿い及び国道と海岸を結ぶ地域	40		4.5	(中) 32	(中) 50	(中) 70	(中) 70		
			上記以外の地域	20		4.0	(純) 6	(純) 7	(純) 7			
		粟斗	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 5	(〃) 7.5				
			上記以外の地域	20		2.5	(〃) 7	(〃) 10	(〃) 7	(純) 7		
		青木	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 4.5	(〃) 5				
			国道沿い及び国道と海岸を結ぶ地域	40		2.4	(中) 35	(中)100	(中) 95	(中) 95		
			上記以外の地域	20		2.0	(純) 6	(純) 7	(純) 7	(純) 7		
	い	磯村	全	40		10.0						
		和泉	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 5	(〃) 7.5				
			上記以外の地域	20		4.9	(〃) 7	(〃) 10	(〃) 9	(〃) 9		
		池田	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 7.5	(〃) 9				
			上記以外の地域	30		3.8	(〃) 10	(〃) 12	(〃) 13	(〃) 13		
	う	打墨	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 3	(〃) 5				
			上記以外の地域	30		5.6	(〃) 6	(〃) 8	(〃) 12	(〃) 12		
		内遠野	国道沿い及び国道と海岸を結ぶ地域	40		2.0	(中) 40	(中) 60	(中) 95	(中) 95		
			上記の地域内の農業振興地域内の農用地区域				(純) 30	(純) 45				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(〃) 4.5	(〃) 5				
			上記以外の地域	20		2.0	(〃) 6	(〃) 7	(純) 8	(純) 8		
	お	大田学	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 7.5	(〃) 9				
			上記以外の地域	30		3.0	(〃) 10	(〃) 12	(〃) 13	(〃) 13		
		押切	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 7.5	(〃) 9				
			上記以外の地域	30		3.0	(〃) 10	(〃) 12	(〃) 13	(〃) 13		
		大幡	長狭街道沿い	30		2.5	(〃) 13	(〃) 22	(〃) 60	(〃) 60		
			上記の地域内の農業振興地域内の農用地区域				(〃) 8	(〃) 15				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(〃) 3	(〃) 4				
			上記以外の地域	20		2.5	(〃) 3	(〃) 6	(〃) 7	(〃) 7		
		大川面	長狭街道沿い	30		3.2	(〃) 13	(〃) 22	(〃) 60	(〃) 60		
			上記の地域内の農業振興地域内の農用地区域				(〃) 8	(〃) 15				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(〃) 3	(〃) 4				
			上記以外の地域	20		2.5	(〃) 3	(〃) 6	(〃) 7	(〃) 7		
	か	貝渚	①加茂川の一部	—	40900	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		
			②下川間、川口、汐留、西ノ浜、和倉、北町	40		5.7	(中) 35	(中)100	(中) 90	(中) 90		
			③下野辺地、石子山、燈塚、富士根、魚見塚、北八岡道下、北八岡道上、南八岡道下、南八岡道上、北一線場、南一線場	30		2.5	(純) 17	(純) 25	(純) 28	(純) 28		

市区町村名	記号	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借割地権合	路線価図のページ	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%		倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
鴨川市	か		④③の農業振興地域内の農用地区域				(純)13	(純)19				
			⑤上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(〃)7.5	(〃)11				
			⑥上記以外の地域	30		4.9	(〃)10	(〃)15	(純)20	(純)20		
		川代	農業振興地域内の農用地区域				(〃)7.5	(〃) 9				
			上記以外の地域	30		3.5	(〃)10	(〃)12	(〃)17	(〃)17		
		上	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 2	(〃) 4				
			上記以外の地域	20		2.0	(〃) 6	(〃) 7	(〃) 5	(〃) 5		
		釜沼	長狭街道沿い	30		2.5	(〃)13	(〃)22	(〃)60	(〃)60		
			上記の地域内の農業振興地域内の農用地区域				(〃) 8	(〃)15				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(〃) 3	(〃) 4				
			上記以外の地域	20		5.0	(〃) 3	(〃) 6	(〃) 7	(〃) 7		
		上小原	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 3	(〃) 4				
			上記以外の地域	20		2.5	(〃) 3	(〃) 6	(〃) 7	(〃) 7		
	き	北小町	長狭街道沿い	30		2.5	(〃)13	(〃)22	(〃)60	(〃)60		
			上記の地域内の農業振興地域内の農用地区域				(〃) 8	(〃)15				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(〃) 3	(〃) 4				
			上記以外の地域	20		2.5	(〃) 3	(〃) 6	(〃) 7	(〃) 7		
		京田	農業振興地域内の農用地区域				(〃)7.5	(〃) 9				
			上記以外の地域	30		3.0	(〃)10	(〃)12	(〃)10	(〃)10		
	こ	金東	長狭街道沿い	30		2.5	(〃)13	(〃)22	(〃)60	(〃)60		
			上記の地域内の農業振興地域内の農用地区域				(〃) 8	(〃)12				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(〃) 3	(〃) 4				
			上記以外の地域	20		2.5	(〃) 3	(〃) 7	(〃) 7	(〃) 7		
		古畑	長狭街道沿い	30		2.5	(〃)13	(〃)22	(〃)60	(〃)60		
			上記の地域内の農業振興地域内の農用地区域				(〃) 8	(〃)15				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(〃) 3	(〃) 4				
			上記以外の地域	20		2.5	(〃) 3	(〃) 6	(〃) 7	(〃) 7		
	さ	佐野	長狭街道沿い	30		2.5	(〃)13	(〃)22	(〃)60	(〃)60		
			上記の地域内の農業振興地域内の農用地区域				(〃) 8	(〃)15				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(〃) 3	(〃) 4				
			上記以外の地域	20		2.5	(〃) 5	(〃) 8	(〃) 7	(〃) 7		
	し	下小原	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 3	(〃) 4				

市区町村名	記号	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借割地権合	路線価図のページ	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%		倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
鴨川市	し		上記以外の地域	20		2.5	(純) 3	(純) 6	(純) 7	(純) 7		
	そ	外堀	国道沿い及び国道と海岸を結ぶ地域	40		5.0	(中)35	(中)65	(中)90	(中)90		
			上記の地域内の農業振興地域内の農用地区域				(純)20	(純)40				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(〃)4.5	(〃) 5				
			上記以外の地域	20		5.0	(〃) 6	(〃) 7	(純) 8	(純) 8		
	た	代	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 2	(〃) 4				
			上記以外の地域	20		2.0	(〃) 6	(〃) 7	(〃) 5	(〃) 5		
		竹平	農業振興地域内の農用地区域				(〃)7.5	(〃) 9				
			上記以外の地域	30		3.0	(〃)10	(〃)12	(〃)13	(〃)13		
		太夫崎	国道沿い及び国道と海岸を結ぶ地域	40		4.5	(中)35	(中)55	(中)70	(中)70		
			上記の地域内の農業振興地域内の農用地区域				(純)25	(純)40				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(〃)4.5	(〃) 5				
			上記以外の地域	20		4.5	(〃) 6	(〃) 7	(純) 8	(純) 8		
		大里	農業振興地域内の農用地区域				(〃)7.5	(〃) 9				
			上記以外の地域	30		3.0	(〃)10	(〃)12	(〃)13	(〃)13		
	て	寺門	長狭街道沿い	30		2.5	(〃)13	(〃)22	(〃)60	(〃)60		
			上記の地域内の農業振興地域内の農用地区域				(〃) 8	(〃)15				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(〃) 3	(〃) 4				
			上記以外の地域	20		2.5	(〃) 3	(〃) 6	(〃) 7	(〃) 7		
	な	仲町	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 2	(〃) 4				
			上記以外の地域	20		3.2	(〃) 5	(〃) 7	(〃) 6	(〃) 6		
		仲	長狭街道沿い	30		2.6	(〃)11	(〃)20	(〃)60	(〃)60		
			上記の地域内の農業振興地域内の農用地区域				(〃) 8	(〃)15				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(〃) 3	(〃) 4				
			上記以外の地域	20		2.5	(〃) 3	(〃) 6	(〃) 7	(〃) 7		
		北風原	長狭街道沿い	30		2.5	(〃)13	(〃)22	(〃)60	(〃)60		
			上記の地域内の農業振興地域内の農用地区域				(〃) 8	(〃)15				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(〃) 3	(〃) 4				
			上記以外の地域	20		2.5	(〃) 3	(〃) 6	(〃) 7	(〃) 7		
		奈良林	長狭街道沿い	30		2.5	(〃)13	(〃)22	(〃)60	(〃)60		
			上記の地域内の農業振興地域内の農用地区域				(〃) 8	(〃)15				
			上記を除く農業振興地域内の農用地									

市区町村名	記号	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借割地権合	路線価図のページ	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%		倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
鴨川市	な		区域				(純) 3	(純) 4				
			上記以外の地域	20		2.5	(〃) 3	(〃) 6	(純) 7	(純) 7		
		成川	長狭街道沿い	30		3.3	(〃)13	(〃)22	(〃)60	(〃)60		
			上記の地域内の農業振興地域内の農用地区域				(〃) 8	(〃)15				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(〃) 3	(〃) 4				
			上記以外の地域	20		2.5	(〃) 3	(〃) 6	(〃) 7	(〃) 7		
	に	西江見	国道沿い及び国道と海岸を結ぶ地域	40		1.5	(中)40	(中)67	(中)95	(中)95		
			上記の地域内の農業振興地域内の農用地区域				(純)25	(純)55				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(〃)4.5	(〃) 5				
			上記以外の地域	20		1.3	(〃) 6	(〃) 7	(純) 7	(純) 7		
		西山	農業振興地域内の農用地区域				(〃)4.5	(〃) 5				
			上記以外の地域	20		2.5	(〃) 6	(〃) 7	(〃) 6	(〃) 6		
		西真門	国道沿い及び国道と海岸を結ぶ地域	40		7.0	(中)35	(中)75	(中)90	(中)90		
			上記の地域内の農業振興地域内の農用地区域				(純)25	(純)55				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(〃)4.5	(〃) 5				
			上記以外の地域	20		5.0	(〃) 6	(〃) 7	(純) 8	(純) 8		
		西町	下芝、中芝、両芝、塚前	40		5.2	(中)75	(中)95	(中)142	(中)142		
			上記の地域内の農業振興地域内の農用地区域				(純)55	(純)70				
			田中、上人塚、大反目、栗ノ坪、長町、佃、松口、小川原、時計原、宮地	40		2.7	(中)50	(中)50	(中)70	(中)70		
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(純) 6	(純) 7				
			上記以外の地域	20		3.0	(〃)10	(〃)12	(純) 7	(純) 8		
		西	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 2	(〃) 4				
			上記以外の地域	20		2.0	(〃) 6	(〃) 7	(〃) 5	(〃) 5		
	ぬ	滑谷	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 8	(〃)13				
			上記以外の地域	30		3.0	(〃)11	(〃)17	(〃)12	(〃)12		
	は	畑	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 2	(〃) 4				
			上記以外の地域	20		2.0	(〃) 6	(〃) 7	(〃) 6	(〃) 6		
		坂東	農業振興地域内の農用地区域				(〃)7.5	(〃) 9				
			上記以外の地域	30		3.8	(〃)10	(〃)12	(〃)15	(〃)15		
		花房	県道沿い	30		5.2	(中)50	(中)60				
			上記以外の地域	30		7.0	(〃)30	(〃)44	(中)20	(中)20		
	ひ	東江見	農業振興地域内の農用地区域				(純)4.5	(純) 5				
			国道沿い及び国道と海岸を結ぶ地域	40		1.7	(中)40	(中)70	(中)90	(中)90		

市区町村名	記号	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借割地権合	路線価図のページ	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%		倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
鴨川市	ひ		上記以外の地域	20		1.8	(純) 6	(純) 7	(純) 7	(純) 7		
		東町	①清明町、十二沢、堂ノ下、馬場毛、石田、赤沢、中原及び鉄道と海岸を結ぶ地域	40		6.0	(中)75	(中)85	(中)80	(中)80		
			②①の農業振興地域内の農用地区域				(純)55	(純)65				
			③門前、原、中滝、御屋敷、法性寺、天神東、諏訪東、八幡東、若宮東、坂下	30		3.0	(中)50	(中)50	(中)50	(中)50		
			④③の農業振興地域内の農用地区域				(純)30	(純)30				
			⑤上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(〃) 6	(〃) 7				
			⑥上記以外の地域	20		6.5	(〃) 8	(〃) 9	(純) 8	(純) 8		
		東真門	国道沿い及び国道と海岸を結ぶ地域	40		4.7	(中)45	(中)90	(中)90	(中)90		
			上記の地域内の農業振興地域内の農用地区域				(純)25	(純)60				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(〃)4.5	(〃) 5				
			上記以外の地域	20		5.0	(〃) 6	(〃) 7	(純) 7	(純) 7		
		広場	一部(汐入、松崎)	—	40901外	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		
			汐入と松崎の路線価地域以外の地域、下芝	50		4.0	(中)136	(中)184	(中)200	(中)130		
			上ノ台、下田、入ノ台、渚ノ谷、下広場、中広場、東下沢、聖入塚	40		3.9	(〃)60	(〃)90	(〃)100	(〃)100		
			農業振興地域内の農用地区域				(純) 6	(純) 7				
			上記以外の地域	20		3.7	(〃)10	(〃)12	(純)12	(純)12		
		東	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 2	(〃) 4				
			上記以外の地域	20		2.5	(〃) 6	(〃) 7	(〃) 7	(〃) 7		
		平塚	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 3	(〃) 4				
			上記以外の地域	20		2.5	(〃) 3	(〃) 6	(〃) 7	(〃) 7		
	ふ	太海	国道沿い及び国道と海岸を結ぶ地域	50		2.5	(中)55	(中)110	(中)70	(中)70		
			上記以外の地域	20		1.6	(純) 6	(純) 7	(純) 7	(純) 7		
		太海浜	国道沿い及び国道と海岸を結ぶ地域	50		2.1	(中)55	(中)110	(中)140	(中)140		
			上記以外の地域	20		1.6	(純) 7	(純)10	(純) 8	(純) 8		
		二子	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 2	(〃) 4				
			上記以外の地域	20		2.0	(〃) 6	(〃) 7	(〃) 5	(〃) 5		
		太尾	農業振興地域内の農用地区域				(〃)7.5	(〃) 9				
			上記以外の地域	30		3.0	(〃)10	(〃)12	(〃)13	(〃)13		
	ほ	細野	長狭街道沿い	30		2.5	(〃)13	(〃)22	(〃)60	(〃)60		
			上記の地域内の農業振興地域内の農用地区域				(〃) 8	(〃)15				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(〃) 3	(〃) 4				
			上記以外の地域	20		2.5	(〃) 3	(〃) 6	(〃) 7	(〃) 7		

市区町村名	記号	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借割地権合	路線価図のページ	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%		倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
鴨川市	ま	前原	全	—	40899外	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		
		松尾寺	長狭街道沿い	30		3.1	(純)13	(純)22	(純)60	(純)60		
			上記の地域内の農業振興地域内の農用地区域				(〃) 8	(〃)15				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(〃) 3	(〃) 4				
			上記以外の地域	20		2.5	(〃) 3	(〃) 6	(〃) 7	(〃) 7		
	み	宮	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 2	(〃) 4				
			上記以外の地域	20		2.0	(〃) 6	(〃) 7	(〃) 5	(〃) 5		
		宮山	長狭街道沿い	30		3.4	(〃)13	(〃)22	(〃)60	(〃)60		
			上記の地域内の農業振興地域内の農用地区域				(〃) 8	(〃)15				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(〃) 3	(〃) 4				
			上記以外の地域	20		2.6	(〃) 3	(〃) 6	(〃) 7	(〃) 7		
		南小町	長狭街道沿い	30		3.2	(〃)13	(〃)22	(〃)60	(〃)60		
			上記の地域内の農業振興地域内の農用地区域				(〃) 8	(〃)15				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(〃) 3	(〃) 4				
			上記以外の地域	20		2.5	(〃) 3	(〃) 6	(〃) 7	(〃) 7		
	や	八色	農業振興地域内の農用地区域				(〃)10	(〃)12				
			上記以外の地域	30		4.5	(〃)13	(〃)16	(〃)23	(〃)23		
	よ	横尾	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 3	(〃) 4				
			上記以外の地域	20		2.5	(〃) 3	(〃) 6	(〃) 7	(〃) 7		
		横渚	農業振興地域内の農用地区域				(〃)20	(〃)35				
			一部	—	40896外	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		
			県道沿い	40		3.4	(中)40	(中)75	(中)60	(中)60		
			上記以外の地域	30		4.0	(〃)30	(〃)45	(〃)40	(〃)40		
		吉浦	農業振興地域内の農用地区域				(純)25	(純)50				
			国道沿い及び国道と海岸を結ぶ地域	40		4.0	(中)71	(中)80	(中)70	(中)70		
			上記以外の地域	20		3.5	(純) 5	(純) 6	(純) 8	(純) 8		
	ら	来秀	農業振興地域内の農用地区域				(〃)7.5	(〃) 9				
			上記以外の地域	30		3.0	(〃)10	(〃)12	(〃)13	(〃)13		
安房郡天津小湊	あ	天津	一部	—	40903外	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		
			上記以外の地域	20		2.5	(純) 4	(純) 5	(純)13	(純)13		
	う	内浦	一部	—	40909	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		
			上記以外の地域	20		8.5	(純) 3	(純) 4	(純)12	(純)12		
	き	清澄	全	20		4.0	(〃) 3	(〃) 4	(〃) 4	(〃) 4		
	こ	小湊	一部	—	40908外	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		
			上記以外の地域	20		3.5	(純) 3	(純) 8	(純)12	(純)12		
	は	浜荻	一部	—	40906	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		
			上記以外の地域	20		2.0	(純) 3	(純) 5	(純) 7	(純) 7		

市区町村名	記号	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借割地権合	路線価図のページ	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%		倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
安房郡天津小湊	よ	四方木	全	20		2.3	(純) 3	(純) 6	(純) 7	(純) 7		

署名　甲　府

市区町村名	記号	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借地権割合	路線価図のページ	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%		倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
甲府市	全	(共通)	山林・原野のうち中間山林・中間原野として評価することが不適当と認められるものは純山林・原野として別に評価する。									
	あ	相生1～3丁目	全	—	50030外	路	(周)比準	(周)比準				
		青葉町	一部	—	50055〃	〃	(〃)〃	(〃)〃				
			県道上芦川甲府線沿い	50		2.7	(〃)〃	(〃)〃				
			上記以外の地域	50		3.1	(〃)〃	(〃)〃				
		青沼1～3丁目	全	—	50040外	路	(〃)〃	(〃)〃				
		朝日1～5丁目	〃	—	50027〃	〃	(〃)〃	(〃)〃				
		朝気1～3丁目	〃	—	50046〃	〃	(〃)〃	(〃)〃				
		愛宕町	一部	—	50036〃	〃	(〃)〃	(〃)〃	(市)比準	(市)比準		
			上記以外の地域	50		2.7	(〃)〃	(〃)〃	(中)30	(中)30		
		荒川1・2丁目	全	40		2.3	(〃)〃	(〃)〃				
	い	伊勢1～4丁目	〃	—	50041外	路	(〃)〃	(〃)〃				
		飯田1～5丁目	〃	—	50009〃	〃	(〃)〃	(〃)〃				
		池田1～3丁目	〃	40		2.0	(〃)〃	(〃)〃				
		猪狩町	〃	30		2.8	(純)20	(純)23	(純)14	(純)14		
		岩窪町	一部	—	50024外	路	(周)比準	(周)比準				
			上記を除く市街化区域	50		2.8	(〃)〃	(〃)〃	(市)比準	(市)比準		
			上記以外の地域	50		2.3	(中)35	(中)48	(中)26	(中)26		
	う	後屋町	全	40		3.4	(周)比準	(周)比準				
	お	大里町	〃	40		4.5	(〃)〃	(〃)〃				
		大手1・2丁目	〃	—	50024外	路	(〃)〃	(〃)〃				
		〃 3丁目	一部	—	50024	〃	(〃)〃	(〃)〃	(市)比準	(市)比準		
			上記以外の地域	50		1.9	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃		
		大津町	農業振興地域内の農用地区域				(純)13	(純)18				9
			上記以外の地域	40		3.2	(〃)15	(〃)21				
		太田町	全	—	50041外	路	(周)比準	(周)比準				
		小曲町	農業振興地域内の農用地区域				(純)15	(純)20				9
			上記以外の地域	40		3.8	(〃)17	(〃)21				
		落合町	農業振興地域内の農用地区域				(〃)23	(〃)32				
			上記以外の地域	40		4.4	(〃)26	(〃)36				
		音羽町	全	50		3.8	(周)比準	(周)比準				
	か	金竹町	県道中下条甲府線沿い	50		3.6	(〃)〃	(〃)〃				
			上記以外の地域	50		2.9	(〃)〃	(〃)〃				
		上阿原町	甲府バイパス沿い	40		7.8	(中)57	(中)79				
			甲府バイパス沿いの農業振興地域内の農用地区域				(純)44	(純)66				
			甲府バイパス沿いを除く農業振興地域内の農用地区域				(〃)24	(〃)39				

市区町村名	記号	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借地権割合	路線価図のページ	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%		倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
甲府市	か		上記以外の地域	40		3.6	(中)30	(中)47				
		上石田1～4丁目	全	—	50011外	路	(周)比準	(周)比準				
		上小河原町	甲府バイパス沿い	50		4.1	(〃)〃	(〃)〃				
			上記以外の地域	40		2.5	(〃)〃	(〃)〃				
		上今井町	市街化区域	40		4.2	(〃)〃	(〃)〃				
			農業振興地域内の農用地区域				(純)23	(純)32				
			上記以外の地域	40		3.5	(〃)28	(〃)38				
		上積翠寺町	農業振興地域内の農用地区域				(〃)16	(〃)23				
			上記以外の地域	40		2.6	(〃)17	(〃)25	(純)18	(純)18		
		上 町	甲府バイパス沿い	40		10.0	(中)68	(中)95				
			甲府バイパス沿いの農業振興地域内の農用地区域				(純)57	(純)79				
			甲府バイパス沿いを除く農業振興地域内の農用地区域				(〃)28	(〃)39				
			上記以外の地域	40		5.5	(〃)34	(〃)50				
		上条新居町	工業団地	40		1.6	(周)比準	(周)比準				
			上記以外の地域	40		2.2	(〃)〃	(〃)〃				
		川田町	旧国道20号線沿い	40		3.3	(中)68	(中)90				
			上記以外の地域	40		2.3	(純)25	(純)30				
		上帯那町	農業振興地域内の農用地区域				(〃)11	(〃)15				
			上記以外の地域	40		4.0	(〃)12	(〃)17	(純)13	(純)13		
		川窪町	全	30		3.3	(〃) 8	(〃) 9	(〃)13	(〃)13		
	き	北口1～3丁目	〃	—	50027外	路	(周)比準	(周)比準				
		北新1・2丁目	〃	—	50014〃	〃	(〃)〃	(〃)〃	(市)比準	(市)比準		
	く	国玉町	農業振興地域内の農用地区域				(純)25	(純)35				
			上記以外の地域	40		2.1	(中)31	(中)42				
		黒平町	全	30		4.3	—	(純)18	(純)10	(純)10		
		貢川本町	〃	—	50012外	路	(周)比準	(周)比準				
		貢川1・2丁目	〃	50		2.5	(〃)〃	(〃)〃				
	こ	小瀬町	市街化区域	40		4.3	(〃)〃	(〃)〃				
			農業振興地域内の農用地区域				(純)22	(純)30				
			上記以外の地域	40		3.6	(〃)27	(〃)35				
		小松町	市街化区域	40		3.7	(周)比準	(周)比準				
			上記以外の地域	40		3.5	(中)40	(中)68	(中)35	(中)35		
		古府中町	一部	—	50024外	路	(周)比準	(周)比準				
			上記を除く市街化区域	50		2.5	(〃)〃	(〃)〃				
			農業振興地域内の農用地区域				(純)28	(純)41				
			上記以外の地域	50		3.2	(中)38	(中)53	(中)37	(中)37		
		寿 町	全	—	50020外	路	(周)比準	(周)比準				
		国母1・2丁目	〃	—	50023〃	〃	(〃)〃	(〃)〃				
		〃 3・4丁目	県道甲府市川大門線沿い	40		4.0	(〃)〃	(〃)〃				
			上記以外の地域	40		3.8	(〃)〃	(〃)〃				
		〃 5～8丁目	甲府バイパス沿い	40		4.2	(〃)〃	(〃)〃				

市区町村名	記号	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借地権割合	路線価図のページ	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%		倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
甲府市	こ		県道甲府市川大門線沿い	40		2.7	(周)比準	(周)比準				
			上記以外の地域	40		2.3	(〃)〃	(〃)〃				
	さ	酒折町	市街化区域の国道140号線沿い	50		2.8	(〃)〃	(〃)〃				
			上記を除く市街化区域	50		1.9	(〃)〃	(〃)〃				
			市街化調整区域の国道140号線沿い	50		2.7	(中)78	(中)95				
			上記以外の地域	50		3.4	(〃)51	(〃)62	(中)49	(中)49		
		桜井町	全	40		3.4	(純)38	(純)53	(〃)35	(〃)35		
		里吉町	〃	50		2.3	(中)27	(中)35				
		幸 町	〃	—	50042外	路	(周)比準	(周)比準				
	し	城東1～5丁目	〃	—	50045〃	〃	(〃)〃	(〃)〃				
		塩部1～4丁目	〃	—	50016〃	〃	(〃)〃	(〃)〃				
		下帯那町	農業振興地域内の農用地区域				(純)16	(純)19				
			上記以外の地域	40		3.5	(〃)19	(〃)22	(純)13	(純)13		
		下飯田1丁目	県道中下条甲府線及び駐在所から南へ富竹町に通ずる道路沿い	50		4.3	(周)比準	(周)比準				
			上記以外の地域	50		3.6	(〃)〃	(〃)〃				
		〃 2丁目	一部	—	50011	路	(〃)〃	(〃)〃				
			県道下飯田1丁目駐在所から南へ富竹町に通ずる道路沿い	50		4.0	(〃)〃	(〃)〃				
			上記以外の地域	50		2.7	(〃)〃	(〃)〃				
		〃 3丁目	全	—	50011外	路	(〃)〃	(〃)〃				
		〃 4丁目	一部	—	50020	〃	(〃)〃	(〃)〃				
			下飯田1丁目駐在所から南へ富竹町に通ずる道路沿い	50		4.3	(〃)〃	(〃)〃				
			上記以外の地域	50		3.1	(〃)〃	(〃)〃				
		下河原町	全	50		2.0	(〃)〃	(〃)〃				
		下小河原町	市街化区域の県道甲府精進湖線沿い及び甲府バイパス線沿い	40		3.5	(〃)〃	(〃)〃				
			上記を除く市街化区域	40		2.4	(〃)〃	(〃)〃				
			市街化調整区域の県道精進湖線沿い及び甲府バイパス線沿い	40		4.0	(中)69	(中)95				
			市街化調整区域の県道精進湖線沿い及び甲府バイパス線沿いの農業振興地域内の農用地区域				(純)56	(純)84				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(〃)25	(〃)39				
			上記以外の地域	40		2.6	(〃)36	(〃)53				
		下石田2丁目	全	—	50022外	路	(周)比準	(周)比準				
		下鍛冶屋町	農業振興地域内の農用地区域				(純)26	(純)37				
			上記以外の地域	40		4.6	(〃)32	(〃)43				
		下今井町	農業振興地域内の農用地区域				(〃)22	(〃)27				
			上記以外の地域	40		3.6	(〃)28	(〃)32				

署名　甲府

市区町村名	記号	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借割地権合	路線価図のページ	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%		倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
甲府市	し	下積翠寺町	農業振興地域内の農用地区域				(純)23	(純)38				
			上記以外の地域	40		5.0	(〃)37	(〃)50	(純)22	(純)22		11
		新田町	下飯田1丁目駐在所から南へ富竹町に通ずる道路沿い	40		4.5	(周)比準	(周)比準				
			上記以外の地域	40		2.6	(〃)〃	(〃)〃				
	す	住吉1・2丁目	全	—	50050外	路	(〃)〃	(〃)〃				
		住吉本町	市街化区域の県道甲府精進湖線沿い	50		2.6	(〃)〃	(〃)〃				
			上記を除く市街化区域	50		3.4	(〃)〃	(〃)〃				
			市街化調整区域の県道甲府精進湖線沿い	50		2.8	(中)58	(中)81				
			市街化調整区域の県道甲府精進湖線沿いの農業振興地域内の農用地区域				(純)49	(純)67				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(〃)36	(〃)46				
			上記以外の地域	50		3.0	(中)41	(中)57				
	せ	善光寺町	一部	-	50057	路	(周)比準	(周)比準				
			国道140号線沿い	50		2.1	(〃)〃	(〃)〃				
			上記を除く市街化区域	50		1.6	(〃)〃	(〃)〃				
			農業振興地域内の農用地区域				(純)25	(純)31				
			上記以外の地域	50		1.8	(中)40	(中)53	(中)35	(中)35		
	そ	草鹿沢町	全	30		2.2	(純) 9	(純)12	(純)10	(純)10		
	た	宝1・2丁目	〃	—	50018外	路	(周)比準	(周)比準				
		武田1～4丁目	〃	—	50026〃	〃	(〃)〃	(〃)〃				
		大和町	〃	—	50002〃	〃	(〃)〃	(〃)〃				
		高畑1～3丁目	〃	—	50031〃	〃	(〃)〃	(〃)〃				
		高室町	市街化区域	40		3.5	(〃)〃	(〃)〃				
			上記以外の地域	40		3.3	(純)12	(純)26				
		竹日向町	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 6	(〃)10				
			上記以外の地域	30		2.8	(〃) 7	(〃)11	(純)10	(純)10		
		高成町	県道甲府昇仙峡線沿い	30		5.5	(〃)28	(〃)31	(〃)19	(〃)19		
			農業振興地域内の農用地区域				(〃)15	(〃)18				
			上記以外の地域	30		3.3	(〃)17	(〃)20	(〃)10	(〃)10		
		高　町	全	30		3.9	(〃)11	(〃)13	(〃) 8	(〃) 8		
	ち	中央1～5丁目	〃	—	50029外	路	(周)比準	(周)比準				
		千塚1～5丁目	県道甲府・敷島・韮崎線沿い	50		3.9	(〃)〃	(〃)〃				
			上記以外の地域	50		3.9	(〃)〃	(〃)〃				
		長松寺町	県道中下条甲府線沿い及び下飯田1丁目駐在所から南へ富竹町に通ずる道路沿い	50		4.3	(〃)〃	(〃)〃				
			上記以外の地域	50		3.5	(〃)〃	(〃)〃				
	つ	塚原町	農業振興地域内の農用地区域				(純)38	(純)53				
			上記以外の地域	40		4.0	(中)47	(中)51	(中)27	(中)27		10
	て	天神町		—	50014外	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		

署名　甲府

市区町村名	記号	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借割地権合	路線価図のページ	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%		倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
甲府市	と	東光寺町	東中学校前道路沿い以南の地域	50		1.7	(周)比準	(周)比準				
			農業振興地域内の農用地区域				(純)39	(純)51				
			上記以外の地域	50		1.7	(周)比準	(周)比準	(中)35	(中)35		
		徳行1・2丁目	一部	—	50013	路	(〃)〃	(〃)〃				
			上記以外の地域	50		3.6	(〃)〃	(〃)〃				
		〃 3～5丁目	甲府バイパス沿い	50		4.5	(〃)〃	(〃)〃				
			上記以外の地域	50		2.5	(〃)〃	(〃)〃				
		富竹1～4丁目	一部	—	50012	路	(〃)〃	(〃)〃				
			上記以外の地域	50		2.7	(〃)〃	(〃)〃				
	な	中　町	農業振興地域内の農用地区域				(純)21	(純)35				
			上記以外の地域	40		3.7	(〃)29	(〃)39				9
		中村町	全	40		2.9	(周)比準	(周)比準				
		中小河原町	甲府バイパス沿い	40		4.1	(〃)〃	(〃)〃				
			南高校三叉路以北の県道右左口玉穂線沿い	40		3.3	(〃)〃	(〃)〃				
			上記以外の地域	40		3.0	(〃)〃	(〃)〃				
		七沢町	農業振興地域内の農用地区域				(純)18	(純)33				
			上記以外の地域	40		3.7	(〃)22	(〃)31				9
	に	西下条町	農業振興地域内の農用地区域				(〃)12	(〃)20				
			上記以外の地域	40		3.6	(〃)14	(〃)23				9
		西高橋町	甲府バイパス沿い	40		7.8	(中)70	(中)95				
			甲府バイパス沿いの農業振興地域内の農用地区域				(純)49	(純)82				
			甲府バイパス沿いを除く農業振興地域内の農用地区域				(〃)36	(〃)63				
			上記以外の地域	40		4.5	(〃)42	(〃)65				
		西油川町	農業振興地域内の農用地区域				(〃)15	(〃)19				
			上記以外の地域	40		3.6	(〃)19	(〃)24				9
		西田町	一部	—	50014	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		
			上記以外の地域	50		3.9	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃		
	は	羽黒町	市街化区域	40		3.7	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃		
			上記以外の地域	40		3.2	(中)52	(中)72	(中)42	(中)42		
	ひ	東下条町	農業振興地域内の農用地区域				(純)18	(純)29				
			上記以外の地域	40		3.8	(〃)22	(〃)35				9
		平瀬町	県道甲府昇仙峡線沿い	40		7.1	(〃)27	(〃)36	(中)32	(中)32		
			県道甲府昇仙峡線沿いの農業振興地域内の農用地区域				(〃)23	(〃)31				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(〃)20	(〃)24				
			上記以外の地域	40		4.9	(〃)19	(〃)26	(純)19	(純)19		
	ふ	富士見1丁目	全	—	50003外	路	(周)比準	(周)比準				
		〃 2丁目	一部	—	〃 〃	〃	(〃)〃	(〃)〃				
			上記以外の地域	50		4.9	(〃)〃	(〃)〃				

署名　甲府

市区町村名	記号	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借地権割合	路線価図のページ	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%		倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
甲府市	ふ	古上条町	全	40		3.2	(周)比準	(周)比準				9
	ほ	堀ノ内町	〃	40		3.6	(純)18	(純)25				9
	ま	丸の内1～3丁目	〃	—	50028外	路	(周)比準	(周)比準				
		増坪町	甲府バイパス沿い	40		8.1	(中)67	(中)95				
			甲府バイパス沿いの農業振興地域内の農用地区域				(純)52	(純)76				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(〃)22	(〃)33				
			上記以外の地域	40		5.4	(〃)25	(〃)37				
	み	美咲1・2丁目	全	—	50016外	路	(周)比準	(周)比準				
		宮前町	〃	—	50035〃	〃	(〃)〃	(〃)〃				
		宮原町	市街化区域	40		5.1	(〃)〃	(〃)〃				
			上記以外の地域	40		5.9	(純)28	(純)40				9
		緑ケ丘1丁目	全	—	50006外	路	(周)比準	(周)比準				
		〃 2丁目	一部	—	50015〃	〃	(〃)〃	(〃)〃				
			上記以外の地域	50		2.0	(〃)〃	(〃)〃				
		南口町	全	—	50056	路	(〃)〃	(〃)〃				
		御岳町	〃	30		5.3	(純)15	(純)18	(純)15	(純)15		
	む	向町	甲府バイパス沿い	50		9.0	(中)60	(中)83				
			甲府バイパス沿いの農業振興地域内の農用地区域				(純)40	(純)55				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(〃)22	(〃)33				
			上記以外の地域	40		3.8	(〃)26	(〃)36				
	も	元紺屋町	全	—	50035外	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		
	や	山宮町	市街化区域	40		3.0	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃		
			上記以外の地域	40		3.4	(純)39	(純)54	(中)38	(中)38		
		屋形1・2丁目	全	—	50014外	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		
		〃 3丁目	一部	—	50024	〃	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃		
			上記以外の地域	50		1.8	(〃)〃	(〃)〃				
	ゆ	湯田1・2丁目	全	—	50048外	路	(〃)〃	(〃)〃				
		湯村1丁目	〃	—	50003〃	〃	(〃)〃	(〃)〃				
		〃 2・3丁目	一部	—	〃 〃	〃	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃		
			上記以外の県道甲府・敷島・韮崎線沿い	50		1.6	(〃)〃	(〃)〃				
			千島旅館より明治旅館前を経て羽黒町境までの湯村温泉通り	50		1.4	(〃)〃	(〃)				
			上記以外の市街化区域	50		3.0	(〃)〃	(〃)				
			上記以外の地域	50		3.6	(中)75	(中)95	(中)45	(中)45		
	よ	横根町	国道甲府青梅線沿い	40		3.7	(〃)60	(〃)90				
			農業振興地域内の農用地区域				(純)28	(純)42				
			上記以外の地域	40		4.1	(〃)31	(〃)40	(中)35	(中)35		
		逢沢町	甲府バイパス沿い	40		7.0	(中)75	(中)95				

市区町村名	記号	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借地権割合	路線価図のページ	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%		倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
甲府市	よ		甲府バイパス沿いの農業振興地域内の農用地区域				(純)60	(純)90				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(〃)37	(〃)57				
			上記以外の地域	40		4.3	(中)53	(中)74				
	わ	若松町	全	—	50040外	路	(周)比準	(周)比準				
		和田町	相川以西法泉寺道路以南の地域	50		3.5	(〃)〃	(〃)〃	(市)比準	(市)比準		
			上記以外の地域	50		3.4	(〃)〃	(〃)〃	(中)34	(中)34		
		和戸町	旧国道20号線沿い	40		3.0	(中)60	(中)90				
			上記以外の地域	40		1.8	(〃)29	(〃)35	(〃)28	(〃)28		
韮崎市	あ	穴山町	農業振興地域内の農用地区域				(純)13	(純)18				
			上記以外の地域	30		6.8	(〃)14	(〃)20	(純)15	(純)15		
	な	中田町	農業振興地域内の農用地区域				(〃)15	(〃)20				
			上記以外の地域	30		5.3	(〃)21	(〃)29	(〃)17	(〃)17		
	に	韮崎町	一部	—	50058外	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		
			一ツ谷、祖母石	50		4.6	(純)13	(純)19	(純)20	(純)20		
			農業振興地域内の農用地区域				(〃)21	(〃)34				
			上記以外の地域	50		4.9	(〃)29	(〃)47	(〃)20	(〃)20		
	ふ	藤井町	農業振興地域内の農用地区域				(〃)11	(〃)17				
			上記以外の地域	30		4.9	(〃)12	(〃)20	(〃)17	(〃)17		
	ま	円野町	農業振興地域内の農用地区域				(〃)14	(〃)20				
			上記以外の地域	30		5.7	(〃)14	(〃)22	(〃)17	(〃)17		
		上記以外	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 9	(〃)13				
			上記以外の地域	20		5.4	(〃)11	(〃)16	(〃)13	(〃)13		
中巨摩郡竜王町	し	篠原	市街化区域	40		3.7	(周)比準	(周)比準				
			農業振興地域内の農用地区域				(純)21	(純)31				
			上記以外の地域	40		3.3	(〃)23	(〃)33				
	た	玉川	市街化区域	40		4.1	(周)比準	(周)比準				
			農業振興地域内の農用地区域				(純)23	(純)37				
			上記以外の地域	40		3.2	(〃)28	(〃)45				
	と	富竹新田	国道52号線沿い並びに甲府バイパス沿い	40		1.6	(周)比準	(周)比準				
			上記以外の地域	40		3.3	(〃)〃	(〃)〃				
	な	名取	国道52号線沿い	40		1.6	(〃)〃	(〃)〃				
			上記以外の地域	40		2.4	(〃)〃	(〃)〃				
	ま	万才	市街化区域	40		3.5	(〃)〃	(〃)〃				
			農業振興地域内の農用地区域				(純)20	(純)30				
			上記以外の地域	40		2.9	(中)22	(中)34				
	り	竜王新町	国道52号線沿い	40		1.9	(周)比準	(周)比準				
			中央線以南の地域	40		2.6	(〃)〃	(〃)〃				
			中央線以北の市街化区域のうち赤坂を経て双葉町下今井に至る県道沿い	40		3.7	(〃)〃	(〃)〃				
			中央線以北のうち上記以外の市街化									

市区町村名	記号	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借割地権合	路線価図のページ	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%		倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
中巨摩郡竜王町	り		区域	40		4.5	(周)比準	(周)比準				
			農業振興地域内の農用地区域				(純)20	(純)30				
			上記以外の地域	40		2.3	(中)22	(中)34				
		竜王	県道芦倉、竜王線並びに甲府バイパス沿い	40		1.8	(周)比準	(周)比準				
			上記以外の市街化区域	40		2.1	(〃)〃	(〃)〃				
			農業振興地域内の農用地区域				(純)18	(純)27				
			上記以外の地域	40		2.6	(〃)21	(〃)32				
	に	西八幡	市街化区域	40		2.1	(周)比準	(周)比準				
			農業振興地域内の農用地区域				(純)14	(純)18				
			上記以外の地域	40		1.8	(〃)16	(〃)18				
〃敷島町	う	牛句	市街化区域	30		1.8	(周)比準	(周)比準				
			農業振興地域内の農用地区域				(純) 8	(純)15				
			上記以外の地域	30		2.2	(〃)10	(〃)19	(純) 9	(純) 9		
	お	大下条	全	50		1.5	(周)比準	(周)比準				
		大久保	市街化区域	30		2.1	(〃)〃	(〃)〃				
			農業振興地域内の農用地区域				(純) 8	(純)11				
			上記以外の地域	30		1.8	(〃)10	(〃)14	(純) 8	(純) 8		
	き	吉沢	長潭	30		3.4	(〃)16	(〃)19	(〃)20	(〃)20		
			上記のうち農業振興地域内の農用地区域				(〃)11	(〃)16				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(〃) 8	(〃)11				
			上記以外の地域	30		1.7	(〃)11	(〃)15	(〃)14	(〃)14		
	さ	境	市街化区域	40		1.8	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		
			農業振興地域内の農用地区域				(純) 7	(純)14				
			上記以外の地域	30		1.9	(〃) 9	(〃)19	(純) 9	(純) 9		
	し	島上条	県道甲府・敷島・韮崎線沿い	50		1.5	(周)比準	(周)比準				
			県道敷島、竜王線以東	50		1.7	(〃)〃	(〃)〃	(市)比準	(市)比準		
			県道敷島、竜王線以西の市街化区域	50		1.9	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃		
			農業振興地域内の農用地区域				(純)10	(純)16				
			上記以外の地域	50		1.5	(〃)13	(〃)16	(純)14	(純)14		
	て	天狗沢	市街化区域	40		2.0	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		
			農業振興地域内の農用地区域				(純) 8	(純)15				
			上記以外の地域	30		1.9	(〃) 9	(〃)16	(純)10	(純)10		
	な	中下条	県道甲府・敷島・韮崎線沿い	50		1.5	(周)比準	(周)比準				
			上記以外の地域	50		1.8	(〃)〃	(〃)〃				
		長塚	全	40		1.8	(〃)〃	(〃)〃				
		上記以外	農業振興地域内の農用地区域				(純) 6	(純)10				
			上記以外の地域	30		1.4	(〃) 6	(〃)12	(純) 7	(純) 7		

市区町村名	記号	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借割地権合	路線価図のページ	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%		倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
中巨摩郡玉穂村	い	井之口	農業振興地域内の農用地区域				(純)26	(純)32				
			上記以外の地域	30		4.3	(中)33	(中)38				
		一町畑	市街化区域	30		3.2	(周)比準	(周)比準				
			農業振興地域内の農用地区域				(純)23	(純)34				
			上記以外の地域	20		2.5	(中)28	(中)42				
	か	上三条	市街化区域	30		5.7	(周)比準	(周)比準				
			農業振興地域内の農用地区域				(純)39	(純)50				
			上記以外の地域	30		4.8	(中)48	(中)63				
	し	下三条	市街化区域	30		4.8	(周)比準	(周)比準				
			農業振興地域内の農用地区域				(純)30	(純)41				
			上記以外の地域	20		3.8	(中)37	(中)51				
		下河東	農業振興地域内の農用地区域				(純)30	(純)43				
			上記以外の地域	20		2.2	(中)35	(中)49				
	な	成島	県道右左口・玉穂・甲府線沿い	40		3.2	(〃)44	(〃)67				
			市街化区域	30		4.0	(周)比準	(周)比準				
			農業振興地域内の農用地区域				(純)32	(純)39				
			上記以外の地域	40		3.5	(中)39	(中)50				
		中盾	全	30		4.0	(周)比準	(周)比準				
	に	西新居	〃	30		3.7	(〃)〃	(〃)〃				
		上記以外	農業振興地域内の農用地区域				(純)17	(純)22				
			上記以外の地域	20		2.1	(中)20	(中)25				
〃昭和町	お	押越	市街化区域	40		3.4	(周)比準	(周)比準				
			農業振興地域内の農用地区域				(純)22	(純)34				
			上記以外の地域	40		4.0	(中)28	(中)42				
	さ	西条	甲府バイパス沿い	50		2.6	(周)比準	(周)比準				
			県道甲府・市川大門線	50		1.7	(〃)〃	(〃)〃				
			県道甲府・市川大門線と身延線との間の地域	50		2.4	(〃)〃	(〃)〃				
			上記を除く市街化区域	50		3.5	(〃)〃	(〃)〃				
			農業振興地域内の農用地区域				(純)32	(純)46				
			上記以外の地域	50		3.2	(中)40	(中)61				
		西条新田	市街化区域	40		4.1	(周)比準	(周)比準				
			農業振興地域内の農用地区域				(純)22	(純)37				
			上記以外の地域	40		3.3	(中)32	(中)52				
	し	清水新居	一部	—	50023	路	(周)比準	(周)比準				
			上記以外の地域	40		3.6	(〃)〃	(〃)〃				
		上記以外	市街化区域	40		4.1	(〃)〃	(〃)〃				
			農業振興地域内の農用地区域				(純)22	(純)31				
			上記以外の地域	40		2.7	(中)28	(中)42				11

市(区)町村名	記号	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借割地権合	路線価図のページ	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%		倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
中巨摩郡田富町	う	臼井河原	市街化区域	40		4.8	(周)比準	(周)比準				
			農業振興地域内の農用地区域				(純)16	(純)24				
			上記以外の地域	40		3.5	(中)18	(中)29				
	に	西花輪	市街化区域	40		2.2	(周)比準	(周)比準				
			農業振興地域内の農用地区域				(純)21	(純)31				
			上記以外の地域	40		4.2	(中)27	(中)39				
	ひ	東花輪	市街化区域のうち字整理地	40		7.4	(周)比準	(周)比準				
			市街化区域	40		3.9	(〃)〃	(〃)〃				
			農業振興地域内の農用地区域				(純)18	(純)28				
			上記以外の地域	40		4.4	(中)23	(中)34				
	ふ	布施	市街化区域	30		3.5	(周)比準	(周)比準				
			農業振興地域内の農用地区域				(純)19	(純)21				
			上記以外の地域	30		3.7	(中)23	(中)33				
	や	山の神	市街化区域	40		6.0	(周)比準	(周)比準				
			農業振興地域内の農用地区域				(純)13	(純)21				
			上記以外の地域	40		5.7	(中)17	(中)26				
		上記以外	農業振興地域内の農用地区域				(純)17	(純)27				
			上記以外の地域	30		4.4	(〃)19	(〃)30				
〃八田村	か	上高砂	県道竜王、芦倉線沿い	40		4.1	(中)28	(中)39				
			農業振興地域内の農用地区域				(純)11	(純)18				
			上記以外の地域	30		5.0	(〃)13	(〃)21				
	し	下高砂	農業振興地域内の農用地区域				(〃)10	(〃)18				
			上記以外の地域	30		4.9	(〃)15	(〃)21				
	と	徳永	農業振興地域内の農用地区域				(〃)10	(〃)13				
			上記以外の地域	30		3.7	(〃)14	(〃)17				
	む	六科	国道52号線及び県道竜王、芦倉線沿い	40		2.7	(中)39	(中)50				
			農業振興地域内の農用地区域				(純)17	(純)22				
			上記以外の地域	30		3.0	(〃)22	(〃)28				
	や	野牛島	県道竜王、芦倉線沿い	40		2.9	(中)30	(中)45				
			農業振興地域内の農用地区域				(純)12	(純)18				
			上記以外の地域	30		3.2	(〃)17	(〃)23				
	え	榎原	農業振興地域内の農用地区域				(〃)7	(〃)10				
			上記以外の地域	30		2.2	(〃)9	(〃)13				
〃白根町	あ	有野	農業振興地域内の農用地区域				(〃)11	(〃)16				
			上記以外の地域	30		3.7	(〃)14	(〃)21				
	い	飯野	国道52号線沿い	50		2.2	(周)比準	(周)比準				
			農業振興地域内の農用地区域				(純)11	(純)16				
			上記以外の地域	50		4.1	(〃)13	(〃)19	(純)10	(純)10		
	さ	在家塚	国道52号線沿い	50		2.7	(周)比準	(周)比準				
			農業振興地域内の農用地区域				(純)11	(純)14				
			上記以外の地域	30		4.6	(〃)13	(〃)17	(純)10	(純)10		
	と	百々	国道52号線沿い	50		3.0	(周)比準	(周)比準				

市(区)町村名	記号	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借割地権合	路線価図のページ	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%		倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
中巨摩郡白根町	と		農業振興地域内の農用地区域				(純)13	(純)18				
			上記以外の地域	30		5.5	(〃)17	(〃)23	(純)9	(純)9		
	に	西野	農業振興地域内の農用地区域				(〃)15	(〃)20				
			上記以外の地域	30		4.5	(〃)17	(〃)23	(〃)13	(〃)13		
		上記以外	農業振興地域内の農用地区域				(〃)10	(〃)13				
			上記以外の地域	20		3.7	(〃)13	(〃)18	(〃)8	(〃)8		
〃芦安村		全	農業振興地域内の農用地区域				(〃)9	(〃)15				
			上記以外の地域	20		2.8	(〃)13	(〃)21	(〃)9	(〃)9		
〃若草町		〃	農業振興地域内の農用地区域				(〃)16	(〃)26				
			上記以外の地域	30		2.0	(〃)20	(〃)31				
〃櫛形町	お	小笠原	国道52号線沿い	50		1.6	(周)比準	(周)比準				
			農業振興地域内の農用地区域				—	(純)23				
			上記以外の地域	40		1.6	—	(〃)28				11
	か	上今井	農業振興地域内の農用地区域				—	(〃)13				
			上記以外の地域	30		3.3	—	(〃)15				9
	さ	沢登	農業振興地域内の農用地区域				—	(〃)11				
			上記以外の地域	30		1.8	—	(〃)15				9
	し	十五所	農業振興地域内の農用地区域				—	(〃)13				
			上記以外の地域	30		2.9	—	(〃)16				9
	も	桃園	農業振興地域内の農用地区域				—	(〃)12				
			上記以外の地域	30		2.1	—	(〃)15				9
	や	山寺	全	50		2.0	(純)18	(〃)21	(純)13	(純)13		9
	よ	吉田	農業振興地域内の農用地区域				—	(〃)12				
			上記以外の地域	30		2.4	—	(〃)16				9
		上記以外	農業振興地域内の農用地区域				(純)11	(〃)13				
			上記以外の地域	20		3.1	(〃)10	(〃)15	(〃)8	(〃)8		9
〃甲西町	し	下宮地	農業振興地域内の農用地区域				(〃)22	(〃)34				
			上記以外の地域	40		1.4	(〃)32	(〃)50				
	は	荊沢	国道52号線沿いの古市場境から南へ新津酒店までの道路沿い	50		1.5	(周)比準	(周)比準				
			国道52号線の小松時計店から増穂町境までの道路沿い	50		2.6	(〃)〃	(〃)〃				
			農業振興地域内の農用地区域				(純)18	(純)28				
			上記以外の地域	40		2.7	(〃)22	(〃)37				
	ひ	東南湖	農業振興地域内の農用地区域				(〃)32	(〃)34				
			上記以外の地域	30		2.8	(〃)41	(〃)45				
	ふ	古市場	国道52号線沿い	50		1.7	(周)比準	(周)比準				
			農業振興地域内の農用地区域				(純)15	(純)26				
			上記以外の地域	50		2.7	(〃)18	(〃)32				
		上記以外	農業振興地域内の農用地区域				(〃)13	(〃)26				
			上記以外の地域	20		3.0	(〃)16	(〃)28	(純)8	(純)8		

市区町村名	記号	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借割地権合	路線価図のページ	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%		倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
北巨摩郡双葉町	う	宇津谷	農業振興地域内の農用地区域				(純)12	(純)16				
			上記以外の地域	30		2.2	(〃)17	(〃)24	(純)17	(純)17		
	し	下今井	農業振興地域内の農用地区域				(〃)16	(〃)23				
			上記以外の地域	40		1.8	(〃)18	(〃)27	(〃)16	(〃)16		
		志田	農業振興地域内の農用地区域				(〃)12	(〃)16				
			上記以外の地域	30		2.0	(〃)17	(〃)23	(〃)15	(〃)15		
	り	竜地	農業振興地域内の農用地区域				(〃)18	(〃)25				
			上記以外の地域	30		2.4	(〃)28	(〃)40	(〃)19	(〃)19		
		上記以外	農業振興地域内の農用地区域				(〃)13	(〃)18				
			上記以外の地域	20		2.6	(〃)15	(〃)21	(〃)10	(〃)10		
〃明野村		全	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 5	(〃) 8				
			上記以外の地域	20		2.6	(〃) 7	(〃)11	(〃) 8	(〃) 8		
〃須玉町	わ	若神子	農業振興地域内の農用地区域				(〃)11	(〃)19				
			上記以外の地域	40		2.0	(〃)16	(〃)26	(〃)12	(〃)12		
		上記以外	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 7	(〃) 9				
			上記以外の地域	20		1.6	(〃) 9	(〃)12	(〃) 8	(〃) 8		
〃高根町	き	清里	念場原3545番地・3466番地の地域	50		1.9	(中)66	(中)87	(中)65	(中)65		
			農業振興地域内の農用地区域				(純)22	(純)27				
			上記以外の地域	20		4.8	(〃)31	(〃)42	(純)14	(純)14		
	み	箕輪新町	農業振興地域内の農用地区域				(〃)10	(〃)14				
			上記以外の地域	30		3.7	(〃)11	(〃)16	(〃)13	(〃)13		
	む	村山西割	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 9	(〃)14				
			上記以外の地域	30		4.3	(〃)10	(〃)17	(〃)13	(〃)13		
		上記以外	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 8	(〃)15				
			上記以外の地域	20		2.4	(〃) 9	(〃)17	(〃)12	(〃)12		
〃長坂町	お	大井ケ森	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 9	(〃)13				
			上記以外の地域	20		4.9	(〃)10	(〃)15	(〃)17	(〃)17		
	こ	小荒間	農業振興地域内の農用地区域				(〃)10	(〃)13				
			上記以外の地域	20		3.6	(〃)11	(〃)16	(〃)14	(〃)14		
	た	大八田	農業振興地域内の農用地区域				(〃)10	(〃)13				
			上記以外の地域	30		4.2	(〃)11	(〃)15	(〃)12	(〃)12		
	な	長坂上条	県道沿い	50		2.3	(中)23	(中)33				
			農業振興地域内の農用地区域				(純)12	(純)27				
			上記以外の地域	30		1.5	(〃)15	(〃)20	(純)12	(純)12		
		上記以外	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 7	(〃)10				
			上記以外の地域	20		3.3	(〃) 8	(〃)12	(〃) 8	(〃) 8		
〃大泉村	に	西井出	字井富6654～7813番地・字石堂8240～8320番地の地域	30		11.0	—	(中)35	(中)35	(中)35		
			上記のうち農業振興地域内の農用地区域				—	(純)17				
			上記を除く農業振興地域内の農用地									

市区町村名	記号	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借割地権合	路線価図のページ	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%		倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
北巨摩郡大泉村	に		区域				(純) 6	(純) 8				
			上記以外の地域	20		2.7	(〃) 8	(〃)11	(純)16	(純)16		
	や	谷戸	字並木上のうち8588～8995番地の地域	30		12.0	—	—	(中)35	(中)35		
			農業振興地域内の農用地区域				(純) 6	(純) 8				
			上記以外の地域	20		2.5	(〃) 8	(〃)12	(純)16	(純)16		
〃小淵沢町	か	上笹尾	字篠原のうち3332番地の地域	30		3.1	—	(中)40	(中)38	(中)38		
			上記のうち農業振興地域内の農用地区域				—	(純)25				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(純)10	(〃)18				
			上記以外の地域	30		1.7	(〃)12	(〃)21	(純)17	(純)17		
	こ	小淵沢	字俸道下	30		3.3	—	(中)44	(中)32	(中)32		
			上記のうち農業振興地域内の農用地区域				—	(純)32				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(純)16	(〃)30				
			上記以外の地域	40		2.0	(〃)23	(〃)39	(純)24	(純)24		
	し	下笹尾	農業振興地域内の農用地区域				(〃)12	(〃)20				
			上記以外の地域	30		1.7	(〃)14	(〃)22	(〃)11	(〃)11		
	ま	松向	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 8	(〃)14				
			上記以外の地域	30		2.3	(〃)11	(〃)20	(〃)15	(〃)15		
〃白州町	し	白須	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 8	(〃)11				
			上記以外の地域	30		1.9	(〃)12	(〃)15	(〃)15	(〃)15		
	た	台ケ原	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 8	(〃)10				
			上記以外の地域	30		2.3	(〃)12	(〃)14	(〃)15	(〃)15		
	と	鳥原	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 7	(〃)10				
			上記以外の地域	30		2.0	(〃) 8	(〃)11	(〃)18	(〃)18		
	は	花水	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 8	(〃)11				
			上記以外の地域	30		3.3	(〃)10	(〃)13	(〃)15	(〃)15		
	よ	横手	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 7	(〃) 9				
			上記以外の地域	30		2.8	(〃) 8	(〃)10	(〃)18	(〃)18		
		上記以外	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 7	(〃) 9				
			上記以外の地域	20		2.3	(〃) 8	(〃) 9	(〃)13	(〃)13		
〃武川村	ま	牧ノ原	農業振興地域内の農用地区域				(〃)13	(〃)19				
			上記以外の地域	30		2.0	(〃)14	(〃)21	(〃)11	(〃)11		
	み	三吹	字柳川原、前川原	30		2.1	(〃)20	(〃)27	(〃)14	(〃)14		
			上記のうち農業振興地域内の農用地区域				(〃)14	(〃)20				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(〃)10	(〃)14				
			上記以外の地域	30		3.2	(〃)14	(〃)19	(〃)11	(〃)11		
		上記以外	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 8	(〃)11				
			上記以外の地域	20		3.0	(〃) 9	(〃)13	(〃) 9	(〃) 9		

市区町村名	記号	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借割地権合	路線価図のページ	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%		倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
山梨市	い	一町田中	国道20号線沿い	50		2.3	(純)42	(純)46				
			国道20号線沿いのうち農業振興地域内の農用地区域				(〃)31	(〃)34				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(〃)25	(〃)28				
			上記以外の地域	40		2.3	(〃)30	(〃)33	(純)11	(純)11		11
	う	歌田	国道20号線沿い	50		2.3	(〃)41	(〃)50				
			国道20号線沿いのうち農業振興地域内の農用地区域				(〃)31	(〃)37				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(〃)23	(〃)27				
			上記以外の地域	40		3.0	(〃)30	(〃)34	(〃)11	(〃)11		11
	お	落合	国道140号線沿い	50		2.2	(〃)35	(〃)44				
			国道140号線沿いの農業振興地域内の農用地区域				(〃)28	(〃)38				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(〃)11	(〃)15				
			上記以外の地域	40		2.2	(〃)15	(〃)20	(〃)11	(〃)11		11
		大野	農業振興地域内の農用地区域				(〃)22	(〃)31				
			上記以外の地域	40		1.8	(〃)29	(〃)40	(〃)12	(〃)12		12
	か	上神内川	一部	—	50066外	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		比準
			路線価地域内の農業振興地域内の農用地区域				(純)60	(純)66				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(〃)38	(〃)42				
			上記以外の地域	50		1.5	(中)64	(中)70				
		上石森	農業振興地域内の農用地区域				(純)26	(純)38				
			上記以外の地域	40		1.8	(〃)38	(〃)55	(純)12	(純)12		12
		上栗原	国道20号線沿い	50		2.2	(〃)34	(〃)44				
			国道20号線沿いのうち農業振興地域内の農用地区域				(〃)25	(〃)33				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(〃)14	(〃)18				
			上記以外の地域	40		1.7	(〃)20	(〃)25	(〃)11	(〃)11		11
		上岩下	農業振興地域内の農用地区域				(〃)10	(〃)12				
			上記以外の地域	30		4.0	(〃)13	(〃)15	(〃) 9	(〃) 9		9
		鴨居寺	農業振興地域内の農用地区域				(〃)18	(〃)27				
			上記以外の地域	40		2.2	(〃)24	(〃)33	(〃)11	(〃)11		11
		上ノ割	農業振興地域内の農用地区域				(〃)17	(〃)20				
			上記以外の地域	40		2.8	(〃)21	(〃)27	(〃)11	(〃)11		11
	き	北	農業振興地域内の農用地区域				(〃)13	(〃)17				
			上記以外の地域	30		3.1	(〃)19	(〃)25	(〃) 7	(〃) 7		7
		切差	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 6	(〃)15				

市区町村名	記号	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借割地権合	路線価図のページ	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%		倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
山梨市	き		上記以外の地域	30		4.0	(純) 8	(純)20	(純) 9	(純) 9		9
	こ	小原西	一部	—	50067外	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		比準
			路線価地域内の農業振興地域内の農用地区域				(純)44	(純)73				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(〃)30	(〃)45				
			上記以外の地域	40		1.7	(中)45	(中)68				
		小原東	一部	—	50071外	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		比準
			路線価地域内の農業振興地域内の農用地区域				(純)32	(純)44				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(〃)22	(〃)31				
			上記以外の地域	40		1.7	(中)40	(中)58				
	さ	三ケ所	小字連方・梨ノ木	40		2.4	(純)17	(純)22	(純)12	(純)12		12
			上記小字の農業振興地域内の農用地区域				(〃)11	(〃)15				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(〃)14	(〃)18				
			上記以外の地域	40		2.4	(〃)24	(〃)32	(〃)12	(〃)12		12
	し	下神内川	一部	—	50069外	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		比準
			路線価地域内の農業振興地域内の農用地区域				(純)35	(純)56				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(〃)24	(〃)38				
			上記以外の地域	40		2.0	(中)42	(中)67				
		下石森	農業振興地域内の農用地区域				(純)24	(純)39				
			上記以外の地域	40		1.7	(〃)33	(〃)55	(純)12	(純)12		12
		下栗原	国道20号線沿い	50		2.4	(〃)34	(〃)54				
			国道20号線沿いのうち農業振興地域内の農用地区域				(〃)25	(〃)30				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(〃)15	(〃)17				
			上記以外の地域	40		2.4	(〃)22	(〃)25	(〃)11	(〃)11		11
		下井尻	県道沿い	40		2.6	(〃)32	(〃)43				
			県道沿いの農業振興地域内の農用地区域				(〃)23	(〃)31				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(〃)13	(〃)17				
			上記以外の地域	40		2.0	(〃)18	(〃)25	(〃)11	(〃)11		11
		正徳寺	農業振興地域内の農用地区域				(〃)17	(〃)22				
			上記以外の地域	40		3.3	(〃)22	(〃)28	(〃)11	(〃)11		11
	な	中村	農業振興地域内の農用地区域				(〃)15	(〃)22				
			上記以外の地域	40		3.3	(〃)20	(〃)31	(〃)11	(〃)11		11

市区町村名	記号	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借割地権合	路線価図のページ	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%		倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
山梨市	な	七日市場	県道沿い	40		2.6	(純)33	(純)47				
			県道沿いの農業振興地域内の農用地区域				(〃)25	(〃)37				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(〃)15	(〃)23				
			上記以外の地域	40		2.0	(〃)19	(〃)27	(純)11	(純)11		11
	ひ	東後屋敷	農業振興地域内の農用地区域				(〃)13	(〃)18				
			上記以外の地域	40		3.2	(〃)19	(〃)26	(〃)11	(〃)11		11
		東	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 9	(〃)14				
			上記以外の地域	30		3.1	(〃)14	(〃)19	(〃)11	(〃)11		11
	ま	万力	国道140号線沿い	50		1.7	(〃)36	(〃)56				
			国道140号線沿いの農業振興地域内の農用地区域				(〃)26	(〃)41				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(〃)16	(〃)24				
			上記以外の地域	40		1.7	(〃)24	(〃)37	(〃) 8	(〃) 8		8
	み	南	農業振興地域内の農用地区域				(〃)12	(〃)20				
			上記以外の地域	40		1.7	(〃)18	(〃)30	(〃) 8	(〃) 8		8
	や	矢坪	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 8	(〃) 9				
			上記以外の地域	30		3.9	(〃)10	(〃)12	(〃) 9	(〃) 9		9
		上記以外	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 8	(〃) 9				
			上記以外の地域	30		2.5	(〃)10	(〃)12	(〃) 8	(〃) 8		8
塩山市	あ	赤尾	一部	—	50077	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		比準
			路線価地域内の農業振興地域内の農用地区域				(純)45	(純)60				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(〃)25	(〃)28				
			上記以外の地域	50		2.8	(中)42	(中)47	(純)12	(純)12		12
	う	牛奥	農業振興地域内の農用地区域				(純)11	(純)14				
			上記以外の地域	30		2.6	(〃)14	(〃)19	(純)10	(純)10		10
	か	上於曽	一部	—	50073外	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		比準
			路線価地域内の農業振興地域内の農用地区域				(純)46	(純)70				
			甲府並びに牧丘に至る県道沿い	50		1.3	(中)66	(中)90				
			甲府並びに牧丘に至る県道沿いの農業振興地域内の農用地区域				(純)42	(純)54				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(〃)30	(〃)35				
			上記以外の地域	50		1.3	(中)45	(中)50				
		上塩後	甲府並びに牧丘町に至る県道沿い	40		1.8	(〃)51	(〃)55				
			甲府並びに牧丘町に至る県道沿いの農業振興地域内の農用地区域				(純)34	(純)37				
			上記を除く農業振興地域内の農用地									

市区町村名	記号	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借割地権合	路線価図のページ	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%		倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
塩山市	か		区域				(純)20	(純)24				
			上記以外の地域	40		2.6	(中)28	(中)34	(純)12	(純)12		12
		西広門田	県道及び都市計画道路沿い	50		3.3	(純)37	(純)43	(〃)11	(〃)11		11
			県道及び都市計画道路沿いの農業振興地域内の農用地区域				(〃)28	(〃)32				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(〃)20	(〃)23				
			上記以外の地域	40		3.3	(〃)25	(〃)29	(〃)11	(〃)11		11
		上井尻	牧丘町に至る県道沿い	50		3.6	(〃)34	(〃)44				
			牧丘町に至る県道沿いの農業振興地域内の農用地区域				(〃)24	(〃)31				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(〃)16	(〃)21				
			上記以外の地域	40		3.7	(〃)19	(〃)26	(〃)11	(〃)11		11
	く	熊野	県道及び都市計画道路沿い	50		3.3	(〃)35	(〃)45	(〃)11	(〃)11		11
			県道及び都市計画道路沿いの農業振興地域内の農用地区域				(〃)26	(〃)34				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(〃)17	(〃)25				
			上記以外の地域	40		3.3	(〃)23	(〃)30	(〃)11	(〃)11		11
	こ	小屋敷	牧丘町に至る県道沿い	40		2.8	(〃)24	(〃)31				
			牧丘町に至る県道沿いの農業振興地域内の農用地区域				(〃)19	(〃)25				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(〃)16	(〃)18				
			上記以外の地域	30		2.5	(〃)19	(〃)21	(〃) 8	(〃) 8		8
	し	下於曽	一部	—	50073外	路	(周)比準	(周)比準				
			路線価地域内の農業振興地域内の農用地区域				(純)40	(純)55				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(〃)28	(〃)37				
			上記以外の地域	50		2.0	(中)55	(中)64				
		下塩後	甲府に至る県道沿い	50		2.0	(〃)45	(〃)50				
			甲府に至る県道沿いの農業振興地域内の農用地区域				(純)35	(純)38				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(〃)27	(〃)30				
			上記以外の地域	40		2.6	(中)38	(中)42	(純)12	(純)12		12
	ち	千野	甲府・青梅線沿い	50		1.6	(純)41	(純)55				
			甲府・青梅線沿いの農業振興地域内の農用地区域				(〃)31	(〃)40				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(〃)22	(〃)26				

市区町村名	記号	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借割地権合	路線価図のページ	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%		倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
塩山市	ち		上記以外の地域	40		2.7	(純)33	(純)39	(純) 9	(純) 9		9
	な	中萩原	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 8	(〃)12				
			上記以外の地域	30		2.5	(〃)12	(〃)18	(〃)10	(〃)10		10
	み	三日市場	牧丘町に至る県道沿い	40		3.5	(〃)30	(〃)36				
			牧丘町に至る県道沿いの農業振興地域内の農用地区域				(〃)24	(〃)29				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(〃)20	(〃)23				
			上記以外の地域	40		3.7	(〃)25	(〃)30	(〃)11	(〃)11		11
		上記以外	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 5	(〃) 8				
			上記以外の地域	30		2.4	(〃) 7	(〃)11	(〃) 8	(〃) 8		8
東山梨郡勝沼町	お	小佐手	農業振興地域内の農用地区域				(〃)20	(〃)20				
			上記以外の地域	30		3.2	(〃)27	(〃)27	(〃) 6	(〃) 6		6
	か	勝沼	国道20号線沿い	50		1.8	(〃)70	(〃)70				
			国道20号線沿いのうち農業振興地域内の農用地区域				(〃)52	(〃)52				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(〃)31	(〃)31				
			上記以外の地域	40		2.9	(〃)39	(〃)39	(〃) 6	(〃) 6		6
		上岩崎	勝沼バイパス沿い	50		3.2	(〃)39	(〃)39				
			勝沼バイパス沿いの農業振興地域内の農用地区域				(〃)29	(〃)29				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(〃)23	(〃)23				
			上記以外の地域	40		3.0	(〃)31	(〃)31	(〃) 6	(〃) 6		6
	き	休息	農業振興地域内の農用地区域				(〃)24	(〃)24				
			上記以外の地域	30		3.3	(〃)33	(〃)33	(〃) 6	(〃) 6		6
	し	下岩崎	勝沼バイパス沿い	50		3.2	(〃)49	(〃)49				
			勝沼バイパス沿いの農業振興地域内の農用地区域				(〃)37	(〃)37				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(〃)24	(〃)24				
			上記以外の地域	40		2.9	(〃)33	(〃)33	(〃) 6	(〃) 6		6
	と	等々力	国道20号線沿い	50		1.5	(〃)71	(〃)71				
			国道20号線沿いのうち農業振興地域内の農用地区域				(〃)53	(〃)53				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(〃)27	(〃)27				
			上記以外の地域	40		3.9	(〃)37	(〃)37	(〃) 6	(〃) 6		6
	な	中原	農業振興地域内の農用地区域				(〃)15	(〃)15				
			上記以外の地域	30		4.2	(〃)21	(〃)20	(〃) 7	(〃) 7		7
	ひ	菱山	農業振興地域内の農用地区域				(〃)16	(〃)16				
			上記以外の地域	30		3.1	(〃)22	(〃)22	(〃) 7	(〃) 7		7

市区町村名	記号	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借割地権合	路線価図のページ	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%		倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
東山梨郡勝沼町	ふ	藤井	勝沼バイパス沿い	50		3.0	(純)33	(純)33				
			勝沼バイパス沿いの農業振興地域内の農用地区域				(〃)22	(〃)22				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(〃)15	(〃)15				
			上記以外の地域	40		2.6	(〃)22	(〃)22	(純) 6	(純) 6		6
	や	山	農業振興地域内の農用地区域				(〃)16	(〃)16				
			上記以外の地域	40		3.2	(〃)22	(〃)22	(〃) 6	(〃) 6		6
	わ	綿塚	農業振興地域内の農用地区域				(〃)20	(〃)20				
			上記以外の地域	40		2.8	(〃)27	(〃)27	(〃) 6	(〃) 6		6
		上記以外	農業振興地域内の農用地区域				(〃)12	(〃)12				
			上記以外の地域	30		2.3	(〃)16	(〃)16	(〃) 4	(〃) 4		4
〃大和村		全	農業振興地域内の農用地区域				(〃)11	(〃)13				
			上記以外の地域	30		2.0	(〃)14	(〃)16	(〃) 4	(〃) 4		4
〃牧丘町	く	窪平	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 8	(〃)10				
			上記以外の地域	30		1.8	(〃)10	(〃)14	(〃) 6	(〃) 6		6
		上記以外	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 5	(〃) 6				
			上記以外の地域	30		2.3	(〃) 7	(〃) 8	(〃) 6	(〃) 6		6
〃三富村		全	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 7	(〃) 9				
			上記以外の地域	30		2.8	(〃) 9	(〃)12	(〃) 6	(〃) 6		6
〃春日居町	か	加茂	主要道路沿い	50		1.9	(〃)48	(〃)48	(〃)11	(〃)11		11
			主要道路沿いの農業振興地域内の農用地区域				(〃)38	(〃)38				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(〃)20	(〃)20				
			上記以外の地域	40		1.5	(〃)27	(〃)27	(〃) 7	(〃) 7		7
	く	熊野堂	主要道路沿い	50		1.8	(〃)42	(〃)42	(〃)11	(〃)11		11
			主要道路沿いの農業振興地域内の農用地区域				(〃)31	(〃)31				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(〃)21	(〃)21				
			上記以外の地域	40		1.6	(〃)28	(〃)28	(〃) 7	(〃) 7		7
		桑戸	主要道路沿い	50		1.9	(〃)43	(〃)43	(〃)11	(〃)11		11
			主要道路沿いの農業振興地域内の農用地区域				(〃)32	(〃)32				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(〃)20	(〃)20				
			上記以外の地域	40		1.6	(〃)28	(〃)28	(〃) 7	(〃) 7		7
	こ	小松	小字下河原のうち主要道路沿い	50		1.8	(〃)78	(〃)78	(〃)12	(〃)12		12
			小字下河原のうち主要道路沿いの農業振興地域内の農用地区域				(〃)62	(〃)62				

市(区)町村名	記号	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借割地権合	路線価図のページ	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%		倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
東山梨郡春日居町	こ		上記地域以外の主要道路沿いの農業振興地域内の農用地区域				(純)35	(純)35				
			上記以外の地域の主要道路沿い	50		1.8	(〃)47	(〃)47	(純)12	(純)12		12
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(〃)21	(〃)21				
			上記以外の地域	40		2.0	(〃)28	(〃)28	(〃)11	(〃)11		11
		国府	県道下神内川、石和停車場線沿い	50		1.8	(〃)60	(〃)60	(〃)14	(〃)14		14
			県道下神内川、石和停車場線沿いの農業振興地域内の農用地区域				(〃)48	(〃)48				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(〃)30	(〃)30				
			上記以外の地域	50		2.2	(〃)40	(〃)40	(〃)12	(〃)12		12
	し	下岩下	主要道路沿い	40		1.6	(〃)31	(〃)31	(〃)7	(〃)7		7
			主要道路沿いの農業振興地域内の農用地区域				(〃)24	(〃)24				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(〃)15	(〃)15				
			上記以外の地域	30		1.6	(〃)20	(〃)20	(〃)6	(〃)6		6
		鎮目	①小字南河原、小島田のうち県道下神内川、石和停車場線沿い	50		2.0	(〃)76	(〃)76	(〃)14	(〃)14		14
			小字南河原、小島田のうち県道下神内川、石和停車場線沿いの農業振興地域内の農用地区域				(〃)61	(〃)61				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(〃)33	(〃)33				
			上記小字の内上記以外の地域	50		2.1	(〃)41	(〃)41	(〃)12	(〃)12		12
			②小字椚田、村上、大儘、的場、小御堂、御嶽、三島のうち国道140号線沿い	50		2.5	(〃)56	(〃)56	(〃)12	(〃)12		12
			小字椚田、村上、大儘、的場、小御堂、御嶽、三島のうち国道140号線沿いの農業振興地域内の農用地区域				(〃)45	(〃)45				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(〃)24	(〃)24				
			上記小字の内上記以外の地域	40		1.6	(〃)30	(〃)30	(〃)7	(〃)7		7
			③小字上町田、下町田、寺前、宮の前	40		1.7	(〃)23	(〃)23	(〃)7	(〃)7		7
			小字上町田、下町田、寺前、宮の前農業振興地域内の農用地区域				(〃)18	(〃)18				
			④上記以外の農業振興地域内の農用地区域				(〃)26	(〃)26				
			上記以外の地域	30		2.1	(〃)35	(〃)35	(〃)7	(〃)7		7

市(区)町村名	記号	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借割地権合	路線価図のページ	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%		倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
東山梨郡春日居町	て	寺本	主要道路沿い	50		2.1	(純)52	(純)52	(純)11	(純)11		11
			主要道路沿いの農業振興地域内の農用地区域				(〃)39	(〃)39				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(〃)26	(〃)26				
			上記以外の地域	40		2.1	(〃)36	(〃)36	(〃)11	(〃)11		11
	と	徳条	主要道路沿い	50		1.8	(〃)42	(〃)42	(〃)11	(〃)11		11
			主要道路沿いの農業振興地域内の農用地区域				(〃)34	(〃)34				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(〃)18	(〃)18				
			上記以外の地域	40		1.7	(〃)23	(〃)23	(〃)7	(〃)7		7
	へ	別田	主要道路沿い	50		2.0	(〃)51	(〃)51	(〃)11	(〃)11		11
			主要道路沿いの農業振興地域内の農用地区域				(〃)41	(〃)41				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(〃)28	(〃)28				
			上記以外の地域	40		1.8	(〃)34	(〃)34	(〃)11	(〃)11		11
東八代郡石和町	い	井戸	農業振興地域内の農用地区域				(〃)19	(〃)21				
			上記以外の地域	30		1.5	(〃)25	(〃)28	(〃)11	(〃)11		11
		今井	農業振興地域内の農用地区域				(〃)21	(〃)28				
			上記以外の地域	30		1.4	(〃)28	(〃)37	(〃)11	(〃)11		11
		市部	①一部	—	50078外	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		比準
			路線価地域内の農業振興地域内の農用地区域				(純)69	(純)71				
			②小字川向、鵜、広岡、沖村町、観音寺前、西河原	50		1.6	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		比準
			上記小字の内農業振興地域内の農用地区域				(純)82	(純)82				
			③小字長塚、腰巻、六反田	40		1.2	(中)43	(中)66	(純)12	(純)12		12
			上記小字の内農業振興地域内の農用地区域				(純)24	(純)31				
	か	唐柏	小字池田、下河原、上河原、清水のうち主要道路沿い	40		2.4	(〃)83	(〃)77	(〃)12	(〃)12		12
			上記のうち農業振興地域内の農用地区域				(〃)66	(〃)66				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(〃)59	(〃)59				
			上記以外の地域	30		1.7	(〃)67	(〃)67	(〃)11	(〃)11		11
		上平井	①小字井上、高水口、新沼原、大沼原、御堂、寿町、小山田	40		2.2	(〃)45	(〃)47	(〃)12	(〃)12		12
			上記小字のうち農業振興地域内の農用地区域				(〃)34	(〃)36				

市区町村名	記号	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借割地権合	路線価図のページ	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%		倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
東八代郡石和町	か		②小字村中、西新井、下前田、中新井、東新井、宮ノ上、宮ノ下、前田、赤井	40		1.3	(純)38	(純)38	(純)11	(純)11		11
			上記小字のうち農業振興地域内の農用地区域				(〃)29	(〃)32				
			③上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(〃)19	(〃)21				
			上記以外の地域	30		1.2	(〃)26	(〃)28	(〃) 9	(〃) 9		9
		川中島	①一部	—	50083外	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		比準
			路線価地域内の農業振興地域内の農用地区域				(純)61	(純)68				
			②小字西砂間、東金川、東道永、南三斗、西道永	50		1.4	(中)46	(中)53	(純)12	(純)12		12
			上記小字のうち農業振興地域内の農用地区域				(純)28	(純)42				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(〃)25	(〃)25				
			上記以外の地域	40		1.4	(〃)38	(〃)39	(〃)11	(〃)11		11
	く	窪中島	①一部	—	50078	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		比準
			路線価地域内の農業振興地域内の農用地区域				(純)65	(純)62				
			②小字北新開町、新開町、善海町のうち上記を除く地域	50		2.0	(中)69	(中)64	(純)16	(純)16		16
			上記のうち農業振興地域内の農用地区域				(純)47	(純)45				
			③上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(〃)41	(〃)39				
			上記以外の地域	50		1.8	(〃)62	(〃)59	(〃)12	(〃)12		12
	こ	河内	主要道路沿い	40		1.6	(〃)47	(〃)54	(〃)12	(〃)12		12
			主要道路沿いの農業振興地域内の農用地区域				(〃)35	(〃)40				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(〃)27	(〃)31				
			上記以外の地域	40		1.3	(〃)37	(〃)43	(〃)11	(〃)11		11
		小石和	①小字神明の主要道路沿い	40		1.8	(〃)54	(〃)63	(〃)11	(〃)11		11
			上記のうち農業振興地域内の農用地区域				(〃)40	(〃)47				
			②小字神明の上記以外の地域及び小字堀内、上堀、中堀、観音講	30		1.4	(〃)42	(〃)49	(〃)11	(〃)11		11
			上記のうち農業振興地域内の農用地区域				(〃)32	(〃)32				
			③上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(〃)24	(〃)28				

市区町村名	記号	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借割地権合	路線価図のページ	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%		倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
東八代郡石和町	こ		上記以外の地域	30		1.3	(純)32	(純)37	(純) 9	(純) 9		9
	し	下平井	①勝沼バイパス沿い	50		3.0	(〃)47	(〃)58				
			勝沼バイパス沿いの農業振興地域内の農用地区域				(〃)35	(〃)43				
			②小字大豆生田、永塚	40		2.4	(〃)48	(〃)50	(〃)12	(〃)12		12
			上記のうち農業振興地域内の農用地区域				(〃)35	(〃)36				
			③上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(〃)24	(〃)23				
			上記以外の地域	30		1.9	(〃)32	(〃)30	(〃) 9	(〃) 9		9
	す	砂原	農業振興地域内の農用地区域				(〃)18	(〃)22				
			上記以外の地域	30		1.1	(〃)28	(〃)34	(〃)11	(〃)11		11
	な	中川	勝沼バイパス沿い	50		2.4	(〃)46	(〃)47				
			勝沼バイパス沿いの農業振興地域内の農用地区域				(〃)35	(〃)35				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(〃)18	(〃)18				
			上記以外の地域	30		1.5	(〃)31	(〃)31	(〃)11	(〃)11		11
	は	八田	農業振興地域内の農用地区域				(〃)66	(〃)54				
			上記以外の地域	—	50080外	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		比準
	ひ	広瀬	①甲府バイパス沿い	50		2.2	(中)160	(中)160	(中)80	(中)80		80
			甲府バイパス沿いのうち農業振興地域内の農用地区域				(純)120	(純)120				
			②小字仲町、西町、早稲田のうち主要道路沿い及び中瀬河原	40		1.6	(中)110	(中)105	(純)12	(純)12		12
			上記のうち農業振興地域内の農用地区域				(純)75	(純)66				
			③上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(〃)38	(〃)41				
			上記以外の地域	40		1.3	(中)52	(中)60	(〃)11	(〃)11		11
		東高橋	農業振興地域内の農用地区域				(純)33	(純)43				
			上記以外の地域	40		1.8	(〃)50	(〃)67	(〃)11	(〃)11		11
		東油川	農業振興地域内の農用地区域				(〃)18	(〃)23				
			上記以外の地域	30		1.3	(〃)23	(〃)29	(〃)11	(〃)11		11
	ま	松本	①一部	—	50078外	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		比準
			路線価地域内の農業振興地域内の農用地区域				(純)38	(純)48				
			②小字新居前、畔作、鳥居、清水、小石田のうち主要道路沿い	50		2.3	(中)35	(中)56	(中)80	(中)80		80
			上記のうち農業振興地域内の農用地区域				(純)25	(純)37				
			③小字新居前、畔作、鳥居、清水、小石田のうち主要道路沿いを除く地									

市(区)町村名	記号	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借割地権合	路線価図のページ	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%		倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
東八代郡石和町	ま		域及び寺の前	40		1.2	(純)20	(純)30	(純) 9	(純) 9		9
			上記のうち農業振興地域内の農用地区域				(〃)15	(〃)23				
			④小字三斗六升	30		1.1	(〃)26	(〃)33	(〃) 7	(〃) 7		7
			小字三斗六升の農業振興地域内の農用地区域				(〃)19	(〃)27				
			⑤上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(〃)15	(〃)36				
			上記以外の地域	40		1.2	(〃)20	(〃)49	(〃) 8	(〃) 8		8
	や	山崎	農業振興地域内の農用地区域				(〃)40	(〃)49				
			上記以外の地域	—	50079外	路	(周)比準	(周)比準				
	よ	四日市場	①甲府バイパス沿い	50		2.3	(中)140	(中)140	(中)80	(中)80		80
			甲府バイパス沿いのうち農業振興地域内の農用地区域				(純)85	(純)85				
			②笛吹川以西で甲府バイパス沿いを除く地域	50		2.6	(中)65	(中)62	(純)12	(純)12		12
			上記のうち農業振興地域内の農用地区域				(純)54	(純)50				
			③上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(〃)25	(〃)24				
			上記以外の地域	40		1.4	(〃)30	(〃)30	(〃) 9	(〃) 9		9
〃一宮町	い	一ノ宮	勝沼バイパス沿い	50		2.2	(〃)49	(〃)66				
			勝沼バイパス沿いの農業振興地域内の農用地区域				(〃)39	(〃)53				
			県道沿い	40		1.5	(〃)36	(〃)48				
			県道沿いの農業振興地域内の農用地区域				(〃)30	(〃)40				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(〃)20	(〃)27				
			上記以外の地域	40		1.1	(〃)25	(〃)33	(〃)14	(〃)14		14
		市之蔵	農業振興地域内の農用地区域				(〃)12	(〃)20				
			上記以外の地域	30		1.8	(〃)20	(〃)34	(〃) 9	(〃) 9		9
		石	勝沼バイパス沿い	50		2.6	(〃)35	(〃)42				
			勝沼バイパス沿いの農業振興地域内の農用地区域				(〃)24	(〃)30				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(〃)12	(〃)16				
			上記以外の地域	30		2.1	(〃)19	(〃)24	(〃) 8	(〃) 8		8
	か	金田	県道沿い	50		1.7	(〃)67	(〃)64				
			県道沿いの農業振興地域内の農用地区域				(〃)53	(〃)51				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(〃)25	(〃)24				

市(区)町村名	記号	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借割地権合	路線価図のページ	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%		倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
東八代郡一宮町	か		上記以外の地域	40		1.5	(純)34	(純)33	(純)14	(純)14		14
		上矢作	農業振興地域内の農用地区域				(〃)15	(〃)19				
			上記以外の地域	40		2.1	(〃)19	(〃)23	(〃)11	(〃)11		11
		神沢	農業振興地域内の農用地区域				(〃)11	(〃)18				
			上記以外の地域	40		1.6	(〃)14	(〃)23	(〃) 7	(〃) 7		7
	き	北野呂	農業振興地域内の農用地区域				(〃)16	(〃)19				
			上記以外の地域	40		2.7	(〃)19	(〃)22	(〃)11	(〃)11		11
		北都塚	農業振興地域内の農用地区域				(〃)18	(〃)24				
			上記以外の地域	40		2.4	(〃)23	(〃)30	(〃)11	(〃)11		11
	こ	小城	農業振興地域内の農用地区域				(〃)19	(〃)28				
			上記以外の地域	40		3.6	(〃)24	(〃)36	(〃)11	(〃)11		11
		国分	農業振興地域内の農用地区域				(〃)23	(〃)31				
			上記以外の地域	40		2.7	(〃)30	(〃)40	(〃)11	(〃)11		11
	し	下矢作	農業振興地域内の農用地区域				(〃)15	(〃)19				
			上記以外の地域	40		1.5	(〃)25	(〃)33	(〃)11	(〃)11		11
		塩田	農業振興地域内の農用地区域				(〃)14	(〃)22				
			上記以外の地域	40		1.5	(〃)18	(〃)27	(〃)11	(〃)11		11
		地蔵堂	勝沼バイパス沿い	50		2.6	(〃)36	(〃)67				
			勝沼バイパス沿いの農業振興地域内の農用地区域				(〃)24	(〃)45				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(〃)11	(〃)20				
			上記以外の地域	40		1.3	(〃)15	(〃)28	(〃) 7	(〃) 7		7
	す	末木	勝沼バイパス沿い	50		2.2	(〃)84	(〃)65				
			勝沼バイパス沿いの農業振興地域内の農用地区域				(〃)56	(〃)45				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(〃)45	(〃)37				
			上記以外の地域	40		2.1	(〃)61	(〃)48	(〃)11	(〃)11		11
	せ	千米寺	勝沼バイパス沿い	50		2.6	(〃)24	(〃)45				
			勝沼バイパス沿いの農業振興地域内の農用地区域				(〃)20	(〃)38				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(〃)11	(〃)20				
			上記以外の地域	30		1.6	(〃)13	(〃)23	(〃) 8	(〃) 8		8
	た	竹原田	勝沼バイパス沿い	50		3.0	(〃)49	(〃)55				
			勝沼バイパス沿いの農業振興地域内の農用地区域				(〃)44	(〃)49				
			県道沿い	40		3.8	(〃)40	(〃)47				
			県道沿いの農業振興地域内の農用地区域				(〃)30	(〃)34				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(〃)30	(〃)34				

市(区)町村名	記号	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借割地権合	路線価図のページ	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%		倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
東八代郡一宮町	た		上記以外の地域	40		2.0	(純)37	(純)41	(純)14	(純)14		14
		田中	国道及び県道沿い	40		2.2	(〃)74	(〃)69				
			国道及び県道沿いの農業振興地域内の農用地区域				(〃)59	(〃)55				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(〃)42	(〃)39				
			上記以外の地域	40		2.0	(〃)44	(〃)41	(〃)14	(〃)14		14
	つ	坪井	県道沿い	40		2.3	(〃)41	(〃)46				
			県道沿いの農業振興地域内の農用地区域				(〃)29	(〃)31				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(〃)20	(〃)22				
			上記以外の地域	40		2.0	(〃)27	(〃)30	(〃)14	(〃)14		14
	な	中尾	勝沼バイパス沿い	50		3.3	(〃)35	(〃)53				
			勝沼バイパス沿いの農業振興地域内の農用地区域				(〃)24	(〃)40				
			県道沿い	40		1.3	(〃)43	(〃)49				
			県道沿いの農業振興地域内の農用地区域				(〃)34	(〃)39				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(〃)14	(〃)18				
			上記以外の地域	40		1.3	(〃)19	(〃)26	(〃)14	(〃)14		14
	ひ	東原	勝沼バイパス沿い	50		2.5	(〃)53	(〃)75				
			勝沼バイパス沿いの農業振興地域内の農用地区域				(〃)40	(〃)50				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(〃)18	(〃)21				
			上記以外の地域	40		1.8	(〃)27	(〃)31	(〃)11	(〃)11		11
	み	南野呂	勝沼バイパス沿い	50		3.3	(〃)35	(〃)53				
			勝沼バイパス沿いの農業振興地域内の農用地区域				(〃)24	(〃)40				
			県道沿い	40		2.8	(〃)29	(〃)36				
			県道沿いの農業振興地域内の農用地区域				(〃)17	(〃)21				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(〃)12	(〃)15				
			上記以外の地域	40		2.1	(〃)17	(〃)21	(〃)11	(〃)11		11
	も	本都塚	県道沿い	40		2.7	(〃)68	(〃)53				
			県道沿いの農業振興地域内の農用地区域				(〃)43	(〃)33				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(〃)33	(〃)26				
			上記以外の地域	40		2.3	(〃)44	(〃)34	(〃)12	(〃)12		12

市(区)町村名	記号	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借割地権合	路線価図のページ	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%		倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
		上記以外	農業振興地域内の農用地区域				(純) 9	(純)12				
			上記以外の地域	30		1.8	(〃)12	(〃)17	(純) 6	(純) 6		6
東八代郡御坂町	い	井ノ上	国道137号線沿い	40		2.5	(〃)26	(〃)26				
			国道137号線沿いの農業振興地域内の農用地区域				(〃)19	(〃)19				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(〃)12	(〃)12				
			上記以外の地域	30		2.1	(〃)16	(〃)16	(〃)12	(〃)12		12
	お	尾山	国道137号線沿い	40		2.2	(〃)24	(〃)24				
			国道137号線沿いの農業振興地域内の農用地区域				(〃)18	(〃)18				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(〃)11	(〃)11				
			上記以外の地域	30		2.2	(〃)13	(〃)13	(〃) 8	(〃) 8		8
	か	上黒駒	国道137号線沿い	30		2.8	(〃)16	(〃)21				
			国道137号線沿いの農業振興地域内の農用地区域				(〃)12	(〃)16				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(〃) 9	(〃)13				
			上記以外の地域	20		1.7	(〃)11	(〃)15	(〃) 6	(〃) 6		6
		金川原	農業振興地域内の農用地区域				(〃)15	(〃)18				
			上記以外の地域	30		2.4	(〃)19	(〃)24	(〃)12	(〃)12		12
	く	栗合	国道137号線沿い	50		1.7	(〃)32	(〃)41				
			国道137号線沿いの農業振興地域内の農用地区域				(〃)27	(〃)34				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(〃)11	(〃)14				
			上記以外の地域	40		1.2	(〃)15	(〃)19	(〃)12	(〃)12		12
	こ	国衙	国道137号線沿い	40		2.5	(〃)19	(〃)23				
			国道137号線沿いの農業振興地域内の農用地区域				(〃)15	(〃)18				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(〃)10	(〃)12				
			上記以外の地域	30		1.9	(〃)12	(〃)15	(〃)12	(〃)12		12
	し	下黒駒	国道137号線沿い	40		2.3	(〃)16	(〃)19				
			国道137号線沿いの農業振興地域内の農用地区域				(〃)13	(〃)15				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(〃) 8	(〃) 9				
			上記以外の地域	30		2.0	(〃)10	(〃)11	(〃) 8	(〃) 8		8
		下野原	国道137号線沿い	40		1.6	(〃)25	(〃)28				
			国道137号線沿いの農業振興地域内の農用地区域				(〃)19	(〃)22				

市区町村名	記号	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借割地権合	路線価図のページ	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%		倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
東八代郡御坂町	し		上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(純)10	(純)11				
			上記以外の地域	30		1.5	(〃)13	(〃)15	(純) 8	(純) 8		8
	な	夏目原	国道137号線沿い	50		1.6	(〃)32	(〃)37				
			国道137号線沿いの農業振興地域内の農用地区域				(〃)26	(〃)30				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(〃)13	(〃)15				
			上記以外の地域	40		1.7	(〃)16	(〃)18	(〃)12	(〃)12		12
		成田	国道137号線沿い	40		2.6	(〃)26	(〃)31				
			国道137号線沿いの農業振興地域内の農用地区域				(〃)18	(〃)21				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(〃)14	(〃)16				
			上記以外の地域	30		1.8	(〃)18	(〃)20	(〃)12	(〃)12		12
	に	二の宮	国道137号線沿い	40		2.5	(〃)25	(〃)24				
			国道137号線沿いの農業振興地域内の農用地区域				(〃)18	(〃)17				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(〃)15	(〃)15				
			上記以外の地域	30		2.3	(〃)19	(〃)19	(〃)12	(〃)12		12
	ふ	藤之木	国道137号線沿い	30		3.1	(〃)21	(〃)20				
			国道137号線沿いの農業振興地域内の農用地区域				(〃)16	(〃)15				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(〃) 7	(〃) 7				
			上記以外の地域	20		1.2	(〃) 9	(〃) 9	(〃) 8	(〃) 8		8
		上記以外	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 9	(〃)10				
			上記以外の地域	30		1.7	(〃)11	(〃)11	(〃) 7	(〃) 7		7
〃中道町	う	右左口	農業振興地域内の農用地区域				(〃)14	(〃)16				
			上記以外の地域	40		1.5	(〃)16	(〃)18	(〃) 7	(〃) 7		7
	か	上曽根	主要道路沿い	40		1.5	(〃)33	(〃)45				
			主要道路沿いの農業振興地域内の農用地区域				(〃)27	(〃)36				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(〃)14	(〃)19				
			上記以外の地域	40		1.5	(〃)18	(〃)24	(〃) 7	(〃) 7		7
	し	下曽根	主要道路沿い	40		2.1	(〃)27	(〃)33				
			主要道路沿いの農業振興地域内の農用地区域				(〃)21	(〃)26				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(〃)13	(〃)17				
			上記以外の地域	40		1.7	(〃)16	(〃)22	(〃) 9	(〃) 9		9

市区町村名	記号	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借割地権合	路線価図のページ	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%		倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
東八代郡中道町	し	白井	主要道路沿い	40		1.6	(純)28	(純)35				
			主要道路沿いの農業振興地域内の農用地区域				(〃)23	(〃)28				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(〃)16	(〃)20				
			上記以外の地域	40		1.2	(〃)20	(〃)25	(純) 7	(純) 7		7
		心経寺	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 9	(〃)10				
			上記以外の地域	30		2.9	(〃)13	(〃)14	(〃) 7	(〃) 7		7
		下向山	農業振興地域内の農用地区域				(〃)13	(〃)15				
			上記以外の地域	30		3.3	(〃)16	(〃)19	(〃) 7	(〃) 7		7
	な	中畑	農業振興地域内の農用地区域				(〃)12	(〃)13				
			上記以外の地域	30		1.3	(〃)14	(〃)16	(〃) 7	(〃) 7		7
		上記以外	農業振興地域内の農用地区域				(〃)10	(〃)12				
			上記以外の地域	30		2.0	(〃)12	(〃)14	(〃) 7	(〃) 7		7
〃豊富村	あ	浅利	農業振興地域内の農用地区域				(〃)11	(〃)14				
			上記以外の地域	30		1.6	(〃)14	(〃)18	(〃) 5	(〃) 5		5
		上記以外	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 8	(〃)11				
			上記以外の地域	30		1.6	(〃)11	(〃)15	(〃) 5	(〃) 5		5
〃八代町	き	北	①地番1252～1387、1660～1779、1923～2014の地域	40		1.8	(〃)23	(〃)18	(〃) 8	(〃) 8		8
			②地番1252～1387、1660～1779、1923～2014の農業振興地域内の農用地区域				(〃)16	(〃)12				
			③地番1386～1484、1605～1665の地域	40		1.4	(〃)20	(〃)15	(〃) 8	(〃) 8		8
			④地番1386～1484、1605～1665の農業振興地域内の農用地区域				(〃)14	(〃)11				
			⑤上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(〃) 9	(〃)10				
			⑥上記以外の地域	30		1.2	(〃)12	(〃)13	(〃) 8	(〃) 8		8
	た	竹居	農業振興地域内の農用地区域				(〃)11	(〃)13				
			上記以外の地域	30		3.5	(〃)14	(〃)17	(〃) 5	(〃) 5		5
	な	永井	農業振興地域内の農用地区域				(〃)10	(〃)14				
			上記以外の地域	30		1.4	(〃)14	(〃)19	(〃) 7	(〃) 7		7
		奈良原	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 6	(〃) 9				
			上記以外の地域	30		2.7	(〃) 8	(〃)12	(〃) 5	(〃) 5		5
	み	南	①地番390～636、693～798、799～969、970～1137、1138～1216、1558～1598の地域	50		1.5	(〃)43	(〃)43	(〃) 8	(〃) 8		8
			②上記のうち農業振興地域内の農用									

市(区)町村名	記号	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借割地権合	路線価図のページ	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%		倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
東八代郡八代町	み		地区域				(純)28	(純)28				
			③地番637～692、1966～2147、2599～2943、3802～4209の地域	40		1.5	(〃)20	(〃)24	(純) 8	(純) 8		8
			④地番637～692、1966～2147、2599～2943、3802～4209の農業振興地域内の農用地区域				(〃)16	(〃)19				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(〃)13	(〃)17				
			上記以外の地域	30		1.5	(〃)18	(〃)24	(〃) 8	(〃) 8		8
	よ	米倉	農業振興地域内の農用地区域				(〃)12	(〃)15				
			上記以外の地域	30		1.4	(〃)18	(〃)22	(〃) 8	(〃) 8		8
		上記以外	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 9	(〃)11				
			上記以外の地域	30		2.4	(〃)12	(〃)15	(〃) 5	(〃) 5		5
〃境川村	い	石橋	県道沿い	40		1.4	(〃)21	(〃)24	(〃) 6	(〃) 6		6
			県道沿いの農業振興地域内の農用地区域				(〃)17	(〃)19				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(〃)11	(〃)13				
			上記以外の地域	30		1.7	(〃)16	(〃)18	(〃) 6	(〃) 6		6
	こ	小山	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 9	(〃)13				
			上記以外の地域	30		2.0	(〃)12	(〃)18	(〃) 5	(〃) 5		5
	て	寺尾	農業振興地域内の農用地区域				(〃)12	(〃)20				
			上記以外の地域	30		2.6	(〃)15	(〃)24	(〃) 5	(〃) 5		5
	ふ	藤垈	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 8	(〃) 9				
			上記以外の地域	30		2.3	(〃)13	(〃)15	(〃) 5	(〃) 5		5
	み	三椚	農業振興地域内の農用地区域				(〃)12	(〃)18				
			上記以外の地域	30		1.8	(〃)17	(〃)25	(〃) 6	(〃) 6		6
		上記以外	農業振興地域内の農用地区域				(〃)10	(〃)12				
			上記以外の地域	30		2.0	(〃)13	(〃)15	(〃) 5	(〃) 5		5
〃芦川村		全	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 8	(〃) 9				
			上記以外の地域	30		2.2	(〃)10	(〃)12	(〃) 4	(〃) 4		4

市(区)町村名	記号	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借割地権合	路線価図のページ	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%		倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
西八代郡上九一色村	し	精進	国道、県道、村道沿い	40		1.8			(中)139	(中)139		139
			上記以外の地域(ただし302番地は㎡当り10,000円とする)	40		1.7		(純) 9	(純) 7	(純) 7		7
	ふ	富士ケ嶺	別荘分譲地(固定資産税評価額が1㎡当り1,850円以上のところ)	40		4.8						
			別荘分譲地(固定資産税評価額が1㎡当り23円のところ)						(中)80	(中)80		80
			農業振興地域内の農用地区域					(純) 5				
			上記以外の地域	40		2.0		(〃) 7	(純)20	(純)20	20	20
	も	本栖	国道、県道、村道沿い	40		1.8			(中)139	(中)139		139
			農業振興地域内の農用地区域					(純) 7				
			上記以外の地域	40		2.3		(〃) 9	(純) 6	(純) 6		6
		上記以外	国道、県道、村道沿い	30		6.1	(純)14	(〃)20	(〃)10	(〃)10		10
			農業振興地域内の農用地区域				(〃) 2	(〃)2.5				
			上記以外の地域	30		2.5	(〃) 3	(〃) 4	(〃) 3	(〃) 3		3
〃三珠町	う	上野	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 9	(〃)16				
			上記以外の地域	50		2.2	(〃)11	(〃)18	(〃) 4	(〃) 4		4
	お	大塚	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 9	(〃)14				
			上記以外の地域	50		1.8	(〃)11	(〃)16	(〃) 4	(〃) 4		4
		上記以外	農業振興地域内の農用地区域				(〃)1.5	(〃) 2				
			上記以外の地域	30		2.0	(〃) 2	(〃) 3	(〃) 4	(〃) 4		4
〃市川大門町	い	市川大門	一部	—	50087外	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		比準
			上記を除く県道、町道沿い	50		1.4	(中)32	(中)42				
			農業振興地域内の農用地区域				(純) 9	(純)16				
			上記以外の地域	50		2.4	(〃)13	(〃)22	(純) 8	(純) 8		8
		印沢	県道、町道沿い	50		3.3	(中)29	(中)40				
			農業振興地域内の農用地区域				(純)10	(純)12				
			上記以外の地域	40		3.0	(〃)13	(〃)15	(純) 7	(純) 7		7
	し	下大鳥居	県道、町道沿い	40		3.0	(中)29	(中)35				
			農業振興地域内の農用地区域				(純)6.5	(純)12				
			上記以外の地域	40		3.0	(〃)10	(〃)12	(純) 5	(純) 5		5
	た	高田	県道、町道沿い	40		1.3	(中)26	(中)38				
			農業振興地域内の農用地区域				(純)10	(純)12				
			上記以外の地域	40		1.6	(〃)12	(〃)15	(純) 5	(純) 5		5
		上記以外	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 5	(〃) 7				
			上記以外の地域	30		2.2	(〃) 8	(〃)11	(〃) 6	(〃) 6		6
〃六郷町	い	岩間	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 7	(〃)13				
			上記以外の地域	50		1.8	(〃) 8	(〃)14	(〃) 5	(〃) 5		5
		上記以外	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 3	(〃) 4				
			上記以外の地域	30		4.5	(〃) 5	(〃) 6	(〃) 5	(〃) 5		5

市区町村名	記号	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借割地権合	路線価図のページ	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%		倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
西八代郡下部町	い	市之瀬	農業振興地域内の農用地区域				(純) 3	(純) 4				
			上記以外の地域	40		1.5	(〃) 4	(〃) 5	(純) 3	(純) 3		3
	し	下部	下部湯泉街(町立温泉会館より町立青年の家まで)	50		1.7						
			農業振興地域内の農用地区域				(〃) 5	(〃) 7				
			上記以外の地域	50		1.2	(〃) 8	(〃)10	(〃) 4	(〃) 4		4
	と	常葉	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 3	(〃) 6				
			上記以外の地域	40		1.7	(〃) 4	(〃) 6	(〃) 4	(〃) 4		4
	は	波高島	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 3	(〃) 4				
			上記以外の地域	40		1.4	(〃) 4	(〃) 5	(〃) 3	(〃) 3		3
	み	三沢	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 4	(〃) 5				
			上記以外の地域	40		2.1	(〃) 4	(〃) 5	(〃) 3	(〃) 3		3
		上記以外	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 2	(〃)2.5				
			上記以外の地域	30		2.5	(〃) 3	(〃) 4	(〃) 4	(〃) 4		4
南巨摩郡増穂町	あ	青柳	一部	—	50095外	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		比準
			農業振興地域内の農用地区域				(純)14	(純)17				
			上記以外の地域	50		1.9	(〃)17	(〃)21				
	お	大久保	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 9	(〃)14				
			上記以外の地域	50		1.5	(〃)11	(〃)17	(純) 8	(純) 8		8
		大椚	一部	—	50095	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		比準
			農業振興地域内の農用地区域				(純)15	(純)17				
			上記以外の地域	50		2.0	(〃)17	(〃)21	(純)11	(純)11		11
	こ	小林	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 8	(〃)11				
			上記以外の地域	40		1.5	(〃)10	(〃)14	(〃) 3	(〃) 3		3
	さ	最勝寺	一部	—	50094外	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		比準
			農業振興地域内の農用地区域				(純)16	(純)19				
			上記以外の地域	50		1.9	(〃)19	(〃)25	(純) 8	(純) 8		8
	つ	春米	農業振興地域内の農用地区域				(〃)11	(〃)14				
			上記以外の地域	40		1.6	(〃)12	(〃)16	(〃) 5	(〃) 5		5
	て	天神中条	一部	—	50094外	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		比準
			農業振興地域内の農用地区域				(純)13	(純)19				
			上記以外の地域	50		1.9	(〃)16	(〃)24	(純) 8	(純) 8		8
	な	長沢	一部	—	50093	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		比準
			農業振興地域内の農用地区域				(純)15	(純)17				
			通称長沢新町の地域	50		1.3						
			上記以外の地域	50		1.7	(〃)19	(〃)20	(純) 7	(純) 7		7
		上記以外	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 3	(〃) 4				
			上記以外の地域	40		1.7	(〃) 4	(〃) 5	(〃) 4	(〃) 4		4
〃鰍沢町	え	駅前通り1・2丁目	農業振興地域内の農用地区域				(〃)10	(〃)16				
			上記以外の地域	50		3.3	(〃)18	(〃)30	(〃) 4	(〃) 4		4
	か	鰍沢	一部	—	50097外	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		比準
			農業振興地域内の農用地区域				(純)12	(純)20				
			上記以外の地域	50		3.0	(〃)15	(〃)25	(純) 4	(純) 4		4

市区町村名	記号	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借割地権合	路線価図のページ	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%		倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
							(純) 4.5	(純) 6.5				
		上記以外	農業振興地域内の農用地区域									
			上記以外の地域	40		3.2	(〃) 6.5	(〃) 9	(純) 3	(純) 3		3
南巨摩郡中富町	い	飯富	国道沿い	40		3.1						
			農業振興地域内の農用地区域				(〃) 5	(〃)10				
			上記以外の地域	40		1.0	(〃) 6	(〃)12	(〃) 5	(〃) 5		5
	き	切石	国道沿い	40		3.4						
			農業振興地域内の農用地区域				(〃) 5	(〃)10				
			上記以外の地域	40		1.1	(〃) 6	(〃)12	(〃) 5	(〃) 5		5
	に	西島	国道沿い	40		3.2						
			農業振興地域内の農用地区域				(〃) 5	(〃)10				
			上記以外の地域	40		1.2	(〃) 6	(〃)12	(〃) 5	(〃) 5		5
	よ	八日市場	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 4	(〃) 5				
			上記以外の地域	40		1.5	(〃) 4	(〃) 5	(〃) 4	(〃) 4		4
		上記以外	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 3	(〃) 4				
			上記以外の地域	30		2.2	(〃)2.5	(〃)3.5	(〃) 3	(〃) 3		3
〃早川町		全	農業振興地域内の農用地区域				(〃)1.5	(〃) 3				
			上記以外の地域	30		1.7	(〃) 2	(〃) 3	(〃) 6	(〃) 6		6
〃身延町	う	梅平	国道沿い	50		1.0						
			農業振興地域内の農用地区域				(〃)12	(〃)23				
			上記以外の地域	50		1.8	(〃)14	(〃)32	(〃) 4	(〃) 4		4
	お	大野	農業振興地域内の農用地区域				(〃)11	(〃)18				
			上記以外の地域	40		1.9	(〃)12	(〃)20	(〃) 4	(〃) 4		4
	し	下山	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 8	(〃)14				
			上記以外の地域	40		1.8	(〃)10	(〃)17	(〃) 4	(〃) 4		4
	つ	角打	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 9	(〃)15				
			上記以外の地域	50		1.5	(〃)10	(〃)17	(〃) 4	(〃) 4		4
	は	波木井	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 8	(〃)11				
			上記以外の地域	40		1.8	(〃)11	(〃)14	(〃) 4	(〃) 4		4
	ま	丸滝	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 3	(〃) 5				
			上記以外の地域	40		1.8	(〃)3.5	(〃)5.5	(〃) 4	(〃) 4		4
	み	身延	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 8	(〃)11				
			上記以外の地域	50		1.2	(〃)11	(〃)14	(〃) 4	(〃) 4		4
		上記以外	農業振興地域内の農用地区域				(〃)2.5	(〃)3.5				
			上記以外の地域	30		2.1	(〃) 3	(〃) 4	(〃) 3	(〃) 3		3
〃南部町	う	内船	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 6	(〃) 9				
			上記以外の地域	50		1.2	(〃) 8	(〃)11	(〃) 2	(〃) 2		2
	な	南部	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 6	(〃) 9				
			上記以外の地域	50		2.3	(〃) 8	(〃)11	(〃) 2	(〃) 2		2
	ほ	本郷	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 5	(〃) 9				
			上記以外の地域	40		4.0	(〃) 5	(〃) 9	(〃) 3	(〃) 3		3
		上記以外	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 3	(〃) 4				
			上記以外の地域	30		2.3	(〃) 3	(〃) 5	(〃) 3	(〃) 3		3

署名 鰍沢

市区町村名	記号	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借割地権合	路線価図のページ	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%		倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
南巨摩郡富沢町	ふ	福士	農業振興地域内の農用地区域				(純) 7	(純) 10				
			上記以外の地域	50		2.0	(〃) 9	(〃) 12	(純) 2.5	(純) 2.5		2.5
	ま	万沢	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 3.5	(〃) 4.5				
			上記以外の地域	40		2.3	(〃) 5	(〃) 6.5	(〃) 3	(〃) 3		3
		上記以外	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 3	(〃) 4				
			上記以外の地域	30		1.7	(〃) 4	(〃) 6	(〃) 3	(〃) 3		3

署名 大月

市区町村名	記号	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借割地権合	路線価図のページ	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%		倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
富士吉田市	あ	新倉	一部	—	50111外	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		比準
			新神戸、神戸堀南のうち路線価地域を除く地域	40		1.7	(中)43	(中)77	(中)220	(中)220		220
			上記以外の地域	40		1.6	(〃)39	(〃)53	(純)18	(純)18		18
		新屋	一部	—	50135外	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		比準
			内城山、河原樋、城山、中ザス、西海戸、東尽下、溝下、東溝下、山神河原、横道下、東小倉、天狗松、西尽下のうち路線価地域を除く地域	40		3.0	(中)62	(中)80	(中)117	(中)117		117
			上記以外の地域	40		2.3	(純)22	(純)27	(純)20	(純)20		20
	お	大明見	上道、檜林、中尾、白久保、大久保鶉窪、柳畑、向坂、上野原、松ノ木河上、日向、長日向、上山、山神戸神戸、七曲、月峯、西沢、鳥居地、滑畦、鳥居地沢、栖峯、大権首、飯盛、山葵沢	30		3.6	(〃)14	(〃)51	(〃)17	(〃)17		17
			上記のうち農業振興地域内の農用地区域				(〃)10	(〃)11				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(〃)19	(〃)23				
			上記以外の地域	30		2.0	(中)41	(中)42	(中)124	(中)124		124
	か	上吉田	一部	—	50121外	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		比準
			①城山西、遊珍、団子石、古吉田、上古吉田、西堀の内、下手、滝道、諏訪内、桂橋、鍛治屋作、西原、熊穴、城山、溝下、堰林、中原のうち路線価地域を除く地域	40		1.7	(中)128	(中)141	(中)177	(中)177		177
			②大溝、塩出崎、三枚畠、前ケ原、南川久保、北川久保、下子佐野、鐘山、土沢、城山東、大溝上の農業振興地域内の農用地区域				(純)45	(純)42				
			大溝、塩出崎、三枚畠、前ケ原、南川久保、北川久保、下子佐野、鐘山土沢、城山東、大溝上の農業振興地域内の農用地区域を除く地域	40		1.8	(中)69	(中)63	(中)155	(中)155		155
			③上記以外の地域の農業振興地域内の農用地区域				(純)18	(純)17				
			④富士急行㈱の経営地	50					10,000円	10,000円		
			上記以外の地域	40		1.8	(〃)21	(〃)19	(純)59	(純)59		59
	か	上暮地	農業振興地域内の農用地区域				(〃)16	(〃)30				
			国道139号線沿い及び前田、新星敷、九穂通り、大曽根、徳立の道路沿い	30		2.9	(〃)24	(〃)35	(〃)63	(〃)63		63

市(区)町村名	記号	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借割地権合	路線価図のページ	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%		倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
富士吉田市	か		上記以外の地域	30		3.3	(純)23	(純)22	(純)21	(純)21		21
	こ	小明見	①向原地区(小佐の川以東の地域)の農業振興地域内の農用地区域				(〃)16	(〃)22				
			向原の上記を除く地域	30		3.0	(〃)23	(〃)26	(〃)18	(〃)18		18
			②上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(〃)29	(〃)44				
			上記以外の地域	30		2.7	(中)39	(中)63	(〃)78	(〃)78		78
	し	下吉田	一部	—	50111外	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		比準
			上手、河大杉、三愚神、重陽地、下重陽地、西丸尾、古屋敷、一貫目、尾垂川尻のうち路線価地域を除く地域	40		2.6	(中)95	(中)117	(中)187	(中)187		187
			尾垂下ノ水、尾垂不動前、尾水石屋ケ沢、尾垂大石久保、尾垂羽根方面	40		3.6	(純)22	(純)61	(純)15	(純)15		15
			尾垂下丸尾、深山、田尻、山口、小何、中丸尾	40		2.8	(〃)30	(〃)35	(中)150	(中)150		150
			上記以外の地域	40		1.8	(中)43	(中)58	(〃)162	(〃)162		162
	ま	松山	一部	—	50114外	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		比準
			佐数、芝原、背戸丸尾、竹原、出口橋詰、茨原、松原崎のうち路線価地域を除く地域	40		2.0	(中)92	(中)103	(中)339	(中)339		339
			上記以外の地域	40		2.3	(〃)42	(〃)93	(〃)187	(〃)187		187
大月市	お	大月1～3丁目	全	—	50105外	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		比準
		大月町	一部	—	50108	〃	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃		〃
			①真木のうち間明野、桑西、恵能野の農業振興地域内の農用地区域				(純) 5	(純) 7				
			真木のうち間明野、桑西、恵能野の農業振興地域内の農用地区域を除く地域	30		4.0	(〃) 8	(〃)10	(純) 9	(純) 9		9
			真木のうち上記を除く農業振興地域内の農用地区域				(〃)14	(〃)24				
			真木のうち上記を除く農業振興地域内の農用地区域を除く地域	30		3.8	(〃)19	(〃)31	(〃)13	(〃)13		13
			②花咲の農業振興地域内の農用地区域				(〃)17	(〃)28				
			花咲の農業振興地域内の農用地区域を除く地域	30		3.6	(〃)25	(〃)40	(〃)28	(〃)28		28
			③上記以外の農業振興地域内の農用地区域				(〃) 6	(〃) 8				
			上記以外の農業振興地域内の農用地区域を除く地域	30		3.6	(〃) 9	(〃)11	(〃) 9	(〃) 9		9
	こ	駒橋1～3丁目	一部	—	50109外	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		
			農業振興地域内の農用地区域				(純)20	(純)25				

市(区)町村名	記号	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借割地権合	路線価図のページ	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%		倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
大月市	こ		上記以外の地域	50		3.4	(純)28	(純)40	(純) 9	(純) 9		9
	さ	猿橋町	猿橋の農業振興地域内の農用地区域				(〃)14	(〃)20				
			猿橋の農業振興地域内の農用地区域を除く地域	50		1.6	(〃)18	(〃)25	(〃)34	(〃)34		34
			上記を除く地域の農業振興地域内の農用地区域				(〃)3.5	(〃) 5				
			上記以外の地域	50		2.3	(〃) 5	(〃) 7	(〃) 7	(〃) 7		7
		笹子町	笹子の農業振興地域内の農用地区域				(〃) 5	(〃) 6				
			黒野田の国道沿い	40		2.4	(〃)30	(〃)32	(〃)34	(〃)34		34
			黒野田の上記以外の地域	40		3.2	(〃)13	(〃)11	(〃)10	(〃)10		10
			黒野田以外の国道沿い	40		2.7	(〃)22	(〃)27	(〃)31	(〃)31		31
			上記以外の地域	40		2.0	(〃) 7	(〃) 9	(〃) 6	(〃) 6		6
	と	富浜町	鳥沢の農業振興地域内の農用地区域				(〃)10	(〃)13				
			鳥沢の農業振興地域内の農用地区域を除く地域	30		2.1	(〃)19	(〃)22	(〃)14	(〃)14		14
			上記を除く地域の農業振興地域内の農用地区域				(〃) 6	(〃) 6				
			上記以外の地域	30		6.7	(〃)10	(〃)10	(〃)12	(〃)12		12
	に	賑岡町	畑倉、強瀬の農業振興地域内の農用地区域				(〃) 8	(〃) 9				
			畑倉、強瀬の農業振興地域内の農用地区域を除く地域	20		3.3	(〃)14	(〃)14	(〃) 9	(〃) 9		9
			上記を除く地域の農業振興地域内の農用地区域				(〃) 5	(〃) 6				
			上記以外の地域	20		4.2	(〃) 7	(〃) 7	(〃) 8	(〃) 8		8
	は	初狩町	中初狩の農業振興地域内の農用地区域				(〃) 5	(〃)10				
			中初狩の国道沿い	40		4.4	(〃)14	(〃)22	(〃)32	(〃)32		32
			中初狩の上記以外の地域	40		3.4	(〃) 8	(〃)15	(〃)13	(〃)13		13
			上記を除く地域の農業振興地域内の農用地区域				(〃)10	(〃)12				
			下初狩の国道沿い	40		1.6	(〃)16	(〃)21	(〃)31	(〃)31		31
			上記以外の地域	40		5.4	(〃)13	(〃)17	(〃)13	(〃)13		13
	み	御太刀1・2丁目	一部	—	50106外	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		比準
			上記以外の地域	50		2.4	(中)33	(中)50	(純)11	(純)11		11
	や	梁川町	網の上の農業振興地域内の農用地区域				(純) 9	(純)11				
			網の上の農業振興地域内の農用地区域を除く地域	20		4.0	(〃)15	(〃)16	(〃)10	(〃)10		10
			上記を除く地域の農業振興地域内の農用地区域				(〃) 3	(〃) 4				
			上記以外の地域	20		4.9	(〃) 8	(〃) 8	(〃)6.5	(〃)6.5		6.5
	な	七保町	下和田の農業振興地域内の農用地区									

市(区)町村名	記号	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借割地権合	路線価図のページ	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%		倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
大月市	な		域				(純) 9	(純)10				
			下和田の農業振興地域内の農用地区									
			域を除く地域	20		5.2	(〃)13	(〃)18	(純)12	(純)12		12
			上記を除く地域の農業振興地域内の									
			農用地区域				(〃) 3	(〃) 4				
			上記以外の地域	20		2.2	(〃) 5	(〃) 6	(〃)12	(〃)12		12
都留市	い	井倉	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 7	(〃)17				
			上記以外の地域	20		1.8	(〃) 8	(〃)20	(〃) 9	(〃) 9		9
	お	小形山	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 9	(〃) 9				
			上記以外の地域	20		2.0	(〃)18	(〃)17	(〃) 9	(〃) 9		9
		小野	農業振興地域内の農用地区域				(〃)10	(〃)11				
			上記以外の地域	20		5.2	(〃)15	(〃)19	(〃) 7	(〃) 7		7
	か	上谷1・2・3・5丁目	全	—	50152外	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		比準
		〃 4丁目	一部	—	〃 〃	〃	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃		〃
			上記以外の地域	50		2.1	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃		〃
		〃 6丁目	一部	—	50152外	路	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃		〃
			上記以外の地域	50		2.4	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃		〃
		上谷	上谷のうち石原、根田入、細工橋、									
			道路	40		2.3	(純)12	(純)18	(純)14	(純)14		14
			上谷のうち喜和田久保、金山、山目									
			久保、元坂	20		2.7	(〃)18	(〃)25	(〃)14	(〃)14		14
			上記以外の地域	50		2.2	(〃)26	(〃)34	(〃)14	(〃)14		14
		桂川北側(羽根子)	地番(2812～4754)の農業									
			振興地域内の農用地区域				(〃) 8	(〃)29				
			上記以外の地域	20		3.1	(〃)11	(〃)38	(〃)14	(〃)14		14
		桂川北側(川柵)	上記を除く地域の農業振興地域内の									
			農用地区域				(〃) 9	(〃)31				
			上記以外の地域	20		3.2	(〃)12	(〃)40	(〃)15	(〃)15		15
	さ	境	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 9	(〃)10				
			上記以外の地域	30		4.5	(〃)13	(〃)15	(〃) 6	(〃) 6		6
	し	下谷1～3丁目	全	—	50157外	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		比準
		〃 4丁目	一部	—	50159	〃	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃		〃
			富士急㈱線路の北側	50		2.1	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃		〃
			富士急㈱線路の南側	50		2.2	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃		〃
			上記以外の地域	50		2.6	(純)27	(純)31	(純)11	(純)11		11
	つ	つる1丁目	一部	—	50157外	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		比準
			上記以外の地域	50		1.7	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃		〃
		〃 2丁目	一部	—	50157外	路	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃		〃
			上記以外の地域	50		1.5	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃		〃
		〃 3丁目	一部	—	50156	路	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃		〃
			上記以外の地域	50		1.7	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃		〃
		〃 4丁目	一部	—	50158	路	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃		〃
			富士急㈱線路の北側	50		1.9	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃		〃

市(区)町村名	記号	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借割地権合	路線価図のページ	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%		倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
都留市	つ		富士急㈱線路の南側	50		2.0	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		比準
		つる5丁目	全	50		2.0	(純)24	(純)31	(純)18	(純)18		18
	た	田原1・2丁目	一部	—	50150外	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		比準
			上記以外の地域	50		2.0	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃		〃
		〃 3丁目	一部	—	50149外	路	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃		〃
			上記以外の地域	20		2.3	(純)10	(純)15	(純)13	(純)13		13
		〃 4丁目	一部	—	50150	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		比準
			上記以外の地域	20		1.8	(純)13	(純)20	(純)13	(純)13		13
		田野倉	農業振興地域内の農用地区域				(〃)14	(〃)18				
			上記以外の地域	40		4.8	(〃)20	(〃)22	(〃)13	(〃)13		13
	ち	中央1～4丁目	全	—	50155外	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		比準
	と	十日市場	農業振興地域内の農用地区域				(純)14	(純)17				
			上記以外の地域	30		3.2	(〃)21	(〃)25	(純) 9	(純) 9		9
	な	夏狩	農業振興地域内の農用地区域				(〃)12	(〃)14				
			上記以外の地域	30		2.0	(〃)19	(〃)20	(〃) 8	(〃) 8		8
	ふ	古川渡	全	30		2.3	(〃)10	(〃)19	(〃) 7	(〃) 7		7
	ほ	法能	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 9	(〃)13				
			上記以外の地域	20		2.0	(〃)13	(〃)14	(〃)15	(〃)15		15
	よ	四日市場	全	40		3.4	(〃)12	(〃)17	(〃)11	(〃)11		11
		上記以外	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 5	(〃) 8				
			上記以外の地域	20		2.5	(〃) 7	(〃)11	(〃) 8	(〃) 8		8
北都留郡上野原町	あ	芦垣	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 8	(〃) 9				
			上記以外の地域	20		2.5	(〃)10	(〃)11	(〃) 6	(〃) 6		6
		新田	農業振興地域内の農用地区域				(〃)23	(〃)38				
			上記以外の地域	30		2.0	(〃)37	(〃)43	(〃)10	(〃)10		10
	う	上野原	一部	—	50140外	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		比準
			上記以外の地域	50		2.5	(純)31	(純)59	(純)15	(純)15		15
	お	大野、大目	農業振興地域内の農用地区域				(〃)8.5	(〃) 9				
			上記以外の地域	20		3.0	(〃)10	(〃)12	(〃) 5	(〃) 5		5
		大柵、大倉、大曽	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 4	(〃) 6				
		根	上記以外の地域	20		3.8	(〃) 6	(〃) 8	(〃) 6	(〃) 6		6
	か	川合	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 8	(〃) 9				
			上記以外の地域	20		4.1	(〃)12	(〃)12	(〃) 5	(〃) 5		5
	く	桑久保	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 9	(〃)10				
			上記以外の地域	20		2.3	(〃)12	(〃)12	(〃) 8	(〃) 8		8
	さ	西原	農業振興地域内の農用地区域				(〃)10	(〃) 9				
			上記以外の地域	20		2.1	(〃)13	(〃)11	(〃)12	(〃)12		12
	し	四方津	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 8	(〃) 9				
			上記以外の地域	30		2.6	(〃)12	(〃)13	(〃) 6	(〃) 6		6
	つ	鶴川	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 7	(〃)16				
			上記以外の地域	20		3.8	(〃)14	(〃)25	(〃) 7	(〃) 7		7
		鶴島	農業振興地域内の農用地区域				(〃)12	(〃)17				
			上記以外の地域	20		4.6	(〃)17	(〃)22	(〃)11	(〃)11		11

市区町村名	記号	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借割地権合	路線価図のページ	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%		倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
北都留郡上野原町	の	野田尻	農業振興地域内の農用地区域				(純) 8	(純) 9				
			上記以外の地域	20		2.8	(〃)11	(〃)12	(純) 6	(純) 6		6
	ま	松留	農業振興地域内の農用地区域				(〃)21	(〃)18				
			上記以外の地域	30		3.6	(〃)33	(〃)28	(〃)10	(〃)10		10
	や	八つ沢	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 9	(〃)12				
			上記以外の地域	20		3.8	(〃)14	(〃)19	(〃) 8	(〃) 8		8
	ゆ	柵原	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 7	(〃) 6				
			上記以外の地域	20		2.9	(〃)10	(〃)11	(〃)11	(〃)11		11
	わ	和見	農業振興地域内の農用地区域				(〃)16	(〃)10				
			上記以外の地域	20		2.2	(〃)22	(〃)15	(〃) 7	(〃) 7		7
〃小菅村		全	全	20		2.5	(〃)3.5	(〃) 4	(〃) 9	(〃) 9		9
〃丹波山村		全	全	20		3.9		(〃) 4	(〃) 6	(〃) 6		6
南都留郡秋山村		全	農業振興地域内の農用地区域				(〃) 5	(〃) 6				
			上記以外の地域	20		2.6	(〃) 7	(〃) 9	(〃)10	(〃)10		10
〃道志村		全	農業振興地域内の農用地区域 県道道志、都留線沿い及び津久井、山中湖線沿い	20		2.5	(〃) 9	(〃)13	(〃)11	(〃)11		11
			上記以外の地域	20		2.4	(〃) 7	(〃) 9	(〃)11	(〃)11		11
〃西桂町		全	国道139号線沿い、小沼中央線沿い及び国道139号線と小沼中央線の間	40		2.3	(〃)26	(〃)25	(〃)63	(〃)63		63
			上記を除く地域の農業振興地域内の農用地区域				(〃) 7	(〃) 8				
			上記以外の地域	30		2.5	(〃) 8	(〃) 9	(〃) 6	(〃) 6		6
〃忍野村	う	内野	①県道69号線沿い、向村横町神鶴線沿い、下村線、上村線沿い、山中湖線沿いの農業振興地域内の農用地区域				(〃)28	(〃)46				
			県道69号線沿い、向村横町神鶴線沿い、下村線、上村線沿い、山中湖線沿いの上記を除く地域	30		2.0	(中)30	(中)61	(中)64	(中)64		64
			②上記を除く地域の農業振興地域内の農用地区域				(純)17	(純)32				
			上記以外の地域	30		1.1	(〃)29	(〃)48	(純)13	(純)13		13
	し	忍草	①県道69号線沿い、向村横町神鶴									

市区町村名	記号	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借割地権合	路線価図のページ	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%		倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
南都留郡忍野村	し		線沿い、下村線、上村線沿い及び山中湖線沿いの農業振興地域内の農用地区域				(純)42	(純)58				
			県道69号線沿い、向村横町神鶴線沿い、下村線、上村線沿い及び山中湖線沿いの上記を除く地域	30		2.8	(中)53	(中)92	(中)63	(中)63		63
			②鐘山、六本松、臼久保、奥山尾田下屋敷、立沢、季ノ木、古馬場、高木、地粉沢、梨ケ原、上臼久保、中道、法印塚、山尾日陰、前山尾田の農業振興地域内の農用地区域				(純)26	(純)39				
			鐘山、六本松、臼久保、奥山尾田、下屋敷、立沢、季ノ木、古馬場、高木、地粉沢、梨ケ原、上臼久保、中道、法印塚、山尾日陰、前山尾田の上記を除く地域	30		2.0	(中)36	(中)67	(中)127	(中)127		127
			③上記を除く地域の農業振興地域内の農用地区域				(純)14	(純)27				
			上記以外の地域	30		1.2	(〃)20	(〃)32	(純)29	(純)29		29
〃山中湖村		大字平野及び山中のうち富士急行㈱の経営地	中区5丁目のうち湖畔通り	70					72,000円	72,000円		
			上記を除く中区5丁目及び東区1丁目	50					19,000円	19,000円		
			中区6丁目及び東区5、6丁目	50					14,000円	14,000円		
			中区1～4丁目、富士紅葉ケ丘全丁目及び東区2～4丁目	50					11,000円	11,000円		
			上記以外の地域	50					10,000円	10,000円		
	ひ	平野	①向切詰、切詰、新井、宮ノ脇、不動坂、水ケ久保、和田、長池、座蔵中ノ儘、古屋、赤芝、池の畑の県道沿い	40		1.9	(中)121	(中)273	(中)325	(中)325		325
			上記字のうち県道沿いを除く地域の農業振興地域内の農用地区域				(純)42	(純)127				
			上記字のうち上記以外の地域	40		1.7	(中)56	(中)167	(中)186	(中)186		186
			②茨島、皆形、小海原	40		1.7	(純)30	(純)54	(純)38	(純)38		38
			③霜窪、小日向、中の砂、上原、当平、小坂、水の元	40		1.4	(中)70	(中)161	(中)146	(中)146		146
			④上記を除く地域の農業振興地域内の農用地区域				(純)33	(純)64				
			上記以外の地域	40		1.7	(中)57	(中)117	(中)139	(中)139		139
	や	山中	①国道138号線及び県道旧鎌倉往環沿いの大池、梁尻、北畠、御所、寺屋敷、堂の前、築地鼻、土手内、道下、鶴塚、重良淵、下り山、南大									

市(区)町村名	記号	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借割地権合	路線価図のページ	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%		倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
南都留郡山中湖村	や		道淵、茶屋の段	40		2.4	(中)112	(中)290	(中)462	(中)462		462
			上記国道138号線及び県道旧鎌倉住環沿いを除く地域	40		1.6	(〃)71	(〃)185	(〃)370	(〃)370		370
			②梨ケ原、藤塚、山神戸、萩塚、沖新畑、栗木林の農業振興地域内の農用地区域				(純)14	(純)49				
			梨ケ原、藤塚、山神戸、萩塚、沖新畑、栗木林の上記以外の地域	40		1.5	(〃)18	(〃)68	(純)49	(純)49		49
			③上記以外の農業振興地域内の農用地区域				(〃)20	(〃)63				
			上記以外の地域	40		1.5	(中)33	(中)112	(中)215	(中)215		215
〃河口湖町	あ	浅川	一部	—	50139	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		比準
			産家ケ崎、西之圃、老坂、宮前、西の国、坂本、宮ノ辺、高石、平浜の国道沿い	30		1.4	(中)80	(中)69	(〃)〃	(〃)〃		〃
			上記小字のうち国道沿いを除く地域	30		1.6	(〃)70	(〃)67	(中)314	(中)314		314
			堂の上、久保、石原、小瀬戸	30		1.8	(純) 8	(純) 9	(〃)210	(〃)210		210
			大平	30		2.2	(中)117	(中)105	(〃)225	(〃)225		225
			上記以外の地域	30		1.9	(純)11	(純)10	(純)14	(純) 14		14
	お	大石	①県道沿いの農業振興地域内の農用地区域				(〃)56	(〃)60				
			県道沿いの上記を除く地域(山林については宅地可能な山林)	30		3.5	(中)79	(中)67	(中)445	(中)445		445
			②県道沿いを除く桑崎山、鐘突戸、地蔵前、祝畑道下、小峯、大峯、魚釣戸、戸沢山の農業振興地域内の農用地区域				(純)53	(純)51				
			県道沿いを除く桑崎山、鐘突戸、地蔵前、祝畑道下、小峯、大峯、魚釣戸、戸沢山の上記以外の地域	30		3.3	(中)71	(中)76	(中)190	(中)190		190
			③県道沿いを除く頭無山、前浜の農業振興地域内の農用地区域				(純)38	(純)37				
			④県道沿いを除く頭無山、前浜の上記以外の地域	30		5.0	(中)68	(中)51	(純)40	(純)40		40
			⑤上記以外の地域の農業振興地域内の農用地区域				(純) 5	(純) 5				
			上記以外の地域	30		3.5	(〃) 7	(〃) 6	(〃)11	(〃)11		11
	か	河口	①国道137号線及び県道河口湖畔線沿い	30		2.7	(中)86	(中)71	(中)275	(中)275		275
			②広瀬、大川端、小島、湖辺、淵ノ前、水口、建石の農業振興地域内の農用地区域				(純)49	(純)61				
			県道沿いの広瀬、大川端、小島、湖									

市(区)町村名	記号	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借割地権合	路線価図のページ	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%		倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
南都留郡河口湖町	か		辺、淵ノ前、水口、建石の上記以外	30		4.6	(中)83	(中)82	(中)414	(中)414		414
			上記字のうち県道沿いを除く地域	30		3.3	(〃)79	(〃)72	(〃)364	(〃)364		364
			③金山、清水、呑川尻、西原道下、西原道上、西川、南下側、東下側、横町、鯉の水、追坂、横町外、東側小田野、日影、子神下、北浦、宮ノ上、滝の沢の農業振興地域内の農用地区域				(純)51	(純)50				
			金山、清水、呑川尻、西原道下、西原道上、西川、南下側、東下側、横町、鯉の水、追坂、横町外、東側、小田野、日影、子神下、北浦、宮ノ上、滝の沢の農業振興地域内の農用地区域を除く地域	30		2.0	(中)80	(中)78	(純)36	(純)36		36
			④上記以外の地域の農業振興地域内の農用地区域				(純) 5	(純) 5				
			上記以外の地域	30		4.2	(〃)14	(〃)13	(〃)11	(〃)11		11
	こ	小立	国道139号線沿い	40		2.2	(中)87	(中)80	(中)464	(中)464		464
			島原、宝司塚、京塚、金山	30		3.2	(〃)72	(〃)72	(〃)500	(〃)500		500
			地番1～3787のうち上記を除く地域	30		3.4	(〃)49	(〃)48	(純)30	(純)30		30
			上記以外の地域	30		3.2	(純)11	(純)11	(〃)15	(〃)15		15
	ふ	船津	一部	—	50139	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		比準
			①中村、宮森、西川、大木、大池の路線価地域を除く地域	50		2.2	(中)121	(中)176	(〃)〃	(〃)〃		〃
			②権現森、柴休場、長尾、西上之段下土足戸、清眼塚、上土足戸、蛇石的場、上藤久保、堀休場、桜休場、上桜休場、上松ノ木、下松ノ木、上大塚、大塚、下大塚、麦売場、登道の路線価地域を除く地域	30		2.2	(〃)89	(〃)112	(中)386	(中)386		386
			③梨ノ木、仏立、柳久保、海言塚、西蛇石、上海言塚、西恋路、中恋路、上堀休場、東恋路、箕輪、八本木、中八本木、沼、上八本木、東沼、水之元、下狐塚、西狐塚、東荊原、西荊原、尻賛切の路線価地域を除く地域	30		2.6	(〃)55	(〃)84	(〃)281	(〃)281		281
			④市道、中馬込、鐘突道、狭石、南八津、北八津、長馬場、北八津倉、南八津倉、丸尾岸、下善郷塚、下六本松、上狐塚、険丸尾の路線価地域を除く地域	30		2.7	(〃)72	(〃)103	(〃)228	228		228

市(区)町村名	記号	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借割地権合	路線価図のページ	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%		倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
			上記以外の地域	30		1.8	(純)14	(純)18	(純)13	(純)13		13
南都留郡勝山村		全	①県道沿いの里宮、シツコゴ、川渡下尾嶋、中素、褌久保、寄ケ崎、小海、下寄ケ崎、入梅	30		2.4	(中)51	(中)46	(中)154	(中)154		154
			上記県道沿いを除く地域	30		2.4	(純)16	(純)13	(純)107	(純)107		107
			②国道139号線沿いの一本松、石休場、上ノ段、林の平、餓ケ神、栗原、吉田道、宮ノ本、犬久保、下赤坂、南羽根子	30		2.1	(中)48	(中)44	(中)131	(中)131		131
			上記国道沿いを除く地域	30		2.0	(純)31	(純)28	(純)40	(純)40		40
			上記以外の地域	30		2.0	(〃)8	(〃)12	(〃)13	(〃)13		13
〃足和田村	な	長浜	県道沿いの東八杭、大輪、的場、仏立、平浜、下足和田、天神下、長崎(山林については宅地開発可能な山林)	30		2.8	(中)43	(中)40	(中)167	(中)167		167
			上記以外の地域(山林については宅地開発可能な山林)	30		1.4	(純)20	(純)18	(〃)147	(〃)147		147
			上記以外の地域						(純)13	(純)13		13
	お	大嵐	国道139号線沿い	30		1.8		(中)44	(中)147	(中)147		147
			上記以外の地域	30		1.1		(純)14	(純)13	(純)13		13
		上記以外	全	30		1.8		(〃)16	(〃)10	(〃)10		10
〃鳴沢村	お	大田和	①大田和地域の国道139号線沿い	30		2.1		(中)75	(中)130	(中)130		130
			㊟大田和地域の小字地番									
			大木原　2260～2453									
			大棟ノ木　2454～2580									
			藤和田　2581～2694									
			家上川原　2697～2864									
			宮前　2865～2968									
			清水　2969～3021									
			的場　3068～3151									
			宮前道下　3152～3221									
			山神山　3222～3298									
			桑原　3299～3320									
			アゲ　3322～3360									
			西前原　3361～3465									
			小暮　3466～3581									
			前原　3584～3884									
			長塚　3885～3994									
			礼木　3995～4196									
			犬ノ子草里　4197～4390									
			地窪　4391～4433									
			大鹿窪　4434～4684									
			上大特　4888～5044									

市(区)町村名	記号	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借割地権合	路線価図のページ	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%		倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
南都留郡鳴沢村	お		ヌミノ木　5158～5317									
			穴山　5318～5419									
			大砂　5421～5489～2									
			下人窪　5490～5582									
			小大持　5585～5723									
			小坂　4687～1～4887									
			炭焼塚　5045～5157									
			②国道139号線以北の平地山林						(中)96	(中)96		96
			㊟平地山林の小字地番									
			宮前道下、山神土、桑原、アゲ、西原の全部									
			長塚のうち3907、3931～1、3930									
			犬ノ子草里4266～1、4268～2、4267～1									
			大棟ノ木2458～1、2560、2474～2、2564、2511～2、2572、2530、2574、2531、2575、2556、2576									
			小暮2468～1、3470									
			前原3624～1、3625、3632、3633、3643～1、3645、3646、3649、3650、3651、3652～3658～1、3695～1、3698～1、3706、3709～3712、3716、3726、3729、3730、3733、3737、3739、3751、3749、3755、3762、3763、3781、3782、3786、3788、3789、3791、3792、3794、3797、3799、3821、3813～3816、3821～内1、3823、3871、3872、3875、3876～1、3878、3879～3、3880～1、3881									
			③国道139号線以南の平地山林						(中)102	(中)102		102
			㊟平地山林の小字地番									
			礼木の全部									

市区町村名	記号	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借割地権合	路線価図のページ	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%		倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
南都留郡鳴沢村			長塚3962、3968、3972、3974、3975、3977、3981 犬ノ木草里4198、4207、4208、4211、4216、4220、4252、4268～1、4287、4287～2、4288、4295、4348、4384、4385、4386、4387、4389、4390、 大棟ノ木2456、2458～2、2462、2463、2476、2482、2485、2488、2490、2491、2496、2496～2、2497、2498、2499、2500、2502、2503、2504、2517、2519、2521、2527、2536～1 小暮3535、3536～2、3539、3548～1、3548～2、3548～3 前原3614～1～3614～4、3662、3675、3678～1、3678～2、3679～1、3679～2、3697～1								
			上記以外の地域	30		1.7		(純)33	(純)21	(純)21		21
		上記以外	①大田和地域を除く国道139号線沿い	30		2.2		(中)61	(中)136	(中)136		136
			②字富士山 8545、10442、10443、10445、10447、11401の枝番 字富士山8545－4全部 8545－5の一部の地域、字ジラゴンノ8532の枝番 地番10453～11399の地域及び字前丸尾8530の枝番 字前丸尾8531の枝番の地域	30		2.5		(〃)72	(〃)130	(〃)130		130
			③字穴山5403の枝番 字下人窪5530の枝番									

市区町村名	記号	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借割地権合	路線価図のページ	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%		倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
南都留郡鳴沢村			字大砂5432、5447、5453、5460、5429、5438、5451の枝番 字西絶頭7451、7452の枝番の地域	30		1.6		(紳)23	(紳)33	(紳)33		33
			上記以外の地域	30		1.9		(〃)42	(〃)10	(〃)10		10

6　借地権等の割合

「借地権割合」は、倍率の適用地域ごとに５「評価倍率表」の「借地権割合」欄に表示してある。

なお、貸宅地割合、貸家建付地割合、貸家建付借地権割合、転貸借地権割合、転借権割合及び貸家建付転借権割合は、次表に掲げる借地権割合の区分に従い、それぞれ次に掲げる割合による。

(注)　路線価地域の借地権割合は、路線価図に、路線ごとにＡ、Ｂ、Ｃ…Ｈの記号により原則として路線価の右脇に表示してある。

表３

借　地　権　等　の　割　合　表

借地権割合	貸宅地割合	貸家建付地割合	貸家建付借地権割合	転貸借地権割合	転借権割合	貸家建付転借権割合
90%	10%	73%	63%	9%	81%	56.7%
80	20	76	56	16	64	44.8
70	30	79	49	21	49	34.3
60	40	82	42	24	36	25.2
50	50	85	35	25	25	17.5
40	60	88	28	24	16	11.2
30	70	91	21	21	9	6.3
20	80	94	—	—	—	—

7 宅 地 造 成 費

(1) 宅地造成費の標準価額

「宅地造成費」の標準価額は、次表に掲げる造成区分に従い、それぞれ次に掲げる金額による。

なお、この標準価額はすべての地目（宅地を除く。）に共通して適用する。

㈱ 宅地造成費として控除する金額が、その土地の宅地造成費の額を控除する前の価額の１００分の５０に相当する金額を超える場合には、その１００分の５０に相当する金額を限度として控除する。

表４

宅 地 造 成 費 の 標 準 価 額 表

費目		造成区分	宅地造成費の額	
			単位	金額
整地費	地ならし費	地ならしを必要とする場合	地ならしを必要とする面積１平方メートル当り	円 １００
	伐採・抜根費	伐採、抜根を必要とする場合	伐採、抜根を必要とする面積１平方メートル当り	１００
	切盛土費	傾斜している土地で高い部分を切土し、低い部分に盛土を必要とする場合	切土を必要とする体積１立方メートル当り	２５０
	盛土費	他から土砂を搬入して盛土を必要とする場合	盛土を必要とする体積１立方メートル当り	５００
擁壁費	基礎工事費	土止めを必要とする場合	高さ２メートル未満は基礎工事の長さ１メートル当り	2,000
			高さ2メートル以上は、上記の金額に、高さ１メートルまでを増すごとに基礎工事の長さ1メートル当り４００円を加算する。	
	石積工事費	土止めを必要とする場合	高さ２メートル未満は、擁壁１平方メートル当り	6,５００
			高さ２メートル以上は、上記の金額に、高さ1メートルまでを増すごとに擁壁１平方メートル当り７００円を加算する。	

（標準価額による宅地造成費の計算）

（設例１） 規模、形状 「４００㎡」、一面が道路に面した間口２０ｍ、奥行２０ｍの傾斜の画地で、切土した土地の部分が高さ２ｍの土止めを必要とし、その切土量が埋戻土量と等しくなる正方形の土地の伐採、伐根を必要としない場合

宅地造成費の計算 切土量≒埋戻土量の場合の切盛土量は、（面積×高さ＝体積）の４分の１である。

地ならし費 １００円×（間口２０ｍ）×（奥行２０ｍ）（地ならしの面積） ＝ ４０,０００円

切盛土費 ２５０円×（面積４００㎡）×（高さ２ｍ）×¼（切盛土量の体積） ＝ ５０,０００円

基礎工事費 ｛2,０００円×（１０ｍ＋１０ｍ）×２｝＋｛2,４００円×（２０ｍ×１）｝ ＝１２８,０００円
（側面擁壁の長さ） （正面擁壁の長さ）

石積工事費 ｛6,５００円×（１０ｍ×２ｍ×½×２面）｝＋｛7,２００円×（２０ｍ×２ｍ）｝＝４１８,０００円
（切盛土分 奥行）（高さ）（側面擁壁の面積） （間口）（高さ）（正面擁壁の面積）

宅地造成費の合計 （４０,０００円＋５０,０００円＋１２８,０００円＋４１８,０００円） ＝６３６,０００円

（略図）

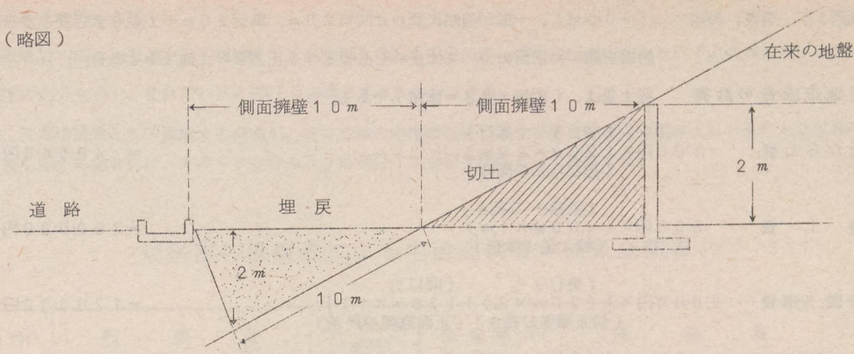

㈱ 石積工事費は「高さ2メートル以上は、上記の金額に高さ1メートルまでを増すごとに擁壁1平方メートル当り７００円を加算する」と、具体的には、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げる金額となる。

高さ２メートル未満	の場合	側面１平方メートル当り	6,５００円
高さ２メートル以上 ３メートル未満	の場合	側面１平方メートル当り	7,２００円
高さ３メートル〃 ４メートル〃	の場合	側面１平方メートル当り	7,９００円
高さ４メートル〃 ５メートル〃	の場合	側面１平方メートル当り	8,６００円

（設例２） 規模、形状 「４００㎡」、一面が道路に面した間口２０ｍ、奥行２０ｍの傾斜の画地で、道路の高さまで土盛りを必要とし、道路面を除いた三面について土止めを必要とする正方形の土地である場合

宅地造成費の計算 埋土量は、（面積×高さ＝体積）の２分の１である。

地ならし費 １００円×（間口２０ｍ）×（奥行２０ｍ）（地ならしの面積） ＝ ４０,０００円

盛土費 ５００円×（面積４００㎡）×（高さ２ｍ）×½（埋土量の体積） ＝２００,０００円

基礎工事費 ｛2,０００円×（２０.１ｍ×２）｝＋｛2,４００円×（２０ｍ×１）｝ ＝１２８,４００円
（側面擁壁の長さ） （正面擁壁の長さ）

石積工事費 ｛6,５００円×（奥行）（高さ）（２０ｍ×２ｍ）×½×２面）｝＋｛7,２００円×（間口）（高さ）（２０ｍ×２ｍ）｝＝５４８,０００円
（側面擁壁の面積） （正面擁壁の面積）

宅地造成費の合計 （４０,０００円＋２００,０００円＋１２８,４００円＋５４８,０００円） ＝９１６,４００円

（略図）

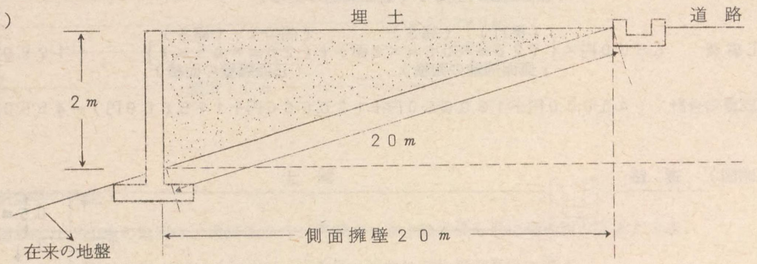

（設例３）　規模、形状　「４００㎡」、一面が道路に面した間口２０ｍ、奥行２０ｍの土盛りを必要とする画地で、道路面を除いた三面について土止めを必要とする正方形の土地である場合

宅地造成費の計算　埋土量は、（面積×高さ＝体積）である。

地ならし費　１００円×（間口）（２０ｍ）×（奥行）（２０ｍ）（地ならしの面積）＝４０,０００円

盛土費　５００円×（面積）（４００㎡）×（高さ）（１ｍ）（埋土量の体積）＝２００,０００円

基礎工事費　2,０００円×｛（奥行）（２０ｍ×２）＋（間口）（２０ｍ×１）｝（側面擁壁の長さ）（正面擁壁の長さ）＝１２０,０００円

石積工事費　6,５００円×｛（奥行）（高さ）（２０ｍ×１ｍ×２面）＋（間口）（高さ）（２０ｍ×１ｍ）｝（側面擁壁の面積）（正面擁壁の面積）＝３９０,０００円

宅地造成費の合計　（４０,０００円＋２００,０００円＋１２０,０００円＋３９０,０００円）＝７５０,０００円

（略図）

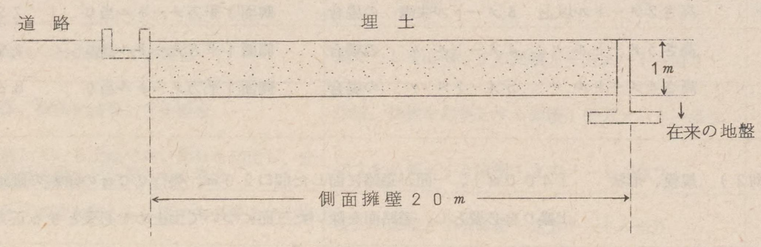

（設例４）　規模、形状　「４００㎡」、一面が道路に面した間口２０ｍ、奥行２０ｍの土盛を必要とする画地で、道路面を除いた三面について土止めを必要とする正方形の土地である場合

宅地造成費の計算　埋土量は、（面積×高さ＝体積）である。

地ならし費　１００円×（間口）（２０ｍ）×（奥行）（２０ｍ）（地ならしの面積）＝４０,０００円

盛土費　５００円×（面積）（４００㎡×0.５ｍ）（埋土量の体積）＝１００,０００円

基礎工事費　2,０００円×｛（奥行）（２０ｍ×２）＋（間口）（２０ｍ×１）｝（側面擁壁の長さ）（正面擁壁の長さ）＝１２０,０００円

石積工事費　6,５００円×｛（奥行）（高さ）（２０ｍ×0.５ｍ×２面）＋（間口）（高さ）（２０ｍ×0.５ｍ）｝（側面擁壁の面積）（正面擁壁の面積）＝１９５,０００円

宅地造成費の合計　（４０,０００円＋１００,０００円＋１２０,０００円＋１９５,０００円）＝４５５,０００円

（略図）

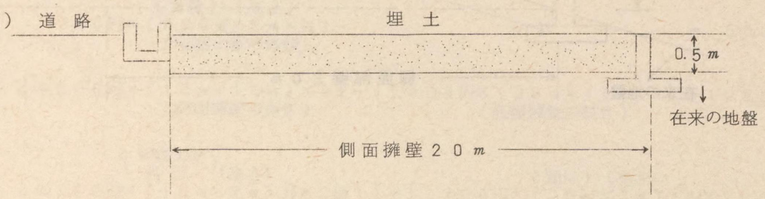

(2)　宅地造成費の概算金額

宅地造成費の額は、その土地の傾斜度が３０度以下である場合には、前記の定めにかかわらず、次表に掲げる立地条件及び傾斜度の区分に従い、それぞれ次に掲げる金額とすることができる。

㈱　宅地造成費として控除する金額が、その土地の宅地造成費の額を控除する前の価額の１００分の５０に相当する金額を超える場合には、その１００分の５０に相当する金額を限度として控除する。

表５

傾斜度の度数別による宅地造成費の概算金額表

立地条件	傾斜度	造成費（1㎡当り）	立地条件	傾斜度	造成費（1㎡当り）
傾斜地	２５度超～３０度以下	9,３００円	傾斜地	３度超～５度以下	1,５００円
	２０〃～２５〃	7,１００	平坦地	０度～３〃	1,１００
	１５〃～２０〃	5,２００	土盛地	１メートル以下	1,９００
	１０〃～１５〃	3,７００		１メートル超～２メートル以下	3,７００
	５〃～１０〃	2,４００		２メートル〃～３メートル〃	5,６００

㈱　この概算控除額は、整地費及び擁壁費の宅地造成費に要するすべての費用を含めて算定したものである。

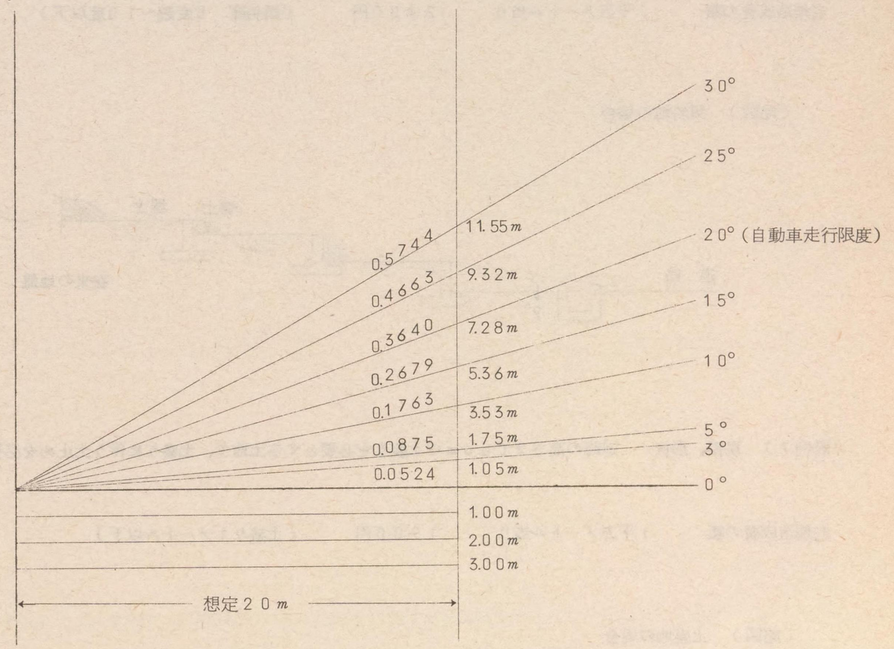

（傾斜度等の判定）

イ　標準的な平坦地の地表は、原則として、評価すべき土地に最も近い道路面の高さとする。

ロ　土盛地の必要とする土盛りの高さは、標準的な平坦地の地表の高さとする。

ハ　傾斜の度数を測定する起点は、標準的な平坦地の地表とし、傾斜の頂点は評価すべき土地の頂点が奥行距離の最深地点にあるとした場合のものとする。

ニ　傾斜の度合いが異なる多面的な土地についての傾斜度は、それぞれの面の傾斜度の平均値とする。

（傾斜度の度数別による宅地造成費の計算）

（設例５）　規模、形状　　道路の高さとおおむね同じ高さである土地で、地ならしのみを必要とする場合

宅地造成費の額　　１平方メートル当り　　1,１００円　　（傾斜度　０度～３度以下）

（略図）　平担地の場合

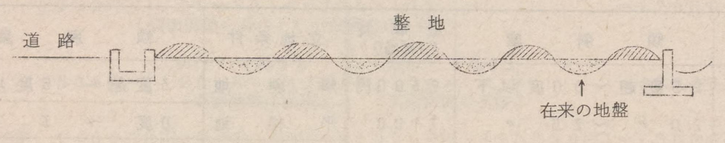

（設例６）　規模、形状　　道路の地表に対し９度の傾斜度を有する土地で、土盛りに伴う土止めを必要とする場合

宅地造成費の額　　１平方メートル当り　　2,４００円　　（傾斜度　５度超～１０度以下）

（略図）　傾斜地の場合

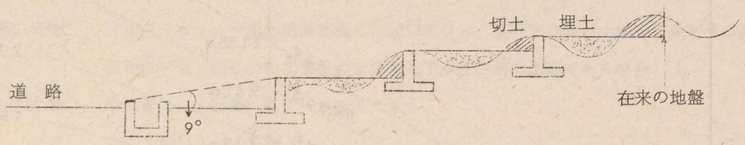

（設例７）　規模、形状　　道路の高さまで0.６ｍの土盛りを必要とする土地で、土盛りに伴う土止めを必要とする場合

宅地造成費の額　　１平方メートル当り　　1,９００円　　（土盛り１メートル以下）

（略図）　土盛地の場合

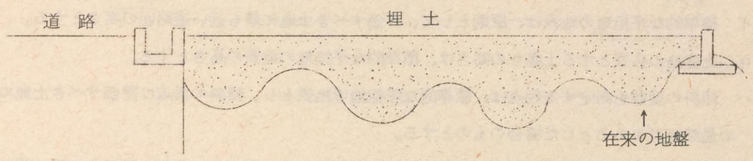

8　耕　作　権　割　合

「耕作権」の価額を評価する場合における「耕作権割合」は、次表に掲げる農地の区分に従い、それぞれ次に掲げる割合による。

ただし、市街地周辺農地及び市街地農地の耕作権で、次表の割合により評価することが実情に即さないと認められるときは、その農地が転用される場合に通常支払われるべき離作料の額、その農地の付近にある宅地に係る借地権の価額等を参しやくして求めた割合によることとして差支えない。

表６

耕　作　権　割　合

農　地　の　区　分	耕　作　権　割　合
純　農　地	１００分の５０
中　間　農　地	１００分の５０
市　街　地　周　辺　農　地	１００分の３５
市　街　地　農　地	１００分の３５

9　鉱泉地の評価

鉱泉地の価額は、基本通達６９《鉱泉地の評価》の定めによつて評価する。この場合における鉱泉地の基本価額は２１０万円とする。

10　温泉地指数

基本通達７１《温泉地指数》の定めによる温泉地指数は、次表に掲げる温泉地ごとに、それぞれ次に掲げる指数による。

表７

温泉地指数表

署名	温泉地名	指数	署名	温泉地名	指数	署名	温泉地名	指数
青梅	鶴の湯	0.5	小田原	二の平	3.0	甲府	大藪	0.4
神奈川	綱島	1.2	〃	木賀	3.0	山梨	塩山	0.6
平塚	鶴巻	0.8	〃	強羅	3.0	〃	石和	0.6
厚木	七沢	0.5	〃	仙石原	3.0	〃	川浦	0.3
小田原	湯河原	3.5	〃	芦の湯	2.0	〃	岩下	0.4
〃	箱根湯本	4.0	木更津	青堀	0.6	〃	初鹿野	0.2
〃	塔の沢	4.0	甲府	湯村	1.0	鰍沢	西山	0.5
〃	宮の下	3.5	〃	旧甲府市内	1.0	〃	下部	0.8
〃	大平台	2.5	〃	積翠寺	0.6			
〃	小涌谷	3.0	〃	増富	0.5			

11　雑種地の評価

雑種地（ゴルフ場等の用に供する土地及び鉄軌道用地を除く）の価額は、その雑種地の現況に応じ、類似する付近の土地の価額を基として、その土地とその雑種地との位置、形状等の条件の差を考慮して評価する。

第２　家　屋　の　部

1 評　価　倍　率

相続税財産評価に関する基本通達（以下、「基本通達」という。）８９《家屋の評価》の定めにより家屋の価額を評価する場合におけるその家屋の固定資産税評価額に乗ずる倍率は１.０とする。

2 借　家　権　割　合

基本通達９４《借家権の評価》の定めにより借家権の価額を評価する場合における借家権割合は、１００分の３０とする。

第 3　果樹等、立竹木の部

1　果樹等の標準価額

基本通達９９（果樹等の評価）の定めにより果樹等の価額を評価する場合における１０アール（１.００８３反歩）当りの標準価額は、次表に掲げる樹種及び樹齢の区分に従い、それぞれ次に掲げる金額による。

表８

果樹等の標準価額表

樹種	樹齢区分／適用地域	幼齢樹		成熟樹				老齢樹	
				青年期		壮年期			
		樹齢	標準価額	樹齢	標準価額	樹齢	標準価額	樹齢	標準価額
かんきつ（夏みかんを除く。）	全管	1～5年	30千円	16～20年	85千円	26～30年	110千円	36～40年	80千円
		6～10	55	21～25	100	31～35	95	41～50	70
		11～15	80	—	—	—	—	51以上	60
夏みかん	全管	1～5	35	16～20	80	26～30	90	36～40	75
		6～10	60	21～25	85	31～35	95	41～45	60
		11～15	75	—	—	—	—	46以上	40
なし	東京都	1～5	45	11～15	125	16～20	200	26～30	115
		6～10	65	—	—	21～25	155	31～35	75
		—	—	—	—	—	—	36以上	55
	神奈川県	1～5	45	11～15	125	16～20	200	26～30	115
		6～10	65	—	—	21～25	155	31～35	75
		—	—	—	—	—	—	36以上	55
	千葉県	1～5	45	11～15	100	16～20	120	26～30	96
		6～10	65	—	—	21～25	120	31～35	60
		—	—	—	—	—	—	36以上	45
ぶどう	山梨県	1～5	90	6～10	130	11～15	175	21～30	130
		—	—	—	—	16～20	200	31以上	75
	上記以外	1～5	75	6～10	90	11～15	125	21～30	90
		—	—	—	—	16～20	140	31以上	50
もも	山梨県	1～5	45	6～10	100	11～15	135	16～20	90
		—	—	—	—	—	—	21～25	75
		—	—	—	—	—	—	26以上	50
	上記以外	1～5	40	6～10	75	11～15	95	16～20	65
		—	—	—	—	—	—	21～25	50
		—	—	—	—	—	—	26以上	35
かき	山梨県	1～5	25	11～15	70	21～25	110	31～35	95
		6～10	55	16～20	95	26～30	120	36～40	75
		—	—	—	—	—	—	41以上	40
	上記以外	1～5	25	11～15	60	21～25	90	31～35	65
		6～10	50	16～20	70	26～30	90	36～40	50
		—	—	—	—	—	—	41以上	35
びわ	千葉県	1～5	35	6～10	90	16～20	150	21～25	120
		—	—	11～15	115	—	—	26～30	70
		—	—	—	—	—	—	31以上	45

樹種	樹齢区分 / 適用地域	幼齢樹		成熟樹				老齢樹	
				青年期		壮年期			
		樹齢	標準価額	樹齢	標準価額	樹齢	標準価額	樹齢	標準価額
くり	全管	1～4年	20千円	5～11年	40千円	12～20年	55千円	21～30年	35千円
		—	—	—	—	—	—	31以上	20
うめ	全管	1～5	25	6～10	50	16～20	75	21～30	65
		—	—	11～15	65	—	—	31以上	40
茶	全管	1～5	25	6～10	40	21～30	60	36～40	50
		—	—	11～20	50	31～35	70	41以上	30

(注) 本表に掲げる金額には、なし、ぶどう等のさく又はたなの価額は含まれていないから、それらの構築物については、果樹等の価額とは別に、基本通達97《評価の方式》の定めによつて評価する。

2 森林の立木の標準価額

基本通達113《森林の主要樹種の立木の評価》の定めにより森林の立木の価額を評価する場合における1ヘクタール（1.0083町歩）当りの標準価額は、次表に掲げる樹種及び樹齢の区分に従い、それぞれ次に掲げる金額による。

表9 森林の立木の標準価額表

(1) 東京都における標準価額表 （1ヘクタール当り）

樹齢＼樹種	すぎ	ひのき	まつ	くぬぎ	雑木	樹齢＼樹種	すぎ	ひのき	まつ	くぬぎ	雑木
	千円	千円	千円	千円	千円		千円	千円	千円	千円	千円
1年	180	220	75	19	7	46	3,603	4,998	1,122	—	144
2	197	239	87	20	7	47	3,673	5,096	1,144	—	147
3	206	250	89	21	7	48	3,747	5,198	1,167	—	149
4	220	266	93	23	8	49	3,824	5,301	1,190	—	152
5	237	287	97	26	9	50	3,897	5,409	1,214	—	156
6	257	313	103	29	10	51	3,977	5,517	1,238	—	159
7	282	343	109	32	12	52	4,057	5,625	1,262	—	162
8	310	377	117	37	13	53	4,137	5,737	1,288	—	165
9	342	416	125	42	15	54	4,220	5,855	1,314	—	168
10	378	460	135	47	17	55	4,304	5,968	1,339	—	172
11	417	509	145	53	20	56	4,390	6,090	1,367	—	175
12	460	562	157	59	22	57	4,480	6,213	1,394	—	179
13	507	619	169	67	25	58	4,569	6,335	1,422	—	182
14	558	682	183	74	28	59	4,659	6,463	1,450	—	186
15	613	748	197	○ 83	31	60	4,752	6,590	1,479	—	190
16	671	820	213	84	34	61	4,848	6,722	1,509	—	—
17	733	896	229	86	38	62	4,944	6,860	1,540	—	—
18	799	977	247	88	42	63	5,043	6,997	1,570	—	—
19	869	1,062	265	89	46	64	5,145	7,134	1,601	—	—
20	942	1,152	285	91	50	65	5,248	7,276	1,633	—	—
21	1,019	1,247	306	93	55	66	5,353	7,423	1,666	—	—
22	1,100	1,346	327	95	59	67	5,459	7,570	1,699	—	—
23	1,185	1,449	350	97	64	68	5,571	7,722	1,733	—	—
24	1,273	1,558	373	99	69	69	5,680	7,879	1,768	—	—
25	1,365	1,671	398	101	75	70	5,795	8,036	1,804	—	—
26	1,461	1,788	423	103	80	71	5,910	8,197	1,840	—	—
27	1,561	1,911	450	105	86	72	6,028	8,359	1,876	—	—
28	1,664	2,038	477	107	91	73	6,150	8,530	1,915	—	—
29	1,772	2,169	506	109	98	74	6,272	8,697	1,952	—	—
30	1,883	2,305	536	111	○ 105	75	6,396	8,873	1,992	—	—
31	1,997	2,446	566	—	107	76	6,524	9,050	2,031	—	—
32	2,116	2,591	598	—	109	77	6,556	9,231	2,072	—	—
33	2,238	2,741	630	—	111	78	6,790	9,417	2,114	—	—
34	2,364	2,895	664	—	113	79	6,924	9,604	2,156	—	—
35	2,494	3,055	699	—	115	80	7,065	9,795	2,198	—	—
36	2,628	3,218	734	—	118	81	—	9,991	2,242	—	—
37	2,765	3,387	771	—	120	82	—	10,192	2,288	—	—
38	2,906	3,560	808	—	122	83	—	10,397	2,334	—	—
39	3,051	3,737	847	—	125	84	—	10,603	2,380	—	—
40	○3,200	3,919	886	—	127	85	—	10,819	2,428	—	—
41	3,264	4,106	927	—	130	86	—	11,034	2,477	—	—
42	3,328	4,298	969	—	133	87	—	11,255	2,526	—	—
43	3,395	4,494	1,011	—	135	88	—	11,480	2,577	—	—
44	3,462	4,694	1,055	—	138	89	—	11,711	2,629	—	—
45	3,532	○4,900	○1,100	—	141	90	—	11,941	2,680	—	—

(注) ○印の価額は、標準伐期における標準価額である。

東京都

(2) 神奈川県における標準価額表

（１ヘクタール当り）

樹齢＼樹種	すぎ	ひのき	まつ	くぬぎ	雑木	樹齢＼樹種	すぎ	ひのき	まつ	くぬぎ	雑木
	千円	千円	千円	千円	千円		千円	千円	千円	千円	千円
1年	180	220	75	19	7	46年	3,603	4,947	994	—	144
2	197	239	86	20	7	47	3,673	5,044	1,014	—	147
3	206	250	88	21	7	48	3,747	5,145	1,034	—	149
4	220	266	92	23	8	49	3,824	5,247	1,054	—	152
5	237	287	95	26	9	50	3,897	5,354	1,076	—	156
6	257	312	100	29	10	51	3,977	5,461	1,097	—	159
7	282	341	106	32	12	52	4,057	5,567	1,119	—	162
8	310	376	113	37	13	53	4,137	5,679	1,141	—	165
9	342	414	120	42	15	54	4,220	5,795	1,165	—	168
10	378	458	128	47	17	55	4,304	5,907	1,187	—	172
11	417	506	138	53	20	56	4,390	6,028	1,211	—	175
12	460	558	148	59	22	57	4,480	6,149	1,236	—	179
13	507	615	159	67	25	58	4,569	6,271	1,260	—	182
14	558	677	171	74	28	59	4,659	6,397	1,286	—	186
15	613	743	183	○ 83	31	60	4,752	6,523	1,311	—	190
16	671	814	197	84	34	61	4,848	6,654	1,337	—	—
17	733	889	212	86	38	62	4,944	6,790	1,365	—	—
18	799	969	227	88	42	63	5,043	6,925	1,392	—	—
19	869	1,053	243	89	46	64	5,145	7,061	1,419	—	—
20	942	1,142	260	91	50	65	5,248	7,202	1,447	—	—
21	1,019	1,236	278	93	55	66	5,353	7,347	1,477	—	—
22	1,100	1,334	297	95	59	67	5,459	7,493	1,506	—	—
23	1,185	1,436	317	97	64	68	5,571	7,643	1,536	—	—
24	1,273	1,544	338	99	69	69	5,680	7,798	1,567	—	—
25	1,365	1,655	359	101	75	70	5,795	7,954	1,599	—	—
26	1,461	1,772	382	103	80	71	5,910	8,114	1,631	—	—
27	1,561	1,893	405	105	86	72	6,028	8,274	1,663	—	—
28	1,664	2,018	429	107	91	73	6,150	8,443	1,697	—	—
29	1,772	2,148	454	109	98	74	6,272	8,608	1,730	—	—
30	1,883	2,283	480	111	○ 105	75	6,396	8,783	1,765	—	—
31	1,997	2,422	507	—	107	76	6,524	8,957	1,800	—	—
32	2,116	2,566	535	—	109	77	6,556	9,137	1,836	—	—
33	2,238	2,714	563	—	111	78	6,790	9,321	1,873	—	—
34	2,364	2,867	593	—	113	79	6,924	9,506	1,911	—	—
35	2,494	3,024	623	—	115	80	7,065	9,695	1,949	—	—
36	2,628	3,186	654	—	118	81	—	9,889	1,988	—	—
37	2,765	3,353	686	—	120	82	—	10,088	2,028	—	—
38	2,906	3,524	719	—	122	83	—	10,291	2,068	—	—
39	3,051	3,700	753	—	125	84	—	10,495	2,109	—	—
40	○3,200	3,880	788	—	127	85	—	10,708	2,152	—	—
41	3,264	4,065	823	—	130	86	—	10,922	2,195	—	—
42	3,328	4,254	860	—	133	87	—	11,140	2,239	—	—
43	3,395	4,448	897	—	135	88	—	11,363	2,284	—	—
44	3,462	4,646	935	—	138	89	—	11,591	2,330	—	—
45	3,532	○4,850	○ 975	—	141	90	—	11,819	2,376	—	—

神奈川県

(注) ○印の価額は、標準伐期における標準価額である。

(3) 千葉県における標準価額表

（１ヘクタール当り）

樹齢＼樹種	すぎ	ひのき	まつ	くぬぎ	雑木	樹齢＼樹種	すぎ	ひのき	まつ	くぬぎ	雑木
	千円	千円	千円	千円	千円		千円	千円	千円	千円	千円
1年	180	220	75	19	7	46年	3,378	4,947	994	—	137
2	197	239	86	20	7	47	3,444	5,044	1,014	—	140
3	205	250	88	21	7	48	3,513	5,145	1,034	—	142
4	218	266	92	23	8	49	3,585	5,247	1,054	—	145
5	233	287	95	25	9	50	3,654	5,354	1,076	—	148
6	253	312	100	28	10	51	3,729	5,461	1,097	—	151
7	276	341	106	31	12	52	3,804	5,567	1,119	—	154
8	302	376	113	35	13	53	3,879	5,679	1,141	—	157
9	332	414	120	39	15	54	3,957	5,795	1,165	—	160
10	365	458	128	44	17	55	4,035	5,907	1,187	—	164
11	402	506	138	50	19	56	4,116	6,028	1,211	—	167
12	442	558	148	56	21	57	4,200	6,149	1,236	—	170
13	486	615	159	62	24	58	4,284	6,271	1,260	—	174
14	534	677	171	69	27	59	4,368	6,397	1,286	—	177
15	585	743	183	○ 77	30	60	4,455	6,523	1,311	—	181
16	639	814	197	78	33	61	4,545	6,654	1,337	—	—
17	697	889	212	80	36	62	4,635	6,790	1,365	—	—
18	759	969	227	81	40	63	4,728	6,925	1,392	—	—
19	824	1,053	243	83	44	64	4,824	7,061	1,419	—	—
20	892	1,142	260	85	48	65	4,920	7,202	1,447	—	—
21	964	1,236	278	86	52	66	5,019	7,347	1,477	—	—
22	1,040	1,334	297	88	56	67	5,118	7,493	1,506	—	—
23	1,190	1,436	317	90	61	68	5,223	7,643	1,536	—	—
24	1,201	1,544	338	92	66	69	5,325	7,798	1,567	—	—
25	1,287	1,655	359	93	71	70	5,433	7,954	1,599	—	—
26	1,377	1,772	382	95	76	71	5,541	8,114	1,631	—	—
27	1,470	1,893	405	97	82	72	5,652	8,274	1,663	—	—
28	1,566	2,018	429	99	87	73	5,766	8,443	1,697	—	—
29	1,667	2,148	454	101	93	74	5,880	8,608	1,730	—	—
30	1,770	2,283	480	103	○ 100	75	5,997	8,783	1,765	—	—
31	1,877	2,422	507	—	102	76	6,117	8,957	1,800	—	—
32	1,988	2,566	535	—	104	77	6,240	9,137	1,836	—	—
33	2,102	2,714	563	—	106	78	6,366	9,321	1,873	—	—
34	2,220	2,867	593	—	108	79	6,492	9,506	1,911	—	—
35	2,341	3,024	623	—	110	80	6,624	9,695	1,949	—	—
36	2,466	3,186	654	—	112	81	—	9,889	1,988	—	—
37	2,594	3,353	686	—	114	82	—	10,088	2,028	—	—
38	2,726	3,524	719	—	117	83	—	10,291	2,068	—	—
39	2,861	3,700	753	—	119	84	—	10,495	2,109	—	—
40	○3,000	3,880	788	—	121	85	—	10,708	2,152	—	—
41	3,060	4,065	823	—	124	86	—	10,922	2,195	—	—
42	3,120	4,254	860	—	126	87	—	11,140	2,239	—	—
43	3,183	4,448	897	—	129	88	—	11,363	2,284	—	—
44	3,246	4,646	935	—	131	89	—	11,591	2,330	—	—
45	3,312	○4,850	○ 975	—	134	90	—	11,819	2,376	—	—

千葉県

(注) ○印の価額は、標準伐期における標準価額である。

(4) 山梨県における標準価額表

（１ヘクタール当り）

樹齢＼樹種	すぎ	ひのき	まつ	くぬぎ	雑木	樹齢＼樹種	すぎ	ひのき	まつ	くぬぎ	雑木
	千円	千円	千円	千円	千円		千円	千円	千円	千円	千円
1年	180	220	75	19	7	51年	3,405	4,947	1,052	—	133
2	196	237	86	19	7	52	3,474	5,044	1,073	—	135
3	204	246	88	20	7	53	3,542	5,145	1,094	—	138
4	215	259	91	22	8	54	3,614	5,247	1,117	—	141
5	229	276	95	24	9	55	3,685	5,354	1,138	—	144
6	247	296	100	26	10	56	3,759	5,461	1,162	—	147
7	268	320	105	29	11	57	3,836	5,567	1,185	—	150
8	292	348	111	32	12	58	3,912	5,679	1,208	—	153
9	319	379	119	35	14	59	3,989	5,795	1,233	—	156
10	349	414	126	39	16	60	4,608	5,907	1,257	—	159
11	382	453	135	44	17	61	4,151	6,028	1,282	—	—
12	419	496	145	49	19	62	4,233	6,149	1,309	—	—
13	459	542	155	54	22	63	4,318	6,271	1,335	—	—
14	502	592	167	59	24	64	4,405	6,397	1,361	—	—
15	548	645	179	○ 66	27	65	4,493	6,523	1,388	—	—
16	598	703	192	67	30	66	4,584	6,654	1,416	—	—
17	650	764	206	68	33	67	4,674	6,790	1,444	—	—
18	706	828	221	70	36	68	4,770	6,925	1,473	—	—
19	765	897	236	71	39	69	4,863	7,061	1,503	—	—
20	827	969	252	72	43	70	4,962	7,202	1,533	—	—
21	892	1,044	270	74	46	71	5,060	7,347	1,564	—	—
22	961	1,124	288	75	50	72	5,162	7,493	1,595	—	—
23	1,033	1,207	307	77	54	73	5,266	7,643	1,627	—	—
24	1,100	1,294	326	78	58	74	5,370	7,798	1,659	—	—
25	1,186	1,385	347	80	63	75	5,477	7,954	1,693	—	—
26	1,267	1,479	368	82	67	76	5,586	8,114	1,726	—	—
27	1,351	1,577	391	85	72	77	5,699	8,274	1,761	—	—
28	1,439	1,678	414	87	77	78	5,814	8,443	1,797	—	—
29	1,530	1,784	438	88	82	79	5,929	8,608	1,832	—	—
30	1,624	1,893	462	—	○ 88	80	6,049	8,783	1,869	—	—
31	1,721	2,005	488	—	89	81	—	8,957	1,906	—	—
32	1,822	2,122	514	—	91	82	—	9,137	1,944	—	—
33	1,925	2,242	542	—	93	83	—	9,321	1,984	—	—
34	2,032	2,366	570	—	95	84	—	9,560	2,023	—	—
35	2,142	2,493	599	—	97	85	—	9,695	2,064	—	—
36	2,255	2,625	629	—	99	86	—	9,889	2,105	—	—
37	2,371	2,759	659	—	101	87	—	10,088	2,147	—	—
38	2,491	2,898	691	—	103	88	—	10,291	2,190	—	—
39	2,614	3,040	723	—	105	89	—	10,495	2,234	—	—
40	○2,740	3,186	756	—	107	90	—	10,708	2,278	—	—
41	2,794	3,336	790	—	109	91	—	10,922	—	—	—
42	2,849	3,489	825	—	111	92	—	11,140	—	—	—
43	2,907	3,646	861	—	113	93	—	11,363	—	—	—
44	2,964	3,807	897	—	116	94	—	11,591	—	—	—
45	3,024	3,972	○ 935	—	118	95	—	11,819	—	—	—
46	3,085	4,140	953	—	120	96	—	12,057	—	—	—
47	3,145	4,312	972	—	123	97	—	12,299	—	—	—
48	3,208	4,487	992	—	125	98	—	12,546	—	—	—
49	3,274	4,667	1,011	—	128	99	—	12,794	—	—	—
50	3,337	○4,850	1,032	—	130	100	—	13,051	—	—	—

山梨県

(注) ○印の価額は、標準伐期における標準価額である。

3. 森林の立木以外の立木の標準価額

基本通達１２２《森林の立木以外の立木の評価》の定めにより森林の立木以外の立木《庭園にある立木を除く。》の価額を評価する場合における１本当りの標準価額は、次表に掲げる樹種及び樹齢の区分に従い、それぞれ次に掲げる金額による。

表１０

森林の立木以外の立木の標準価額表

（１本当り）

樹種＼樹齢(年)	１０以上２２未満	２０以上３０未満	３０以上４０未満	４０以上５０未満	５０以上６０未満	６０以上
すぎ	560円	1,150円	2,390円	3,650円	4,560円	5,790円
ひのき	1,190	1,850	3,270	5,270	6,110	7,720
まつ	150	360	690	1,060	1,250	1,520
けやき	350	810	1,490	2,320	2,960	3,640

（１本当り）

樹種＼樹齢(年)	５以上１０未満	１０以上１５未満	１５以上２０未満	２０以上２５未満	２５以上
きり	1,100円	2,600円	4,000円	6,200円	7,800円

(注) 本表に掲げる金額については、基本通達１２２《森林の立木以外の立木の評価》の定めにより、その立木のある土地の地味及び地利に応じ、それぞれの金額の１００分の２０の範囲内において相当と認める金額の増減を行なうことができる。

4. 立竹の標準価額

基本通達１２４《立竹の評価》の定めにより立竹（庭園にある立竹を除く。）の価額を評価する場合における１０アール（1.00083反歩）当りの標準価額は、次表に掲げる用途区分に従い、それぞれ次に掲げる金額による。

表１１

立竹の標準価額表

用途区分	標準価額	摘要
立竹の採取を目的とするもの	22,000円	当該地から集産地までの距離が１２キロメートル未満である場合
	16,000	〃 １２キロメートル以上２０キロメートル未満である場合
	9,000	〃 ２０キロメートル以上である場合
たけのこの採取を目的とするもの	20,000	

(注) 本表に掲げる金額については、基本通達１２４《立竹の評価》の定めにより、その立竹のある土地の地利等の実情に応じ、それぞれの金額の１００分の２０の範囲内において相当と認める金額の増減を行なうことができる。

第４牛馬の部

牛馬の標準価額

基本通達１３４《牛馬等の評価》の定めにより牛馬（販売業者が販売の目的をもつて所有するもの及び産とくを除く。）の価額を評価する場合における標準価額は、次表に掲げる種類及び年齢の区分に従い、それぞれ次に掲げる金額による。

ただし、その血統、経歴等により著しくその価額に影響を及ぼすと認められる牛馬で、標準価額によつて評価することが不適当であると認められるものについては、同通達１３４の（２）のただし書の定めによつて評価する。

表１２

牛　馬　の　標　準　価　額　表

種類／年齢	種　牛	乳　牛	役用牛	農耕馬	種類／年齢	種　牛	乳　牛	役用牛	農耕馬
	千円	千円	千円	千円		千円	千円	千円	千円
6か月以内	－	40	おす20 めす30	おす20 めす25	7年以内	120	120	65	45
1年〃	90	60	おす35 めす50	おす25 めす30	8年〃	100	100	60	40
2年〃	150	100	50	30	9年〃	40	90	60	40
3年〃	180	120	65	40	9年超	－	50	35	25
4年〃	220	140	70	45					
5年〃	220	140	75	50					
6年〃	170	130	75	50					

第５　電話加入権の部

電話加入権の標準価額

取引相場のある電話加入権以外の電話加入権の価額を評価する場合の標準価額は、次表に掲げるところによる。

なお、取引相場のある電話加入権の価額を評価する場合は、基本通達１６１《電話加入権の評価》の(1)の定めによるのであるが、上記の標準価額によることとしても差支えない。

表１３

電話加入権の標準価額表

都県名	地域名	標準価額	都県名	地域名	標準価額
東京都	全	千円 ５８	千葉県	全	千円 ５８
神奈川県			山梨県		

第６　株　式　の　部

気配相場のある株式として国税局長が指定した銘柄

基本通達１７３《気配相場のある株式についての国税局長の指定》の定めにより、気配相場のある株式として各国税局長が指定した銘柄（昭和５５年１月１日現在）は、次表に掲げるとおりである。

表１４

気配相場のある株式として国税局長が指定した銘柄表

国税局名	指定銘柄
東京	該当なし
大阪	〃
関東信越	茨城交通、茨城相互銀行、関東鉄道、東洋相互銀行
札幌	札幌テレビ放送、北海道放送、丸井今井
仙台	該当なし
名古屋	遠州鉄道、静岡瓦斯、静岡鉄道、清水銀行
金沢	広貫堂、富山相互銀行、富山地方鉄道、福井相互銀行、フクビ化学工業、北陸鉄道
広島	呉相互銀行、山口銀行
高松	伊予鉄道、香川相互銀行、四国ガス、高松琴平電気鉄道、四国変圧器
福岡	九州商船、長崎自動車、長崎電気軌道
熊本	旭相互銀行、南国交通、日本ガス
沖縄国税事務所	該当なし

第7 参 考 表 の 部

（農地関係）

参考1　　昭和55年分農業投資価格

（10アール当り）

都県名＼区分	田	畑	採草放牧地	準農地	
				山林	原野
	千円	千円	千円	千円	千円
東京都	800	700	450	400	400
神奈川県	800	700	450	400	400
千葉県	750	650	420	350	350
山梨県	600	450	240	200	200

（鉱泉地関係）

参考2　　ゆう出量指数表

この表を適用するに当つて用いるべきゆう出量は、その鉱泉地の1分当りのゆう出量に参考3「温度に応ずるゆう出量補正率表」に掲げるその温泉の温度に応ずる補正率を乗じてえた補正後のゆう出量による。この場合において、1分当りのゆう出量は、ゆう出量が多量であるため、その一部を放棄しているものにあつては、その余剰量を除いた数量によつて算定したものにより、非自噴の鉱泉地については、1日の揚湯量をその揚湯時間（分）で除して得た数量による。

ゆう出量（リットル）	指数	ゆう出量（リットル）	指数	ゆう出量（リットル）	指数
9未満	0.30	376以上 412未満	5.50	1,132以上 1,168未満	16.00
9以上 16未満	0.35	412〃 448〃	6.00	1,168〃 1,204〃	16.50
16〃 23〃	0.40	448〃 484〃	6.50	1,204〃 1,240〃	17.00
23〃 31〃	0.45	484〃 520〃	7.00	1,240〃 1,276〃	17.50
31〃 38〃	0.50	520〃 556〃	7.50	1,276〃 1,312〃	18.00
38〃 45〃	0.60	556〃 592〃	8.00	1,312〃 1,348〃	18.50
45〃 52〃	0.70	592〃 628〃	8.50	1,348〃 1,384〃	19.00
52〃 59〃	0.80	628〃 664〃	9.00	1,384〃 1,420〃	19.50
59〃 67〃	0.90	664〃 700〃	9.50	1,420〃 1,456〃	20.00
67〃 79〃	1.00	700〃 736〃	10.00	1,456〃 1,492〃	20.50
79〃 97〃	1.25	736〃 772〃	10.50	1,492〃 1,528〃	21.00
97〃 115〃	1.50	772〃 808〃	11.00	1,528〃 1,564〃	21.50
115〃 133〃	1.75	808〃 844〃	11.50	1,564〃 1,600〃	22.00
135〃 151〃	2.00	844〃 880〃	12.00	1,600〃 1,636〃	22.50
151〃 169〃	2.25	880〃 916〃	12.50	1,636〃 1,672〃	23.00
169〃 196〃	2.50	916〃 952〃	13.00	1,672〃 1,708〃	23.50
196〃 232〃	3.00	952〃 988〃	13.50	1,708〃 1,744〃	24.00
232〃 268〃	3.50	988〃 1,024〃	14.00	1,744〃 1,780〃	24.50
268〃 304〃	4.00	1,024〃 1,060〃	14.50	1,780〃	25.00
304〃 340〃	4.50	1,060〃 1,096〃	15.00		
340〃 376〃	5.00	1,096〃 1,132〃	15.50		

参考3　　温度に応ずるゆう出量補正率表

温度	補正率	温度	補正率
25度未満	0.20	60度以上 65度未満	1.10
25度以上 30度未満	0.35	65〃 70〃	1.15
30〃 35〃	0.50	70〃 75〃	1.20
35〃 40〃	0.65	75〃 80〃	1.25
40〃 45〃	0.80	80〃 85〃	1.30
45〃 50〃	0.90	85〃 90〃	1.35
50〃 55〃	1.00	90〃 95〃	1.40
55〃 60〃	1.05	95度以上	1.45

参考 4　総合等級（地味級、立木度及び地利級の各割合を連乗した数値）表

地利級＼立木度・地味級	密			庸			疎		
	上	中	下	上	中	下	上	中	下
1	1.65	1.30	0.75	1.35	1.00	0.60	1.00	0.75	0.45
2	1.55	1.20	0.70	1.20	0.90	0.55	0.90	0.70	0.40
3	1.40	1.10	0.65	1.10	0.85	0.50	0.85	0.65	0.35
4	1.30	1.00	0.60	1.00	0.80	0.45	0.75	0.60	0.35
5	1.15	0.90	0.55	0.90	0.70	0.40	0.70	0.50	0.30
6	1.00	0.80	0.45	0.80	0.60	0.35	0.60	0.45	0.25
7	0.90	0.70	0.40	0.70	0.55	0.30	0.50	0.40	0.25
8	0.75	0.60	0.35	0.60	0.45	0.25	0.45	0.35	0.20
9	0.65	0.50	0.30	0.50	0.40	0.20	0.35	0.30	0.15
10	0.50	0.40	0.20	0.40	0.30	0.15	0.30	0.20	0.10
11	0.35	0.30	0.15	0.30	0.20	0.13	0.20	0.15	0.10
12	0.25	0.20	0.10	0.20	0.15	0.08	0.15	0.10	0.05
13	0.13	0.10	0.05	0.10	0.08	0.04	0.08	0.05	0.03
14	0	0	0	0	0	0	0	0	0

（注）1. この表は、森林の立木の価額を評価する場合における標準価額に乗ずべき地味級、立木度及び地利級の各割合につき、連乗数値によつて示したものである。

2. 該当する地味級、立木度及び地利級は、基本通達１１８《地味級》、１１９《立木度》及び１２１《地利級》の定めによつて判定する。

3. 基本通達１２０《立木材積が明らかな森林の地味級及び立木度》の定めを適用する場合には、上の表によらず、次の算式により計算した総合指数が総合等級になるものであるから留意を要する。

$$\left(\frac{\text{実地調査による1ヘクタール当りの立木材積}}{\text{1ヘクタール当り標準立木材積}}\right)\times\text{地利級}=\text{総合指数}$$

参考 5　地味級判定表

(1) すぎの平均１本当りの立木材積による地味級判定表

樹齢＼地味級	上級	中級		下級
	m^3超	m^3以下	m^3以上	m^3未満
15（14～17）年	0.07	0.07～0.05		0.05
20（18～22）	0.13	0.13～0.09		0.09
25（23～27）	0.20	0.20～0.14		0.14
30（28～32）	0.27	0.27～0.19		0.19
35（33～37）	0.34	0.34～0.24		0.24
40（38～42）	0.41	0.41～0.29		0.29
45（43～47）	0.48	0.48～0.34		0.34
50（48～52）	0.54	0.54～0.38		0.38
55（53～57）	0.60	0.60～0.42		0.42
60（58～62）	0.65	0.65～0.46		0.46
65（63～67）	0.70	0.70～0.49		0.49
70（68～70）	0.74	0.74～0.52		0.52
地味級の割合	1.3	1.0		0.6

(2) ひのきの平均１本当りの立木材積による地味級判定表

樹齢＼地味級	上級	中級		下級
	m^3超	m^3以下	m^3以上	m^3未満
15（14～17）年	0.05	0.05～0.03		0.03
20（18～22）	0.10	0.10～0.07		0.07
25（23～27）	0.16	0.16～0.11		0.11
30（28～32）	0.22	0.22～0.15		0.15
35（33～37）	0.27	0.27～0.19		0.19
40（38～42）	0.32	0.32～0.22		0.22
45（43～47）	0.37	0.37～0.26		0.26
50（48～52）	0.41	0.41～0.29		0.29
55（53～57）	0.45	0.45～0.31		0.31
60（58～62）	0.48	0.48～0.33		0.33
65（63～67）	0.51	0.51～0.36		0.36
70（68～70）	0.54	0.54～0.38		0.38
地味級の割合	1.3	1.0		0.6

(3) まつの平均１本当りの立木材積による地味級判定表

樹齢＼地味級	上級	中級		下級
	m^3超	m^3以下	m^3以上	m^3未満
15（14～17）年	—	0.11～0.08		0.08
20（18～22）	0.11	0.11～0.08		0.08
25（23～27）	0.15	0.15～0.11		0.11
30（28～32）	0.19	0.19～0.14		0.14
35（33～37）	0.24	0.24～0.17		0.17
40（38～42）	0.27	0.27～0.19		0.19
45（43～47）	0.31	0.31～0.22		0.22
50（48～52）	0.33	0.33～0.23		0.23
55（53～57）	0.36	0.36～0.25		0.25
60（58～62）	0.39	0.39～0.27		0.27
65（63～67）	0.41	0.41～0.29		0.29
70（68～70）	0.42	0.42～0.30		0.30
地味級の割合	1.3	1.0		0.6

(4) くぬぎの1ヘクタール当りの立木材積による地味級判定表

樹齢＼地味級	上級	中級		下級
	m^3超	m^3以下	m^3以上	m^3未満
5（3～7）年	13	13～7		7
10（8～10）	41	41～22		22
12（11～13）	51	51～28		28
15（14～17）	62	62～33		33
20（18～22）	69	69～37		37
25（23～25）	78	78～42		42
地味級の割合	1.3	1.0		0.6

(5) 雑木の1ヘクタール当りの立木材積による地味級判定表

樹齢＼地味級	上級	中級		下級
	m^3超	m^3以下	m^3以上	m^3未満
10（8～12）年	26	26～14		14
15（13～17）	51	51～28		28
20（18～22）	86	86～46		46
25（23～27）	116	116～63		63
30（28～32）	146	146～79		79
35（33～37）	172	172～93		93
40（38～42）	195	195～105		105
45（43～47）	213	213～115		115
50（48～50）	229	229～123		123
地味級の割合	1.3	1.0		0.6

参　考　6　　標　準　立　木　材　積　表

樹種 / 標準伐期 / 樹齢	すぎ				ひのき		まつ			
	35年	37年	40年	45年	45年	50年	40年	45年	50年	70年
年	m³	m³	m³	m³	m³	m³	m³	m³	m³	m³
15	73	67	57	34	22	20	54	48	45	7
16	90	83	72	47	32	29	64	57	53	10
17	106	98	86	60	42	38	74	65	61	13
18	121	113	100	72	52	46	83	73	68	16
19	136	127	113	84	62	54	92	81	75	20
20	151	141	126	96	71	62	101	89	82	24
21	165	155	139	108	80	70	110	97	89	28
22	179	168	151	120	89	78	118	104	96	32
23	193	181	163	131	98	86	126	111	103	36
24	206	194	175	142	107	94	134	118	110	41
25	219	206	187	153	116	102	142	125	116	46
26	232	218	198	164	125	110	150	132	122	51
27	245	230	209	175	134	118	158	139	128	56
28	257	241	220	185	143	126	166	146	134	61
29	269	252	231	195	152	133	174	153	140	66
30	281	263	242	205	160	140	182	160	146	72
31	293	274	252	215	168	147	189	167	152	78
32	304	286	262	225	176	154	196	174	158	84
33	315	297	272	235	184	161	203	180	164	90
34	326	307	282	244	192	168	210	186	170	96
35	337	317	292	253	200	175	217	192	176	102
36	346	327	301	262	208	182	224	198	181	108
37	355	337	310	271	216	189	231	204	186	114
38	364	346	319	280	224	196	238	210	191	120
39	373	355	328	289	232	203	245	216	196	126
40	382	364	337	297	240	210	252	222	201	132
41	391	373	345	305	248	217	258	228	206	138
42	400	382	353	313	256	224	264	234	211	144
43	409	391	361	321	264	231	270	240	216	150
44	418	400	369	329	272	238	276	246	221	156
45	427	409	377	337	280	245	282	252	226	162
46	436	418	385	344	286	252	288	257	231	168
47	445	427	393	351	292	259	294	262	236	174
48	454	435	401	358	298	266	300	267	241	180
49	463	443	409	365	304	273	306	272	246	186
50	472	451	417	372	310	280	311	277	252	192
51	481	459	424	379	316	285	316	282	256	198
52	490	467	431	386	322	290	321	287	260	203
53	499	475	438	393	328	295	326	292	264	208
54	508	483	445	400	334	300	331	297	268	213
55	517	491	452	407	340	305	336	302	272	218
56	525	499	459	414	346	310	341	306	276	222
57	535	507	466	421	352	315	346	310	280	226

樹種 / 標準伐期 / 樹齢	すぎ				ひのき		まつ			
	35年	37年	40年	45年	45年	50年	40年	45年	50年	70年
年	m³	m³	m³	m³	m³	m³	m³	m³	m³	m³
58	541	514	473	428	358	320	351	314	284	230
59	549	521	480	435	364	325	355	318	288	234
60	557	528	487	442	370	330	359	322	292	238
61	564	535	493	448	376	335	363	326	296	242
62	571	542	499	454	382	340	367	330	300	246
63	578	549	505	460	388	345	371	334	304	250
64	585	556	511	465	394	350	375	338	308	254
65	592	563	517	472	400	355	379	342	312	260
66	599	570	523	478	406	360	383	346	316	264
67	606	577	529	484	412	365	387	349	320	268
68	613	584	535	490	418	370	391	352	324	272
69	620	591	541	496	424	375	395	355	328	276
70	627	598	547	502	430	380	399	358	332	280
71		605	553	508	436	385	403	361	335	283
72		612	559	514	442	390	407	364	338	286
73		618	565	520	448	395	411	367	341	289
74		624	571	526	454	400	415	370	344	292
75			577	532	460	405	419	373	347	295
76			583	537	466	410	423	376	350	298
77			588	542	472	415	427	379	353	301
78			593	547	478	420	431	382	356	304
79			598	552	484	425	435	385	359	307
80			603	557	490	430	439	388	362	310
81				562	496	435		391	365	313
82				567	502	440		394	368	316
83				572	508	445		397	371	319
84				577	514	450		400	374	322
85				582	519	455		403	377	325
86				587	524	460		406	380	328
87				592	529	465		409	383	330
88				597	534	470		412	386	332
89				602	539	475		415	389	334
90				606	544	480		418	392	336
91						485			395	338
92						490			398	340
93						494			401	342
94						498			404	344
95						502			407	346
96						506			409	348
97						510			411	350
98						514			413	352
99						518			415	354
100						522			417	356

（株　式　関　係）

参　考　7　　類似業種比準価額計算上の業種及び配当金額等の平均額

凡　　例

1. 「A」、「B」、「C」及び「D」は、それぞれ次による。

A……標本会社の１株の券面額５０円当りの毎日の最終価格の月平均額の平均額

B……標本会社につき基本通達１８８(3)の定めにより計算した１株当りの配当金額の平均額

C……標本会社につき基本通達１８８(4)の定めにより計算した１株当りの年利益金額の平均額

D……標本会社につき基本通達１８８(5)の定めにより計算した１株当りの純資産価額（帳簿価額によつて計算した金額）の平均額

2. 「A」、「B」、「C」及び「D」の金額の単位は、円である。

(1) 類似業種比準価額計算上の業種及び配当金額等の平均額（昭和５２年分）

業種 名称		番号	内容	B	C	D
鉱業		1		3.0	20	99
建設業	総合工事業	2	土木施設又は建築物の完成を請負うもの	7.1	46	175
	電気設備工事業	3	設備工事業のうち、電気工事業、電気通信工事業、信号装置工事業のいずれかを営むもの	6.5	80	263
	その他の建設業	4	建設業のうち、２及び３に該当するもの以外のもの	7.0	55	198
製造業	食料品製造業 製粉業	5		5.0	33	114
	飼料製造業	6		5.0	28	116
	パン、菓子製造業	7		7.3	89	230
	乳製品製造業	8		5.9	25	159
	肉製品製造業	9		4.2	50	164
	酒類製造業	10		5.5	19	108
	食用油製造業	11		5.4	16	142
	調味料製造業	12		8.1	44	251
	その他の食料品製造業	13	食料品製造業のうち、５から１２までに該当するもの以外のもの	6.6	50	195
	繊維（衣服その他の繊維製品を除く。）工業 毛紡績業	14	毛紡績業又は毛ねん糸、毛織物の製造業を営むもの	4.9	20	182
	化学繊維紡織業	15	化学繊維の製造業又は化学繊維に係る紡績業若しくはねん糸、織物の製造業を営むもの	4.0	3	100
	その他の紡織業	16	紡績業、ねん糸、織物の製造業のうち、１４及び１５に該当するもの以外のもの	3.8	10	128
	染色整理業	17	糸、織物などに精練、漂白、染色及び整理仕上げ、その他の処理を行うもの	3.4	44	161
	メリヤス製造業	18	メリヤス生地及びメリヤス製品（くつ下、手袋下着など）の製造業を営むもの	5.8	14	141
	その他の繊維工業	19	繊維工業のうち、１４から１８までに該当するもの以外のもの	3.8	15	129
	衣服、その他の繊維製品製造業	20	購入した織物、フェルト地などを裁断、縫製して、衣服その他の繊維製品を製造するもの	7.9	58	224
	鋼製家具、装備品製造業	21	家庭用若しくは事務用の家具のうち、金属製のものを製造するもの、又は陳列だな、陳列ケースなど事務所用若しくは店舗用の装備品及びこれに付随する製品を製造するもの	7.6	21	276
	パルプ、紙製造業	22		4.8	17	132
	紙加工品製造業	23	紙製造、紙製容器その他の紙加工品を製造するもの	5.5	13	143
	印刷業	24	印刷、製本、印刷物加工を業とするもの又は印刷業に伴うサービス業を営むもの	5.9	35	152
	化学工業 無機化学工業製品製造業	25	工業原料として用いられる無機化学工業製品を製造するもの。例えば、ソーダ工業、電炉工業又は圧縮ガス、液化ガスの製造業	4.7	24	107
	有機化学工業製品製造業	26	工業原料として用いられる有機化学工業製品を製造するもの。例えば脂肪族系中間物、メタン	5.3	10	131

A													
51年11月分	51年12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分
187	165	170	173	170	171	167	175	172	169	170	163	148	147
258	275	274	259	263	275	269	260	273	282	273	278	279	293
319	336	356	363	370	383	394	402	396	377	371	354	354	362
282	297	301	294	297	305	305	302	308	310	303	301	299	311
255	272	303	323	368	355	345	323	319	305	326	351	346	347
194	190	212	213	198	195	188	186	199	203	201	206	199	194
499	514	509	503	497	492	498	492	497	471	472	480	460	455
228	239	250	254	260	277	276	269	277	282	274	267	257	248
588	608	605	585	568	594	616	604	601	568	562	562	555	547
255	252	271	267	267	282	292	284	280	320	316	314	317	327
223	207	216	229	221	232	238	242	234	225	221	226	217	211
493	463	471	497	506	508	500	498	500	490	489	476	465	446
411	415	422	422	417	418	420	413	410	399	398	400	386	379
218	221	234	238	222	216	218	212	208	208	211	202	185	185
111	108	111	111	108	107	110	108	107	108	102	95	83	88
176	175	183	183	176	176	179	176	170	170	169	160	142	145
235	222	227	223	236	224	235	260	251	217	207	191	174	179
215	239	247	242	234	233	239	233	227	238	234	229	215	206
180	177	185	187	182	180	185	186	182	177	174	165	148	151
651	668	668	647	618	610	622	598	580	527	518	503	473	444
246	250	247	266	266	264	285	279	263	251	264	261	255	251
246	244	247	251	244	244	254	248	246	246	243	235	222	222
216	212	210	210	197	195	199	198	201	195	193	191	188	193
294	315	324	311	304	313	319	313	321	319	319	313	304	312
183	182	199	208	217	230	245	242	243	245	236	232	228	277
224	219	232	233	229	232	234	229	226	230	227	209	192	182

業種 名称			番号	内容	B	C	D
製造業	化学工業			誘導品、コールタール製品、プラスチック、合成ゴムの製造業又は醗酵工業など			
		染料、顔料、塗料、印刷インキ製造業	27		5.7	17	141
		工業用油、石けん製造業	28		5.7	33	244
		医薬品、化粧品製造業	29		8.2	65	285
		農薬製造業	30		5.8	69	217
		その他の化学工業	31	化学工業のうち、25から30までに該当するもの以外のもの	5.9	30	172
	石油製品製造業		32	石油を精製するもの、又は購入した原料を混合加工して潤滑油、グリースを製造するもの	3.9	12	116
	ゴム製品製造業		33		5.4	25	136
	窯業、土石製品製造業	ガラス、ガラス製品製造業	34		5.1	26	164
		セメント製造業	35		5.0	4	116
		セメント製品製造業	36		5.3	10	138
		陶磁器製品製造業	37		7.0	60	261
		耐火れんが製造業	38		5.6	18	182
		その他の窯業、土石製品製造業	39	窯業、土石製品製造業のうち、34から38までに該当するもの以外のもの	5.7	22	164
	鉄鋼業	製鉄、製鋼、圧延、鋼材製造業	40	製鉄業、平炉又は電気炉による製鋼及び圧延業、製鋼を行わずに他から受入れた材料について圧延、伸鉄、伸線を行い、若しくは鋼管、ブリキ、亜鉛鉄板などの鋼材を製造するもの	4.8	4	109
		鍛鋼、鋳物、銑鉄鋳物製造業	41	鋼塊から鍛鋼品を製造し、棒鋼などから型鋳造などを行って鍛工品を製造し、若しくは鋼鋳物を製造するもの、又は銑鉄から機械用鋳物及び日用品などの銑鉄鋳物を製造するもの	4.8	14	121
		その他の鉄鋼業	42	鉄鋼業のうち、40及び41に該当するもの以外のもの	4.8	6	116
	非鉄金属製造業		43	非鉄金属の合金製造、圧延、抽伸などを行うもの、又は非鉄金属の製造、鍛造その他の基礎製品の製造を行うもの	3.8	6	94
	電線、ケーブル製造業		44		5.2	6	124
	金属製品製造業	刃物、工具、農器具製造業	45	機械刃物、利器工匠具、手動具、作業用具、農器具などを製造するもの	2.8	5	84
		建設用金属製品製造業	46	鉄骨、鉄塔、鋼橋などの建設用金属製品を製造するもの	4.3	40	162
		建築用金属製品製造業	47	シャッター、サッシ、カーテンウオールなどの建築用金属製品を製造するもの	6.9	18	157
		線材製品製造業	48	他から受入れた鉄線又は非鉄線から、くぎ、金網、鋼索、ボルト、ナット、リベット、ねじなどを製造するもの	5.6	24	200
		その他の金属製品製造業	49	金属製品製造業のうち、45から48までに該当するもの以外のもの	5.3	33	168

（52年分）

A													
51年11月分	51年12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分
218	226	236	231	226	227	236	240	236	236	246	237	218	216
368	428	471	490	463	437	427	413	407	391	389	360	357	352
429	444	464	462	454	456	463	470	477	460	489	489	463	457
275	289	316	334	338	338	336	339	346	342	349	329	287	272
267	274	290	292	289	292	299	299	300	297	305	297	277	278
219	241	253	271	276	267	252	240	253	252	256	267	253	264
243	246	252	252	255	256	270	265	260	259	255	250	233	230
395	424	425	392	386	374	376	358	346	331	340	318	294	290
118	118	124	129	129	138	133	125	137	157	171	167	169	201
139	138	146	145	143	149	155	153	162	160	160	149	141	150
683	737	750	765	711	649	644	607	589	563	606	581	537	521
128	123	129	135	132	131	137	135	132	134	128	118	110	106
284	295	303	303	294	285	289	278	273	268	276	262	245	242
189	182	190	200	195	191	195	190	188	187	185	172	157	158
142	141	153	162	162	170	184	187	184	175	172	163	156	159
179	174	184	192	188	186	193	189	187	185	183	171	158	159
142	137	145	155	156	154	158	156	155	157	154	146	136	128
138	137	143	148	151	155	157	157	158	162	160	154	144	149
108	103	118	118	128	137	148	156	159	156	154	136	131	119
202	201	219	229	234	237	250	242	247	261	251	234	227	251
185	181	187	192	191	188	193	191	195	186	187	183	175	179
221	219	229	228	226	231	234	240	239	240	236	231	212	206
235	236	251	258	259	259	269	265	265	266	261	246	233	238

業種		名称	番号	内容	B	C	D
製造業	一般機械器具製造業	農業用機械製造業	50		4.5	31	104
		建設機械、鉱山機械製造業	51		5.2	30	144
		金属加工機械製造業	52		4.9	13	193
		繊維加工機械製造業	53		3.7	6	115
		事務用、サービス用、民生用機械器具製造業	54	計算機械、複写機械などの事務用機械器具、ミシン、毛糸手編機械などの民生用機械器具又は冷凍機、温湿調整装置などのサービス用機械器具を製造するもの	8.1	48	194
		その他の一般機械器具製造業	55	一般機械器具（電気機械器具、輸送用機械器具、精密機械器具を除く一般機械器具）製造業のうち50から54までに該当するもの以外のもの	5.8	29	178
	電気機械器具製造業	発電用、送電用、配電用、産業用電気機械器具製造業	56		4.7	12	144
		通信機械器具製造業	57	有線若しくは無線の通信機械器具、同関連機械器具又は交通信号、保安装置を製造するもの	4.5	23	137
		民生用電気機械器具製造業	58	電気洗たく機、電気冷蔵庫、扇風機などの民生用機械器具又はラジオ受信機、テレビジョン受信機、電気音響機械器具を製造するもの	7.3	52	271
		電球、電気照明器具製造業	59		6.2	24	145
		電気計測器製造業	60		6.8	23	188
		その他の電気機械器具製造業	61	電気機械器具製造業のうち、56から60までに該当するもの以外のもの	5.5	26	179
	輸送用機械器具製造業	自動車製造業	62	各種自動車（三輪及び二輪の自動車を含む。）の完成品又は自動車シャシーの製造若しくは組立てを行うもの	6.1	46	243
		自動車車体、部分品製造業	63		5.5	51	202
		自転車（部分品を含む。）製造業	64		5.9	11	155
		船舶製造、修理業	65		4.6	26	126
		その他の輸送用機械器具製造業	66	輸送用機械器具製造業のうち、62から65までに該当するもの以外のもの	5.4	44	185
	精密機械器具製造業	計量器、測定器、試験機、測量機械器具製造業	67		4.0	13	102
		光学機械器具製造業	68		6.0	42	189
		時計製造業	69		5.9	61	181
		その他の精密機械器具製造業	70	精密機械器具製造業のうち、67から69までに該当するもの以外のもの	5.1	31	151
	その他の製造業		71	製造業のうち、5から70までに該当するもの以外のもの	5.5	27	163
卸売業	繊維品（衣服、身のまわり品を除く。）卸売業		72	生糸、繭、繊維原料、糸、織物などの卸売業	2.7	20	96

（52年分）

A													
51年11月分	51年12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分
227	236	257	270	273	292	318	318	323	316	304	252	207	197
202	200	211	204	210	215	219	210	199	195	188	185	176	187
296	293	319	320	304	300	328	328	323	311	315	298	271	261
142	139	150	152	151	152	157	148	144	144	140	140	127	129
440	461	472	466	441	423	432	415	390	369	382	362	355	359
301	305	323	324	314	309	321	316	307	300	302	282	259	257
220	211	224	224	225	224	234	232	231	228	230	220	211	207
245	248	267	268	255	252	264	260	260	260	265	249	234	226
715	742	735	685	674	619	634	643	593	573	625	579	550	517
342	344	363	376	354	326	351	338	318	317	334	318	291	277
292	296	314	311	297	293	310	309	314	317	319	308	298	304
400	407	418	406	395	373	384	383	364	356	373	348	326	311
400	457	478	479	463	451	467	465	434	444	463	445	412	384
414	411	416	444	425	395	419	407	391	393	405	382	342	313
178	178	193	196	191	207	207	201	198	195	190	182	182	176
157	151	161	168	165	158	154	147	144	149	137	124	113	111
350	356	368	383	370	352	370	362	347	347	355	337	300	284
177	173	187	187	182	188	202	204	197	192	203	196	187	186
491	516	533	523	516	493	488	465	431	419	440	404	370	346
483	480	478	485	480	463	466	474	458	422	429	407	395	398
359	367	381	379	373	362	368	360	341	325	338	315	296	285
296	301	312	314	307	301	309	306	299	294	298	284	265	260
215	204	178	186	190	191	197	194	192	153	164	174	141	139

業種 名称		番号	内容	B	C	D
卸売業	衣服、身のまわり品卸売業	73	洋服、婦人子供服、下着類、寝具類、履物、かばん、袋物、装身具などの卸売業	5.4	37	135
	食料品、農水産物卸売業	74	農畜産物、水産物、食料、飲料品の卸売業	6.2	39	131
	化学製品卸売業	75	化学製品、医薬品、化粧品の卸売業	5.1	28	108
	鉱物、金属材料到売業	76		5.7	20	140
	機械器具卸売業	77	一般機械器具、電気機械器具、輸送用機械器具精密機械器具の卸売業	6.6	52	229
	総合商品卸売業	78	72から77まで及び79に該当する事業のうち2種類以上のものを行う会社で、そのいずれが主たる事業であるかを判別することができないもののうち、常時100人以上の従業員を使用するもの	6.0	22	136
	その他の卸売業	79	卸売業のうち、72から78までに該当するもの以外のもの	5.9	31	153
小売業	百貨店業	80	衣食住にわたる各種の商品の小売を行い、そのいずれが主たる取扱商品であるかを判別することができないもののうち、常時50人以上の従業員を使用するもの	7.7	42	207
	飲食店業	81		4.8	27	128
	自動車小売業	82		5.8	28	168
	その他の小売業	83	小売業のうち、80から82までに該当するもの以外のもの	6.9	39	193
金融業	銀行業	84		5.1	45	252
	証券業	85		5.1	41	179
	その他の金融業	86	金融業のうち、84及び85に該当するもの以外のもの	5.1	44	241
損害保険業		87		5.5	26	192
不動産業	不動産賃貸業	88		5.2	19	108
	不動産売買業	89	建売業、土地建物売買業	6.4	15	190
	その他の不動産業	90	不動産業のうち、88及び89に該当するもの以外のもの	5.9	17	153
運輸業	道路旅客運送業	91		4.3	31	139
	道路貨物運送業	92		5.0	24	110
	水運業	93	海洋、沿岸、港湾、河川、湖沼において、船舶により旅客、貨物の運送を行うもの	3.3	10	75
	港湾運送業	94	港湾において、船内荷役、はしけ運送、沿岸荷役又はいかだ運送の作業を行うもの	5.9	37	163
	航空運輸業	95	航空機により旅客若しくは貨物を運送するもの又は航空機を使用して航空運送以外の行為の請負を行うもの	4.4	15	91
	その他の運輸業	96	運輸業のうち、91から95までに該当するもの以外のもの	4.5	19	103
倉庫業		97	普通倉庫業、冷蔵倉庫業又は水面木材倉庫業を営むもの	5.5	19	122
通信、放送業		98	有線放送電話業又は民間放送業を含むもの	6.0	48	259

（52年分）

A												
51年11月分	51年12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分
399	401	413	412	404	397	387	405	387	363	350	336	326	318
224	224	241	257	249	247	255	260	261	257	264	258	247	239
190	189	212	215	225	213	209	217	216	220	233	247	220	214
205	203	223	243	238	228	225	229	231	231	242	240	226	218
408	434	453	458	437	410	423	445	438	413	416	379	358	336
230	234	254	265	252	242	245	242	240	239	242	235	222	218
275	280	297	307	297	286	289	295	291	283	286	278	263	256
483	487	492	483	457	462	468	465	469	472	484	485	465	456
304	327	338	356	355	360	375	390	379	378	384	387	383	382
167	179	198	263	282	253	261	259	246	239	238	223	215	216
435	444	454	451	425	426	436	439	440	437	445	441	426	427
271	274	278	274	270	266	268	271	270	267	256	264	264	265
270	278	293	287	287	290	292	289	282	289	288	279	274	271
284	288	293	287	282	277	279	281	280	279	269	274	275	276
263	276	289	279	268	262	267	265	275	286	281	273	264	268
206	211	230	227	230	230	239	241	246	276	289	297	300	304
239	242	242	239	238	245	258	257	264	292	351	383	325	341
227	232	240	237	238	241	253	253	260	287	327	348	315	328
248	246	250	255	258	258	266	269	275	278	280	278	273	273
241	258	281	307	293	289	306	304	308	299	296	284	285	285
140	137	138	146	139	135	137	138	136	137	133	123	122	115
172	182	189	205	217	216	220	216	214	212	213	207	194	193
207	222	262	265	273	259	274	274	276	288	281	265	273	281
212	211	218	241	235	229	235	231	231	231	231	225	221	219
172	171	175	190	195	196	204	201	201	219	227	228	205	204
300	343	350	423	480	461	479	477	450	419	432	447	437	421

業種 名称	番号	内容	B	C	D
電気業	99		4.2	8	63
ガス業	100		3.9	28	75
サービス業 ホテル、料理飲食業	101		4.8	27	128
サービス業 劇場、興行場経営業	102		5.6	28	166
サービス業 遊園地、遊技場その他の娯楽施設業	103		6.9	36	163
サービス業 その他のサービス業	104	サービス業のうち、101から103までに該当するもの以外のもの	6.2	38	168
その他の産業	105	1から104までに該当するもの以外のもの	5.6	31	167

（52年分）

A												
51年11月分	51年12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分
67	70	70	77	82	83	85	91	93	97	99	96	104	106
110	112	111	118	121	128	131	136	139	141	147	148	135	135
304	327	338	356	355	360	375	390	379	378	384	387	383	382
417	425	432	413	407	407	415	424	450	455	463	459	463	460
267	274	282	281	284	303	303	303	321	316	309	303	293	301
426	434	443	442	430	431	436	446	450	441	452	452	435	434
290	296	306	308	302	298	304	302	298	295	298	289	275	272

(2) 類似業種比準価額計算上の業種及び配当金額等の平均額（昭和５３年分）

業種 名称			番号	内容	B	C	D
鉱業			1		2.9	20	156
建設業	総合工事業		2	土木施設又は建築物の完成を請負うもの	6.9	38	175
	電気設備工事業		3	設備工事業のうち、電気工事業、電気通信工事業、信号装置工事業のいずれかを営むもの	6.5	72	267
	その他の建設業		4	建設業のうち、2及び3に該当するもの以外のもの	6.8	47	200
製造業	食料品製造業	製粉業	5		5.1	70	134
		飼料製造業	6		5.1	26	121
		パン、菓子製造業	7		7.5	67	220
		乳製品製造業	8		5.9	44	168
		肉製品製造業	9		5.2	60	204
		酒類製造業	10		5.6	25	113
		食用油製造業	11		5.4	48	153
		調味料製造業	12		7.5	63	254
		その他の食料品製造業	13	食料品製造業のうち、5から12までに該当するもの以外のもの	6.7	58	206
	繊維（衣服その他の繊維製品を除く。）工業	毛紡績業	14	毛紡績業又は毛ねん糸、毛織物の製造業を営むもの	4.3	23	175
		化学繊維紡績業	15	化学繊維の製造業又は化学繊維に係る紡績業若しくはねん糸、織物の製造業を営むもの	3.1	6	105
		その他の紡績業	16	紡績業、ねん糸、織物の製造業のうち、14及び15に該当するもの以外のもの	3.2	16	133
		染色整理業	17	糸、織物などに精練、漂白、染色及び整理仕上げ、その他の処理を行うもの	4.0	32	176
		メリヤス製造業	18	メリヤス生地及びメリヤス製品（くつ下、手袋下着など）の製造業を営むもの	4.5	18	140
		その他の繊維工業	19	繊維工業のうち、14から18までに該当するもの以外のもの	3.2	17	135
	衣服、その他の繊維製品製造業		20	購入した繊物、フェルト地などを裁断、縫製して、衣服その他の繊維製品を製造するもの	9.7	82	289
	鋼製家具、装備品製造業		21	家庭用若しくは事務用の家具のうち、金属製のものを製造するもの、又は陳列だな、陳列ケースなど事務所用若しくは店舗用の装備品及びこれに付随する製品を製造するもの	6.7	18	256
	パルプ、紙製造業		22		4.4	20	133
	紙加工品製造業		23	紙製品、紙製容器その他の紙加工品を製造するもの	4.6	13	133
	印刷業		24	印刷、製本、印刷物加工を業とするもの又は印刷業に伴うサービス業を営むもの	6.1	35	156
	化学工業	無機化学工業製品製造業	25	工業原料として用いられる無機化学工業製品を製造するもの。例えば、ソーダ工業、電炉工業又は圧縮ガス、液化ガスの製造業	4.5	20	112
		有機化学工業製品製造業	26	工業原料として用いられる有機化学工業製品を製造するもの。例えば、脂肪族系中間物、メタ	4.7	16	129

A													
52年11月分	52年12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分
176	176	182	178	182	179	181	189	203	212	269	292	287	297
284	299	307	320	333	331	320	313	335	341	348	344	348	345
354	362	390	454	477	466	448	438	465	513	548	573	586	560
303	314	328	353	368	362	351	345	370	386	405	409	413	404
325	325	315	322	324	332	324	321	332	326	341	366	361	353
199	194	197	188	191	194	201	208	232	266	281	280	288	281
478	466	467	479	470	472	467	485	520	534	542	551	537	528
257	248	255	256	258	259	257	267	287	331	343	367	386	367
555	547	547	556	547	560	546	550	557	550	572	580	572	567
317	327	332	341	355	382	382	384	383	400	414	408	384	383
217	211	213	234	236	244	267	260	268	274	274	282	297	288
465	446	453	468	481	475	463	473	524	550	577	635	608	599
398	391	398	415	420	426	426	434	468	500	518	528	513	501
173	173	183	185	197	203	206	213	221	215	217	230	238	247
88	92	102	100	104	108	119	121	127	124	127	134	147	162
147	151	160	161	172	181	187	192	205	201	217	234	250	256
182	187	190	190	193	207	230	237	251	253	272	288	297	296
215	206	219	236	263	268	262	262	278	270	293	305	303	295
153	156	165	166	176	185	194	199	213	211	227	243	255	260
528	487	481	512	526	561	566	573	610	612	639	698	682	659
255	251	251	264	261	262	261	268	288	301	330	352	342	325
220	223	234	227	232	239	245	243	252	254	279	304	305	301
189	194	207	215	231	247	254	252	286	292	307	326	323	319
304	312	327	313	323	333	333	334	355	359	382	400	425	395
236	290	303	333	350	361	366	385	417	447	453	471	496	514
192	182	190	193	199	203	214	219	236	258	258	264	269	279

業種 名称			番号	内容	B	C	D
製造業	化学工業			ン誘導品、コールタール製品、プラスチック、合成ゴムの製造業又は醗酵工業など			
		染料、顔料、塗料、印刷インキ製造業	27		5.7	32	151
		工業用油、石けん製造業	28		4.5	45	254
		医薬品、化粧品製造業	29		8.1	75	291
		農薬製造業	30		5.9	78	248
		その他の化学工業	31	化学工業のうち、25から30までに該当するもの以外のもの	5.7	38	179
	石油製品製造業		32	石油を精製するもの、又は購入した原料を混合加工して潤滑油、グリースを製造するもの	3.0	36	108
	ゴム製品製造業		33		5.0	24	144
	窯業、土石製品製造業	ガラス、ガラス製品製造業	34		4.6	30	165
		セメント製造業	35		4.0	7	116
		セメント製品製造業	36		5.0	7	131
		陶磁器製品製造業	37		6.8	79	262
		耐火れんが製造業	38		4.3	20	182
		その他の窯業、土石製品製造業	39	窯業、土石製品製造業のうち、34から38までに該当するもの以外のもの	5.1	27	166
	鉄鋼業	製鉄、製鋼、圧延、鋼材製造業	40	製鉄業、平炉又は電気炉による製鋼及び圧延業製鋼を行わずに他から受入れた材料について圧延、伸鉄、伸線を行い、若しくは鋼管、ブリキ、亜鉛鉄板などの鋼材を製造するもの	4.8	17	122
		鍛鋼、鋳物、銑鉄鋳物製造業	41	鋼塊から鍛鋼品を製造し、棒鋼などから研鋳造などを行って鍛工品を製造し、若しくは鋼鋳物を製造するもの、又は銑鉄から機械用鋳物及び日用品などの銑鉄鋳物を製造するもの	4.1	16	127
		その他の鉄鋼業	42	鉄鋼業のうち、40及び41に該当するもの以外のもの	4.6	17	128
	非鉄金属製造業		43	非鉄金属の合金製造、圧延、抽伸などを行うもの、又は非鉄金属の製造、鍛造その他の基礎製品の製造を行うもの	2.9	13	99
	電線、ケーブル製造業		44		3.4	8	115
	金属製品製造業	刃物、工具、農器具製造業	45	機械刃物、利器工匠具、手動具、作業用具、農器具などを製造するもの	2.1	21	103
		建設用金属製品製造業	46	鉄骨、鉄塔、鋼橋などの建設用金属製品を製造するもの	4.7	38	169
		建築用金属製品製造業	47	シャッター、サッシ、カーテンウオールなどの建築用金属製品を製造するもの	5.8	18	151
		線材製品製造業	48	他から受入れた鉄線又は非鉄線から、くぎ、金網、鋼索、ボルト、ナット、リベット、ねじなどを製造するもの	5.0	31	206
		その他の金属製品製造業	49	金属製品製造業のうち、45から48までに該当するもの以外のもの	5.3	36	179

（53年分）

A												
52年11月分	52年12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分
230	227	240	246	256	270	278	291	332	359	353	360	356	351
357	352	358	388	420	428	428	459	476	479	477	520	560	553
463	457	481	546	590	625	618	654	728	850	908	967	844	862
287	272	281	317	330	358	368	365	403	508	723	764	692	745
284	284	298	323	342	357	360	376	413	468	493	519	487	498
239	249	252	265	274	274	259	256	265	267	283	273	266	257
233	230	236	248	258	268	283	283	285	282	279	274	282	287
293	288	305	322	329	340	334	340	355	363	367	393	402	406
169	201	205	215	221	216	215	216	237	245	248	263	256	247
158	165	179	194	211	209	206	208	232	257	258	297	299	295
537	521	540	598	746	734	707	758	785	747	750	737	726	748
118	115	124	137	153	151	157	161	193	205	224	233	249	271
245	242	252	271	302	302	303	316	335	336	343	356	362	369
165	164	182	196	197	202	216	229	249	260	285	317	319	329
176	182	189	198	216	214	223	225	249	262	277	305	297	292
168	168	184	199	204	208	221	231	251	264	286	316	317	321
146	138	145	144	143	147	156	189	211	221	229	241	263	267
140	143	165	171	186	182	186	196	208	219	233	267	283	272
142	140	150	160	180	171	175	180	195	208	212	214	212	216
228	252	289	325	352	358	351	355	402	432	480	539	525	491
175	179	202	209	215	242	226	236	252	292	321	352	371	350
212	206	209	230	246	236	241	257	273	286	327	340	332	331
245	253	273	298	315	318	317	324	351	370	403	433	428	413

業種 名称			番号	内容	B	C	D
製造業	一般機械器具製造業	農業用機械製造業	50		4.0	36	95
		金属加工機械製造業	51		5.3	30	208
		事務用、サービス用、民生用機械器具製造業	52	計算機械、複写機械などの事務用機械器具、ミシン、毛糸手編機械などの民生用機械器具又は冷凍機、温湿調整装置などのサービス用機械器具を製造するもの	7.6	40	193
		その他の一般機械器具製造業	53	一般機械器具（電気機械器具、輸送用機械器具、精密機械器具を除く一般機械器具）製造業のうち50から52までに該当するもの以外のもの	5.5	31	190
	電気機械器具製造業	発電用、送電用、配電用産業用電気機械器具製造業	54		4.2	18	149
		通信機械器具製造業	55	有線若しくは無線の通信機械器具、同関連機械器具又は交通信号、保安装置を製造するもの	4.0	23	129
		民生用電気機械器具製造業	56	電気洗たく機、電気冷蔵庫、扇風機などの民生用機械器具又はラジオ受信機、テレビジョン受信機、電気音響機械器具を製造するもの	8.0	77	303
		電球、電気照明器具製造業	57		5.9	32	164
		電気計測器製造業	58		5.8	29	185
		その他の電気機械器具製造業	59	電気機械器具製造業のうち、54から58までに該当するもの以外のもの	5.5	42	191
	輸送用機械器具製造業	自動車製造業	60	各種自動車（三輪及び二輪の自動車を含む。）の完成品又は自動車シャシーの製造若しくは組立てを行うもの	6.3	55	257
		自動車車体、部分品製造業	61		5.3	5.3	223
		自転車（部分品を含む。）製造業	62		4.8	17	160
		船舶製造、修理業	63		4.5	19	108
		その他の輸送用機械器具製造業	64	輸送用機械器具製造業のうち、60から63までに該当するもの以外のもの	5.3	47	206
	精密機械器具製造業	計量器、測定器、試験機、測量機械器具製造業	65		3.7	22	111
		光学機械器具製造業	66		5.2	42	190
		時計製造業	67		5.3	80	211
		その他の精密機械器具製造業	68	精密機械器具製造業のうち、65から67までに該当するもの以外のもの	4.6	41	162
	その他の製造業		69	製造業のうち、5から68までに該当するもの以外のもの	5.2	35	173
卸売業	繊維品（衣服、身のまわり品を除く。）卸売業		70	生糸、繭、繊維原料、糸、織物などの卸売業	6.1	16	154
	衣服、身のまわり品卸売業		71	洋服、婦人子供服、下着類、寝具類、履物、かばん、袋物、装身具などの卸売業	6.0	49	167
	食料品、農水産物卸売業		72	農畜産物、水産物、食料、飲料品の卸売業	5.9	40	139

（53年分）

A													
52年11月分	52年12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分
194	186	193	195	198	196	197	202	207	208	210	204	204	203
293	282	300	322	329	340	356	364	383	398	450	474	457	456
346	350	379	385	397	407	416	430	444	456	495	507	496	501
280	278	297	312	320	330	336	350	366	384	416	419	409	409
217	214	236	265	284	293	299	306	326	331	359	405	422	434
228	219	240	249	265	275	270	278	286	300	324	358	375	384
546	518	508	619	666	728	728	740	751	710	735	733	714	698
309	294	312	351	348	361	384	384	382	374	385	390	387	384
296	300	318	344	354	371	359	364	404	454	481	522	545	532
333	317	346	376	405	434	435	445	458	451	475	493	498	503
412	384	402	451	472	491	496	492	482	459	464	460	462	466
326	300	316	359	365	377	390	402	408	403	432	461	453	450
182	176	182	188	189	211	215	215	220	226	223	222	223	224
115	116	120	109	97	93	95	98	103	100	98	97	98	103
309	288	304	341	348	360	369	375	379	373	397	416	410	407
185	186	209	235	235	238	239	247	271	295	329	360	364	364
357	334	350	376	386	399	396	391	417	430	445	424	423	442
393	395	433	472	478	491	477	473	479	479	510	505	511	521
299	289	311	339	347	357	354	353	375	391	420	424	426	437
276	271	286	305	319	330	335	345	365	379	400	416	412	413
215	205	211	214	211	231	248	271	282	285	284	275	298	296
362	346	331	340	334	351	351	357	382	382	415	438	435	441
239	232	232	236	238	243	238	236	251	259	266	261	264	260

業名		番号	内容	B	C	D
卸売業	化学製品卸売業	73	化学製品、医薬品、化粧品の卸売業	6.0	49	150
	鉱物、金属材料卸売業	74		5.7	43	156
	機械器具卸売業	75	一般機械器具、電気機械器具、輸送用機械器具精密機械器具の卸売業	6.7	77	263
	総合商品卸売業	76	70から75まで及び77に該当する事業のうち2種類以上のものを行う会社で、そのいずれが主たる事業であるかを判別することができないもののうち、常時100人以上の従業員を使用するもの	5.6	31	144
	その他の卸売業	77	卸売業のうち、70から76までに該当するもの以外のもの	6.1	46	184
小売業	百貨店業	78	衣食住にわたる各種の商品の小売を行い、そのいずれが主たる取扱商品であるかを判別することができないもののうち、常時50人以上の従業員を使用するもの	7.4	45	218
	飲食店業	79		5.1	30	134
	自動車小売業	80		4.5	48	149
	その他の小売業	81	小売業のうち、78から80までに該当するもの以外のもの	6.8	44	201
金融業	銀行業	82		5.1	48	254
	証券業	83		5.3	57	195
	その他の金融業	84	金融業のうち、82及び83に該当するもの以外のもの	5.1	50	246
損害保険業		85		5.4	31	192
不動産業	不動産賃貸業	86		5.1	21	113
	不動産売買業	87	建売業、土地建物売買業	5.4	19	201
	その他の不動産業	88	不動産業のうち、86及び87に該当するもの以外のもの	5.2	19	157
運輸業	道路旅客運送業	89		4.4	32	149
	道路貨物運送業	90		5.1	35	117
	水運業	91	海洋、沿岸、港湾、河川、湖沼において、船舶により旅客、貨物の運送を行うもの	3.0	11	78
	港湾運送業	92	港湾において、船内荷役、はしけ運送、沿岸荷役又はいかだ運送の作業を行うもの	6.2	41	164
	航空運輸業	93	航空機により旅客若しくは貨物を運送するもの、又は航空機を使用して航空運送以外の行為の請負を行うもの	4.1	18	97
	その他の運輸業	94	運輸業のうち、89から93までに該当するもの以外のもの	4.5	22	107
倉庫業		95	普通倉庫業、冷蔵倉庫業又は水面木材倉庫業を営むもの	5.3	23	126
通信、放送業		96	有線放送電話業又は民間放送業を営むもの	6.0	96	301
電気業		97		4.5	16	65
ガス業		98		4.4	12	74

A													
52年11月分	52年12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分
228	219	232	260	260	270	275	292	328	359	522	626	545	478
242	233	240	258	263	278	285	294	298	314	370	393	359	350
390	366	381	427	443	447	445	447	474	487	517	528	529	550
229	224	228	232	232	242	242	258	263	272	278	280	281	283
306	295	298	315	320	329	329	336	352	359	387	405	399	395
459	452	453	448	435	458	459	472	501	512	518	525	541	542
383	382	387	384	416	414	407	422	436	478	507	537	551	542
188	186	200	212	214	232	261	260	266	290	312	304	310	326
416	416	420	422	416	433	434	444	469	493	512	522	533	535
265	267	268	267	266	265	267	271	270	268	271	271	275	278
274	271	264	269	279	303	302	304	309	311	319	336	333	335
286	287	290	294	296	295	297	302	304	302	313	316	320	322
264	268	262	259	267	264	257	256	259	256	264	276	297	283
300	304	309	313	325	338	338	341	357	354	357	390	418	394
348	367	364	350	366	362	349	355	393	401	403	430	461	432
320	331	333	327	341	345	338	342	369	372	374	403	433	407
282	282	287	291	292	293	297	303	319	332	323	321	324	325
309	308	309	315	312	300	300	310	321	333	328	334	347	350
130	123	125	123	123	120	125	136	140	139	139	142	157	163
194	193	199	203	206	206	205	208	222	222	227	245	262	254
273	281	298	304	323	322	317	323	327	336	341	344	339	339
230	229	232	230	232	228	238	242	251	254	252	257	269	267
186	185	190	188	191	188	188	196	197	194	204	220	239	228
437	421	406	412	408	434	444	447	450	441	485	519	507	503
104	106	108	102	108	113	111	111	114	116	115	109	108	112
135	135	136	132	138	140	137	137	137	147	155	156	160	164

業種 名称		番号	内容	B	C	D
サービス業	ホテル、料理飲食業	99		5.1	30	134
	劇場、興行場経営業	100		5.6	30	178
	遊園地、遊技場その他の娯楽施設業	101		7.3	37	188
	その他のサービス業	102	サービス業のうち、99から101までに該当するもの以外のもの	6.4	37	180
その他の産業		103	1から102までに該当するもの以外のもの	5.4	37	178

（53年分）

A													
52年11月分	52年12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分
383	382	387	384	416	414	407	422	436	476	507	537	551	542
463	460	482	490	496	495	495	513	527	545	548	550	569	588
326	331	353	360	378	380	373	372	386	407	414	448	468	450
447	445	455	470	483	484	472	483	509	534	554	575	577	568
285	283	294	310	321	328	330	338	356	367	387	400	399	399

(3) 類似業種比準価額計算上の業種及び配当金額等の平均額（昭和５４年分）

業種 名称			番号	内容	B	C	D
鉱業			1		3.0	18	158
建設業	総合工事業		2	土木施設又は建築物の完成を請負うもの	6.7	38	178
	電合工事業		3	設備工事業のうち、電気工事業、電気通信工事業、信号装置工事業のいずれかを営むもの	6.5	88	300
	その他の建設業		4	建設業のうち、2及び3に該当するもの以外のもの	6.8	51	211
製造業	食料品製造業	製粉業	5		5.7	69	166
		飼料製造業	6		5.4	32	132
		パン、菓子製造業	7		7.4	60	232
		乳製品製造業	8		4.9	37	180
		肉製品製造業	9		6.2	63	205
		酒類製造業	10		4.3	17	83
		食用油製造業	11		5.1	42	155
		調味料製造業	12		7.6	55	264
		その他の食料品製造業	13	食料品製造業のうち、5から12までに該当するもの以外のもの	6.8	56	215
	繊維（衣服その他の繊維製品を除く。）工業	毛紡績業	14	毛紡績業又は毛ねん糸、毛織物の製造業を営むもの	6.2	26	238
		化学繊維紡績業	15	化学繊維の製造業又は化学繊維に係る紡績業若しくはねん糸、織物の製造業を営むもの	3.6	3	110
		その他の防繊業	16	紡績業、ねん糸、織物の製造業のうち、14及び15に該当するもの以外のもの	3.9	16	150
		染色整理業	17	糸、織物などに精練、漂白、染色及び整理仕上げ、その他の処理を行うもの	5.7	34	208
		メリヤス製造業	18	メリヤス生地及びメリヤス製品（くつ下、手袋、下着など）の製造業を営むもの	4.0	17	146
		その他の繊維工業	19	繊維工業のうち、14から18までに該当するもの以外のもの	3.9	19	154
	衣服、その他の繊維製品製造業		20	購入した織物、フェルト地などを裁断、縫製して、衣服その他の繊維製品を製造するもの	9.1	59	258
	鋼製家具、装備品製造業		21	家庭用若しくは事務用の家具のうち、金属製のものを製造するもの、又は陳列だな、陳列ケースなど事務用若しくは店舗用の装備品及びこれに付随する製品を製造するもの	6.4	25	263
	パルプ、紙製造業		22		4.2	22	144
	紙加工品製造業		23	紙製品、紙製容器その他の紙加工品を製造するもの	5.4	44	180
	印刷業		24	印刷、製本、印刷物加工を業とするもの又は印刷業に伴うサービス業を営むもの	6.1	37	166
	化学工業	無機化学工業製品製造業	25	工業原料として用いられる無機化学工業製品を製造するもの。例えば、ソーダ工業、電炉工業又は圧縮ガス、液化ガスの製造業	4.9	27	129
		有機化学工業製品製造業	26	工業原料として用いられる有機化学工業製品を製造するもの。例えば、脂肪族系中間物、メタ	4.7	13	126

A													
53年11月分	53年12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分
332	341	347	364	358	415	527	567	578	555	517	585	619	610
353	349	342	327	321	304	301	284	276	284	288	269	258	262
601	574	555	521	525	492	467	442	419	428	428	388	364	371
423	413	392	380	382	361	351	331	323	333	338	314	300	304
361	353	349	330	327	316	312	305	330	346	346	301	289	311
288	281	284	278	269	247	233	218	220	222	221	206	188	193
537	528	528	508	504	485	467	446	436	437	444	417	395	401
386	367	324	307	297	280	274	270	269	275	266	240	227	239
572	567	570	562	547	529	510	484	475	466	471	455	426	426
320	327	318	325	356	332	317	309	304	311	332	330	349	380
297	288	287	291	299	285	268	264	271	266	269	251	239	246
608	599	592	574	584	570	542	538	540	522	527	496	480	482
493	483	482	473	470	448	431	415	414	413	417	392	377	383
300	306	303	304	296	281	272	266	268	280	285	274	257	271
171	186	188	192	187	179	195	188	180	181	184	169	167	177
290	294	296	295	285	271	264	257	254	271	272	253	239	247
342	340	350	351	348	332	317	307	310	327	325	288	272	283
303	295	294	293	289	280	272	256	248	256	256	242	231	236
291	295	300	299	291	277	269	260	258	273	275	254	240	249
618	596	592	560	566	560	539	524	513	524	539	499	474	471
342	325	333	334	326	321	310	291	297	300	312	302	296	291
322	318	313	298	290	268	269	268	274	284	285	268	259	273
369	368	365	370	363	352	342	335	333	327	328	311	296	298
425	395	389	379	383	387	377	363	351	361	374	360	347	349
553	555	540	550	544	503	486	471	468	460	457	423	410	426
285	290	300	309	304	295	291	286	285	294	298	278	277	286

業種 名称			番号	内容	B	C	D
製造業	化学工業			ン誘導品、コールタール製品、プラスチック、合成ゴムの製造業又は醗酵工業など			
		染料、顔料、塗料、印刷インキ製造業	27		6.0	28	153
		工業用油、石けん製造業	28		4.5	39	238
		医薬品、化粧品製造業	29		8.4	89	320
		農薬製造業	30		5.9	74	237
		その他の化学工業	31	化学工業のうち、25から30までに該当するもの以外のもの	5.8	40	186
	石油製品製造業		32	石油を精製するもの、又は購入した原料を混合加工して潤滑油、グリースを製造するもの	4.0	52	132
	ゴム製品製造業		33		5.1	26	152
	窯業、土石製品製造業	ガラス、ガラス製品製造業	34		4.7	35	182
		セメント製造業	35		3.9	17	120
		セメント製品製造業	36		3.1	9	116
		陶磁器製品製造業	37		4.8	31	142
		耐火れんが製造業	38		4.1	18	195
		その他の窯業、土石製品製造業	39	窯業、土石製品製造業のうち、34から38までに該当するもの以外のもの	4.4	20	149
	鉄鋼業	製鉄、製鋼、圧延、鋼材製造業	40	製鉄業、平炉又は電気炉による製鋼及び圧延業、製鋼を行わずに他から受入れた材料について圧延、伸鉄、伸線を行い、若しくは鋼管、ブリキ、亜鉛鉄板などの鋼材を製造するもの	4.2	21	129
		鍛鋼、鋳物、銑鉄鋳物製造業	41	鋼塊から鍛鋼品を製造し、棒鋼などから型鋳造などを行って鍛工品を製造し、若しくは鋼鋳物を製造するもの、又は銑鉄から機械用鋳物及び日用品などの銑鉄鋳物を製造するもの	4.7	33	140
		その他の鉄鋼業	42	鉄鋼業のうち、40及び41に該当するもの以外のもの	4.3	24	136
	非鉄金属製造業		43	非鉄金属の合金製造、圧延、抽伸などを行うもの、又は非鉄金属の製造、鍛造その他の基礎製品の製造を行うもの	2.8	8	99
	電線、ケーブル製造業		44		3.1	16	124
	金属製品製造業	刃物、工具、農器具製造業	45	機械刃物、利器工匠具、手動具、作業用具、農器具などを製造するもの	2.5	17	94
		建設用金属製品製造業	46	鉄骨、鉄塔、鋼橋などの建設用金属製品を製造するもの	4.9	45	175
		建築用金属製品製造業	47	シャッター、サッシ、カーテンウオールなどの建築用金属製品を製造するもの	4.8	24	137
		線材製品製造業	48	他から受入れた鉄線又は非鉄線から、くぎ、金網、鋼索、ボルト、ナット、リベット、ねじなどを製造するもの	5.9	30	210
		その他の金属製品製造業	49	金属製品製造業のうち、45から48までに該当するもの以外のもの	5.4	37	179

（54年分）

A												
53年11月分	53年12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分
359	354	366	387	379	367	349	352	348	348	352	325	315	319
560	553	532	513	515	510	494	462	472	469	454	416	411	393
748	766	755	764	804	736	663	610	607	641	647	590	576	593
458	517	507	542	558	524	495	465	445	438	478	453	432	428
456	464	463	475	485	454	425	408	406	417	420	388	379	389
298	288	291	291	281	292	380	409	438	460	427	475	470	421
291	297	299	297	295	292	281	273	274	285	292	276	271	280
400	401	401	392	410	412	402	387	392	403	419	387	365	389
256	247	240	229	212	185	191	175	169	183	175	175	196	199
285	282	277	272	266	236	221	217	209	210	218	197	186	191
352	347	358	356	348	336	336	317	297	305	310	293	277	287
261	286	286	280	269	241	233	236	256	252	246	218	205	215
303	306	310	306	302	288	280	272	274	279	282	258	248	260
334	341	345	333	320	301	303	300	314	304	299	271	257	266
297	289	291	289	285	269	260	266	278	289	303	300	259	252
328	330	337	327	315	295	292	289	301	296	297	273	254	261
251	255	266	269	262	242	250	282	293	299	318	314	295	317
288	278	276	269	265	240	229	221	218	231	231	209	192	201
195	198	202	210	208	200	191	190	188	187	191	180	196	171
518	486	473	459	457	425	383	349	331	344	348	313	290	299
321	306	312	314	318	299	287	280	281	290	294	272	271	279
335	335	338	353	354	334	326	316	310	313	318	300	289	296
415	401	399	394	393	370	346	327	317	324	331	305	291	299

業種 名称			番号	内容	B	C	D
製造業	一般機械器具製造業	農業用機械製造業	50		5.0	36	144
		金属加工機械製造業	51		5.8	37	210
		事務用、サービス用、民生用機械器具製造業	52	計算機械、複写機械などの事務用機械器具、ミシン、毛糸手編機械などの民生用機械器具又は冷凍機、温湿調整装置などのサービス用機械器具を製造するもの	7.2	40	195
		その他の一般機械器具製造業	53	一般機械器具（電気機械器具、輸送用機械器具、精密機械器具を除く一般機械器具）製造業のうち50から52までに該当するもの以外のもの	5.3	31	188
	電気機械器具製造業	発電用、送電用、配電用、産業用電気機械器具製造業	54		3.8	35	136
		通信機械器具製造業	55	有線若しくは無線の通信機械器具、同関連機械器具又は交通信号、保安装置を製造するもの	3.4	23	125
		民生用電気機械器具製造業	56	電気洗たく機、電気冷蔵庫、扇風機などの民生用機械器具又はラジオ受信機、テレビジョン受信機、電気音響機械器具を製造するもの	7.3	49	272
		電球、電気照明器具製造業	57		6.0	28	157
		電気計測器製造業	58		5.7	35	186
		その他の電気機械器具製造業	59	電気機械器具製造業のうち、54から58までに該当するもの以外のもの	5.2	30	177
	輸送用機械器具製造業	自動車製造業	60	各種自動車（三輪及び二輪の自動車を含む。）の完成品又は自動車シャシーの製造若しくは組立てを行うもの	6.8	55	267
		自動車車体、部分品製造業	61		5.5	53	228
		自転車(部分品を含む。)製造業	62		6.2	21	172
		船舶製造、修理業	63		5.0	18	126
		その他の輸送用機械器具製造業	64	輸送用機械器具製造業のうち、60から63までに該当するもの以外のもの	5.5	47	214
	精密機械器具製造業	計量器、測定器、試験機、測量機械器具製造業	65		3.5	23	118
		光学機械器具製造業	66		5.2	39	202
		時計製造業	67		6.1	74	245
		その他の精密機械器具製造業	68	精密機械器具製造業のうち、65から67までに該当するもの以外のもの	4.7	39	175
	その他の製造業		69	製造業のうち、5から68までに該当するもの以外のもの	5.2	34	177
卸売業	繊維品（衣服、身のまわり品を除く。）卸売業		70	生糸、繭、繊維原料、糸、織物などの卸売業	7.2	35	202
	衣服、身のまわり品卸売業		71	洋服、婦人子供服、下着類、寝具類、履物、かばん、袋物、装身具などの卸売業	5.9	47	220
	食料品、農水産物卸売業		72	農畜産物、水産物、食料、飲料品の卸売業	5.8	37	146

（54年分）

A													
53年11月分	53年12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分
224	222	234	235	225	218	211	210	207	211	227	207	198	200
446	446	478	485	472	444	426	422	407	421	450	401	379	409
477	486	506	504	515	517	491	469	451	464	477	454	442	462
404	407	422	425	420	405	397	388	384	394	409	374	358	371
398	411	433	435	428	403	390	374	370	391	412	370	345	361
389	408	436	423	426	418	382	352	353	377	414	372	358	394
564	564	586	595	601	611	586	556	533	544	575	533	515	530
387	384	393	389	394	373	351	333	330	344	360	330	321	350
528	524	534	519	523	498	484	454	458	475	494	452	449	487
433	444	468	465	468	458	435	413	410	427	451	410	395	422
462	466	473	469	468	502	499	485	467	472	484	466	502	500
451	447	448	452	439	429	418	406	399	404	424	391	381	392
240	242	262	270	275	259	250	247	252	252	260	253	240	247
102	110	118	117	117	129	143	142	152	158	147	144	143	146
413	410	413	414	409	409	399	389	384	391	404	377	373	381
386	384	379	374	365	351	329	340	336	367	388	343	334	377
440	461	480	471	495	494	466	441	438	450	488	450	441	470
511	521	518	503	504	506	477	439	427	442	467	427	412	410
439	451	458	452	464	461	434	419	414	440	476	436	432	466
400	402	409	408	407	392	378	367	365	374	384	356	343	355
385	385	394	391	409	402	380	341	335	335	333	309	294	295
483	487	491	473	464	457	445	431	426	424	428	409	396	402
264	260	262	261	257	245	244	240	239	238	239	231	227	230

業種 名称		番号	内容	B	C	D
卸売業	化学製品卸売業	73	化学製品、医薬品、化粧品の卸売業	5.7	50	151
	鉱物、金属材料卸売業	74		4.9	56	168
	機械器具卸売業	75	一般機械器具、電気機械器具、輸送用機械器具、精密機械器具の卸売業	5.8	61	246
	総合商品卸売業	76	70から75まで及び77に該当する事業のうち2種類以上のものを行う会社で、そのいずれが主たる事業であるかを判別することができないもののうち、常時100人以上の従業員を使用するもの	5.4	28	143
	その他の卸売業	77	卸売業のうち、70から76までに該当するもの以外のもの	5.9	44	191
小売業	百貨店業	78	衣食住にわたる各種の商品の小売を行い、そのいずれが主たる取扱商品であるかを判別することができないもののうち、常時50人以上の従業員を使用するもの	6.9	47	231
	飲食店業	79		5.7	32	151
	自動車小売業	80		5.4	31	167
	その他の小売業	81	小売業のうち、78から80までに該当するもの以外のもの	6.8	45	224
金融業	銀行業	82		5.0	48	262
	証券業	83		5.5	56	215
	その他の金融業	84	金融業のうち、82及び83に該当するもの以外のもの	5.2	51	258
損害保険業		85		5.4	41	199
不動産業	不動産賃貸業	86		5.5	23	118
	不動産売買業	87	建売業、土地建物売買業	5.1	17	201
	その他の不動産業	88	不動産業のうち、86及び87に該当するもの以外のもの	5.2	20	157
運輸業	道路旅客運送業	89		4.4	33	158
	道路貨物運送業	90		5.0	25	123
	水運業	91	海洋、沿岸、港湾、河川、湖沼において、船舶により旅客、貨物の運送を行うもの	2.5	13	75
	港湾運送業	92	港湾において、船内荷役、はしけ運送、沿岸荷役又はいかだ運送の作業を行うもの	5.2	32	151
	航空運輸業	93	航空機により旅客若しくは貨物を運送するもの、又は航空機を使用して航空輸送以外の行為の請負を行うもの	4.5	19	97
	その他の運輸業	94	運輸業のうち、89から93までに該当するもの以外のもの	4.2	20	108
倉庫業		95	普通倉庫業、冷蔵倉庫業又は水面木材倉庫業を営むもの	5.2	20	133
通信、放送業		96	有線放送電話業又は民間放送業を営むもの	5.5	102	337
電気業		97		4.9	18	68
ガス業		98		4.5	23	77

A													
53年11月分	53年12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分
545	478	481	521	542	478	452	439	442	434	442	400	403	404
373	360	370	379	380	407	456	454	448	446	447	468	478	445
485	504	514	495	491	496	481	467	458	472	499	463	451	481
278	281	292	290	285	278	284	279	298	296	300	321	320	309
405	402	411	407	404	400	400	389	391	391	399	392	384	384
553	552	554	538	514	506	498	479	474	479	484	469	460	463
551	542	543	541	542	529	530	531	534	521	518	505	493	497
306	311	308	323	314	304	291	286	278	283	292	273	262	268
570	571	575	567	548	540	541	534	528	532	541	523	509	512
275	278	290	287	287	286	289	289	285	279	279	278	277	278
333	335	339	334	331	325	329	325	325	328	328	313	301	299
320	322	334	328	326	318	318	316	312	310	310	303	298	302
297	283	296	285	274	268	279	277	280	282	286	310	304	304
418	394	389	401	393	395	379	372	362	358	356	356	332	337
486	456	443	446	435	422	430	409	398	399	399	391	353	356
444	417	408	415	406	400	397	383	373	371	370	366	336	340
324	325	330	340	347	350	348	347	351	353	353	352	355	357
347	350	377	394	404	380	368	364	358	364	366	348	337	346
159	164	160	167	164	167	182	202	204	195	185	187	194	193
251	241	238	236	231	221	223	223	222	224	221	211	207	209
339	341	332	339	342	326	322	317	316	319	322	306	292	291
252	249	252	257	255	248	250	253	253	253	250	244	241	243
235	226	218	219	214	211	210	207	209	223	218	212	203	202
507	503	518	517	515	506	494	470	460	475	488	480	459	468
108	112	113	109	106	93	94	96	92	89	89	84	82	86
160	164	162	164	162	152	152	151	150	154	151	147	146	145

業種				B	C	D
名称		番号	内容			
サービス業	ホテル、料理飲食業	99		5.7	32	151
	劇場、興行場経営業	100		4.5	30	174
	遊園地、遊技場その他の娯楽施設業	101		7.7	53	223
	その他のサービス業	102	サービス業のうち、99から101までに該当するもの以外のもの	6.2	39	188
その他の産業		103	1から102までに該当するもの以外のもの	5.4	37	184

（54年分）

A												
53年11月分	53年12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分
551	542	543	541	542	529	530	531	534	521	518	505	493	497
569	588	582	571	565	559	561	570	598	594	589	577	571	580
463	444	423	434	429	410	406	390	383	388	390	385	374	389
542	537	537	526	519	505	503	497	498	493	491	477	464	471
393	392	397	394	392	379	371	361	359	365	372	350	339	348

（そ の 他）

参 考 8　　残　　価　　率　　表

(1) 定額法による残価率表

耐用年数＼償却率＼経過年数		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
		年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
年																		
10	.1000	.910	.820	.730	.640	.550	.460	.370	.280	.190	.100							
12	.0833	.925	.850	.775	.700	.625	.550	.475	.400	.325	.250	.175	.100					
15	.0666	.940	.880	.820	.760	.700	.640	.580	.520	.460	.400	.340	.280	.220	.160	.100		
18	.0555	.950	.900	.850	.800	.750	.700	.650	.600	.550	.500	.450	.400	.350	.300	.250	.200	.150
20	.0500	.955	.910	.865	.820	.775	.730	.685	.640	.595	.550	.505	.460	.415	.370	.325	.280	.235
25	.0400	.964	.928	.892	.856	.820	.784	.748	.712	.676	.640	.602	.568	.532	.496	.460	.424	.338
27	.0370	.966	.933	.900	.866	.833	.800	.766	.733	.700	.667	.633	.600	.567	.533	.500	.467	.433
30	.0333	.970	.940	.910	.880	.850	.820	.790	.760	.730	.700	.671	.641	.611	.581	.551	.521	.491
35	.0285	.974	.948	.922	.892	.871	.845	.820	.794	.768	.743	.717	.691	.665	.640	.614	.588	.563
40	.0250	.977	.955	.932	.910	.887	.865	.842	.820	.797	.775	.752	.730	.707	.685	.662	.640	.617
45	.0222	.980	.960	.940	.920	.900	.880	.860	.840	.820	.800	.780	.760	.740	.720	.700	.680	.660
50	.0200	.982	.964	.946	.928	.910	.898	.880	.862	.844	.826	.808	.790	.772	.754	.736	.718	.700
55	.0181	.983	.967	.951	.934	.918	.902	.885	.869	.853	.837	.820	.804	.788	.771	.755	.739	.722
60	.0166	.985	.970	.955	.940	.925	.910	.895	.880	.865	.850	.835	.820	.805	.790	.775	.760	.745
65	.0153	.986	.972	.958	.944	.931	.917	.903	.889	.875	.862	.848	.834	.820	.806	.793	.779	.765
70	.0142	.987	.974	.961	.948	.936	.923	.910	.897	.884	.872	.859	.846	.833	.820	.808	.795	.782
75	.0133	.988	.976	.964	.952	.940	.928	.916	.904	.892	.880	.868	.856	.844	.832	.820	.808	.796

18	19	20	
年	年	年	
.100			
.190	.145	.100	
.352	.316	.280	
.400	.367	.334	
.461	.431	.402	（
.537	.511	.486	以
.595	.572	.550	
.640	.620	.600	下
.682	.664	.646	
.706	.690	.674	略
.720	.715	.700	）
.751	.737	.724	
.769	.756	.744	
.784	.772	.760	

(2) 定率法による残価率表

耐用年数＼経過年数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年
2年	.316	.100																
3	.464	.215	.100															
4	.562	.316	.178	.100														
5	.631	.398	.251	.158	.100													
6	.681	.463	.315	.215	.146	.100												
7	.720	.518	.373	.268	.193	.139	.100											
8	.750	.562	.421	.316	.237	.177	.133	.100										
9	.774	.599	.463	.358	.277	.215	.166	.128	.100									
10	.794	.630	.500	.397	.315	.250	.198	.157	.125	.100								
12	.825	.680	.561	.463	.382	.315	.260	.214	.177	.146	.121	.100						
15	.858	.736	.631	.541	.464	.398	.342	.293	.251	.216	.185	.159	.136	.116	.100			
18	.880	.774	.681	.599	.527	.464	.408	.359	.316	.278	.245	.215	.189	.166	.146	.128	.112	.100
20	.891	.793	.707	.630	.561	.500	.445	.397	.353	.315	.282	.251	.223	.198	.176	.156	.138	.123
25	.912	.831	.758	.691	.630	.575	.524	.478	.436	.398	.363	.331	.301	.274	.249	.227	.207	.188
27	.918	.842	.773	.710	.651	.598	.549	.504	.463	.425	.391	.359	.329	.302	.277	.254	.233	.213
30	.926	.857	.794	.735	.680	.630	.583	.540	.500	.463	.429	.398	.368	.340	.314	.290	.268	.248
35	.936	.876	.820	.768	.715	.673	.630	.590	.552	.517	.485	.454	.424	.396	.370	.346	.323	.302
40	.944	.891	.841	.794	.749	.707	.668	.630	.595	.561	.531	.501	.472	.445	.420	.396	.373	.352
45	.950	.902	.857	.814	.773	.735	.698	.663	.630	.598	.570	.541	.513	.487	.462	.438	.416	.395
50	.955	.912	.871	.832	.795	.759	.725	.692	.661	.631	.603	.575	.549	.524	.500	.478	.456	.435
55	.959	.920	.882	.846	.811	.778	.746	.715	.686	.658	.631	.605	.580	.556	.533	.511	.490	.470
60	.962	.925	.890	.856	.823	.792	.762	.733	.705	.678	.652	.627	.603	.580	.558	.537	.516	.496
65	.965	.931	.898	.867	.837	.808	.780	.753	.727	.702	.677	.653	.630	.608	.587	.566	.546	.527
70	.968	.937	.907	.878	.850	.823	.797	.771	.746	.722	.699	.677	.655	.634	.614	.594	.575	.557
75	.970	.941	.913	.886	.860	.835	.810	.786	.763	.741	.719	.697	.676	.656	.636	.617	.598	.580

(注) この表は、新品の価額から、取得の時期から課税時期までの期間の償却費の額の合計額又は減価の額を控除した価額を求める場合に使用する。

耐用年数＼経過年数	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	
2年										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
12										
15										
18										
20	.109	.100								
25	.171	.155	.141	.128	.116	.105	.100			
27	.195	.179	.164	.150	.137	.125	.114	.104	.100	（以
30	.229	.212	.196	.181	.167	.154	.142	.131	.121	
35	.282	.263	.246	.230	.215	.201	.188	.175	.163	
40	.336	.317	.299	.282	.266	.251	.236	.222	.209	下
45	.375	.356	.338	.321	.304	.288	.273	.259	.241	
50	.415	.396	.378	.360	.344	.328	.313	.299	.285	略
55	.451	.433	.415	.398	.382	.366	.351	.336	.322	）
60	.477	.459	.442	.425	.409	.393	.379	.364	.350	
65	.509	.491	.474	.457	.441	.426	.411	.397	.383	
70	.539	.521	.504	.488	.472	.457	.442	.428	.414	
75	.563	.546	.530	.514	.499	.484	.469	.455	.441	

参考9　　複　　利　　表

年数	年8分の複利年金現価	年8分の複利現価	年2分の複利終価	年数	年8分の複利年金現価	年8分の複利現価	年2分の複利終価	年数	年8分の複利年金現価	年8分の複利現価	年2分の複利終価
1	0.925	0.925	1.020	21	10.016	0.198	1.515	41	11.967	0.042	2.252
2	1.782	0.857	1.040	22	10.200	0.183	1.545	42	12.006	0.039	2.297
3	2.577	0.793	1.061	23	10.371	0.170	1.576	43	12.043	0.036	2.343
4	3.312	0.735	1.082	24	10.528	0.157	1.608	44	12.077	0.033	2.390
5	3.992	0.680	1.104	25	10.674	0.146	1.640	45	12.108	0.031	2.437
6	4.622	0.630	1.126	26	10.809	0.135	1.673	46	12.137	0.029	2.486
7	5.206	0.583	1.148	27	10.931	0.125	1.706	47	12.164	0.026	2.536
8	5.746	0.540	1.171	28	11.051	0.115	1.741	48	12.186	0.024	2.587
9	6.246	0.500	1.195	29	11.158	0.103	1.775	49	12.212	0.023	2.638
10	6.710	0.463	1.218	30	11.257	0.099	1.811	50	12.233	0.021	2.691
11	7.138	0.428	1.243	31	11.349	0.092	1.847				
12	7.536	0.397	1.268	32	11.434	0.085	1.884				
13	7.903	0.367	1.293	33	11.513	0.078	1.922				
14	8.244	0.340	1.319	34	11.586	0.073	1.960				
15	8.559	0.315	1.345	35	11.651	0.067	1.999				
16	8.851	0.291	1.372	36	11.717	0.062	2.039				
17	9.121	0.270	1.400	37	11.775	0.057	2.080				
18	9.371	0.250	1.428	38	11.828	0.053	2.122				
19	9.603	0.231	1.456	39	11.874	0.049	2.164				
20	9.818	0.214	1.485	40	11.924	0.046	2.208				

(注) 1. 複利年金現価は、観覧用の鉱泉地、果樹、たけのこ、著作権、鉱業権、営業権等の評価に使用する。
2. 複利現価は、特許権、定期金に関する権利、信託受益権、清算中の株式、無利息の債務等の評価に使用する。
3. 複利終価は、標準伐期齢を超える立木の評価に使用する。

参　考10　　土地価格推移指数表（財団法人日本不動産研究所調）

(1) 地域別六大都市市街地価格推移指数表

（30年3月＝100）

年次＼地域別	最高価格地	商業地	住宅地	工業地	用途地域別平均	対前年比
昭和30年3月	100	100	100	100	100	－%
〃 9月	102	104	108	106	106	－
31年3月	103	116	113	117	115	115
〃 9月	114	125	130	136	130	－
32年3月	130	137	150	160	149	130
〃 9月	139	152	172	188	171	－
33年3月	144	161	191	213	188	126
〃 9月	153	163	211	240	205	－
34年3月	159	173	236	270	226	120
〃 9月	185	197	269	311	257	－
35年3月	219	231	303	361	294	130
〃 9月	262	291	348	486	380	－
36年3月	318	370	436	675	494	168
〃 9月	389	471	557	915	644	－
37年3月	430	500	614	1,017	708	143
〃 9月	442	524	693	1,107	778	－
38年3月	449	558	763	1,192	839	119
〃 9月	465	598	846	1,301	915	－
39年3月	480	641	928	1,391	986	118
〃 9月	513	678	998	1,465	1,047	－
40年3月	522	696	1,038	1,514	1,082	110
〃 9月	531	703	1,050	1,516	1,090	－
41年3月	537	711	1,075	1,516	1,101	102
〃 9月	541	716	1,107	1,520	1,114	－
42年3月	579	747	1,146	1,554	1,149	104
〃 9月	595	774	1,210	1,602	1,196	－
43年3月	620	798	1,288	1,660	1,249	109
〃 9月	647	846	1,395	1,742	1,328	－
44年3月	695	915	1,525	1,869	1,437	115
〃 9月	756	988	1,676	2,017	1,560	－
45年3月	796	1,058	1,832	2,187	1,692	118
〃 9月	843	1,114	2,012	2,378	1,835	－
46年3月	873	1,164	2,176	2,554	1,965	116
〃 9月	906	1,211	2,338	2,717	2,088	－
47年3月	944	1,271	2,504	2,866	2,213	113
〃 9月	1,002	1,374	2,811	3,138	2,441	－
48年3月	1,181	1,586	3,459	3,697	2,914	132
〃 9月	1,353	1,767	4,005	4,192	3,321	－
49年3月	1,400	1,827	4,148	4,357	3,444	118
〃 9月	1,404	1,835	4,181	4,361	3,459	－
50年3月	1,339	1,691	3,836	3,963	3,163	92
〃 9月	1,339	1,691	3,869	3,963	3,174	－
51年3月	1,342	1,696	3,910	3,970	3,192	101
〃 9月	1,363	1,705	3,992	3,981	3,226	－
52年3月	1,380	1,727	4,086	3,998	3,270	102
〃 9月	1,393	1,740	4,186	4,014	3,313	－
53年3月	1,403	1,765	4,300	4,043	3,367	103
〃 9月	1,428	1,800	4,509	4,104	3,461	－
54年3月	1,464	1,860	4,843	4,206	3,614	107
〃 9月	1,530	1,962	5,352	4,388	3,858	－

(2) 六大都市を除く地域別市街地価格推移指数表

（昭和３０年３月＝１００）

年次＼地域別	最高価格地	商業地	住宅地	工業地	用途地域別平均	対前年比
昭和３０年３月	１００	１００	１００	１００	１００	－%
〃　９月	１０５	１０６	１０６	１０５	１０６	－
３１年３月	１１４	１１３	１１４	１１３	１１３	１１３
〃　９月	１２９	１２８	１２７	１２７	１２７	－
３２年３月	１４３	１４６	１４３	１４８	１４６	１１２
〃　９月	１５８	１６３	１５９	１６５	１６２	－
３３年３月	１７２	１７６	１７６	１７９	１７７	１２１
〃　９月	１８６	１９４	１９７	１９９	１９６	－
３４年３月	２１２	２１８	２１８	２１６	２１７	１２３
〃　９月	２４６	２４６	２４４	２５３	２４７	－
３５年３月	２８６	２８４	２６７	２９０	２８０	１２９
〃　９月	３４４	３３４	３０９	３４４	３２８	－
３６年３月	４０３	３８５	３６９	４３７	３９５	１４１
〃　９月	４７２	４４５	４２５	５１７	４５９	－
３７年３月	５０９	４７７	４６３	５６６	４９８	１２６
〃　９月	５４７	５１０	５０３	６２０	５４０	－
３８年３月	５８８	５６１	５３２	６７２	５８２	１１７
〃　９月	６２４	５９０	５６３	７２４	６１９	－
３９年３月	６６２	６２７	６０３	７９５	６６７	１１５
〃　９月	６９５	６８０	６４６	８３９	７１３	－
４０年３月	７０６	７１３	６９２	８７７	７５３	１１３
〃　９月	７２６	７３８	７１２	８９５	７７４	－
４１年３月	７５１	７６１	７３６	９０６	７９４	１０５
〃　９月	７８０	７９３	７６６	９１５	８１８	－
４２年３月	８２５	８４２	８１１	９４９	８６２	１０９
〃　９月	８９０	８９５	８７７	９８９	９１６	－
４３年３月	９５５	９６１	９４７	１,０５１	９８１	１１４
〃　９月	１,０３０	１,０４０	１,０３３	１,１２０	１,０６０	－
４４年３月	１,１１４	１,１２７	１,１３５	１,２０４	１,１５２	１１７
〃　９月	１,２２０	１,２４５	１,２６３	１,２９３	１,２６５	－
４５年３月	１,３２９	１,３４５	１,３９３	１,４０７	１,３８０	１２０
〃　９月	１,４２８	１,４５３	１,５２０	１,５１６	１,４９５	－
４６年３月	１,５１３	１,５４０	１,６３８	１,６１７	１,５９７	１１６
〃　９月	１,５８８	１,６１６	１,７６０	１,７２８	１,７００	－
４７年３月	１,６６１	１,７０９	１,８７４	１,８４９	１,８０８	１１３
〃　９月	１,７８１	１,８３２	２,０４０	１,９９４	１,９５３	－
４８年３月	２,０３６	２,０６８	２,４０８	２,２９６	２,２５５	１２５
〃　９月	２,３０１	２,３２１	２,８０６	２,６４２	２,５８７	－
４９年３月	２,４４０	２,４７１	３,０４６	２,８３６	２,７８１	１２３
〃　９月	２,４６６	２,４９９	３,１０１	２,８６５	２,８１９	－
５０年３月	２,３５７	２,３７９	２,９３０	２,６９４	２,６６７	９６
〃　９月	２,３６２	２,３８３	２,９４５	２,６９５	２,６７４	－
５１年３月	２,３７１	２,３９１	２,９７２	２,７０２	２,６８８	１０１
〃　９月	２,３８４	２,４０１	３,０２２	２,７０８	２,７２１	－
５２年３月	２,４０２	２,４１８	３,０８９	２,７２３	２,７４６	１０２
〃　９月	２,４１９	２,４３７	３,１５７	２,７３７	２,７８２	－
５３年３月	２,４４１	２,４６２	３,２３６	２,７５７	２,８２１	１０３
〃　９月	２,４７０	２,４９４	３,３３７	２,７８８	２,８７４	－
５４年３月	２,５１１	２,５３８	３,４６９	２,８３２	２,９４６	１０４
〃　９月	２,５８０	２,６０７	３,６５８	２,９００	３,０５２	－

(3) 地域別全国市街地価格推移指数表

（昭和３０年３月＝１００）

年次＼地域別	最高価格地	商業地	住宅地	工業地	用途地域別平均	対前年比
昭和３０年３月	１００	１００	１００	１００	１００	－%
〃　９月	１０４	１０６	１０６	１０５	１０６	－
３１年３月	１１４	１１４	１１４	１１３	１１４	１１４
〃　９月	１２９	１２８	１２７	１２７	１２７	－
３２年３月	１４３	１４６	１４４	１４９	１４６	１２８
〃　９月	１５７	１６３	１５９	１６６	１６２	－
３３年３月	１７２	１７５	１７７	１８１	１７８	１２２
〃　９月	１８４	１９３	１９８	２０１	１９７	－
３４年３月	２０９	２１６	２１９	２２５	２２０	１２４
〃　９月	２４３	２４４	２４５	２５６	２４８	－
３５年３月	２８３	２８２	２６９	２９３	２８０	１２７
〃　９月	３４１	３３２	３１０	３５２	３３０	－
３６年３月	４００	３８５	３７１	４４９	３９９	１４３
〃　９月	４６９	４４６	４３０	５３６	４６７	－
３７年３月	５０６	４７８	４６９	５８９	５０７	１２７
〃　９月	５４２	５１３	５１０	６４６	５５１	－
３８年３月	５８２	５６１	５４２	７０１	５９４	１１７
〃　９月	６１７	５９０	５７６	７５５	６３３	－
３９年３月	６５４	６２８	６１７	８１２	６７７	１１４
〃　９月	６８７	６８０	６６１	８６４	７２６	－
４０年３月	６９９	７１２	７０７	９１１	７６８	１１３
〃　９月	７１８	７３６	７２６	９２８	７８９	－
４１年３月	７４２	７５９	７５１	９３９	８０８	１０５
〃　９月	７６９	７８９	７８１	９４８	８３２	－
４２年３月	８１５	８３８	８２６	９８２	８７５	１０８
〃　９月	８７７	８９０	８９１	１,０２２	９２９	－
４３年３月	９４１	９５４	９６２	１,０８３	９９４	１１４
〃　９月	１,０１３	１,０３２	１,０４８	１,１５３	１,０７３	－
４４年３月	１,０９６	１,１１７	１,１５２	１,２４０	１,１６５	１０８
〃　９月	１,２００	１,２３３	１,２８１	１,３３２	１,２７９	－
４５年３月	１,３０６	１,３３３	１,４１２	１,４４９	１,３９５	１０９
〃　９月	１,４０２	１,４３８	１,５４１	１,５６３	１,５１１	－
４６年３月	１,４８５	１,５２３	１,６６２	１,６６７	１,６１４	１０７
〃　９月	１,５５９	１,５９８	１,７８５	１,７８２	１,７１８	－
４７年３月	１,６３０	１,６９０	１,９０２	１,９０５	１,８２７	１１３
〃　９月	１,７４７	１,８１２	２,０７４	２,０５７	１,９７６	－
４８年３月	１,９９９	２,０４７	２,４５３	２,３７３	２,２８６	１２５
〃　９月	２,２６０	２,２９７	２,８５８	２,７２８	２,６２１	－
４９年３月	２,３９５	２,４４２	３,０９４	２,９２１	２,８１２	１１５
〃　９月	２,４２０	２,４７０	３,１４８	２,９４８	２,８４９	－
５０年３月	２,３１３	２,３４８	２,９６９	２,７６５	２,６９１	９６
〃　９月	２,３１８	２,３５３	２,９８５	２,７６６	２,６９７	－
５１年３月	２,３２７	２,３６１	３,０１３	２,７７２	２,７１２	１０１
〃　９月	２,３４０	２,３７１	３,０６４	２,７７９	２,７３６	－
５２年３月	２,３５８	２,３８７	３,１３２	２,７９４	２,７７０	１０２
〃　９月	２,３７５	２,４０７	３,２０２	２,８０９	２,８０７	－
５３年３月	２,３９７	２,４３２	３,２８３	２,８２９	２,８４７	１０３
〃　９月	２,４２６	２,４６４	３,３８８	２,８６２	２,９０２	－
５４年３月	２,４６７	２,５０９	３,５２８	２,９０９	２,９７７	１０５
〃　９月	２,５３６	２,５８０	３,７２８	２,９８２	３,０８７	－

参考11　建築費指数表

(1) 全国木造建築費指数表（財団法人日本不動産研究所調）

（昭和30年3月＝100）

年次	全国木造建築費指数	前年対比	年次	全国木造建築費指数	前年対比
昭30年3月	100.0	—%	昭48年3月	462.4	129.2
〃 9月	99.2	—	9月	519.1	—
31年3月	100.0	100.0	49年3月	591.9	128.0
〃 9月	106.4	—	9月	615.4	—
32年3月	109.7	109.7	50年3月	617.7	104.3
〃 9月	111.0	—	9月	617.5	—
33年3月	111.3	101.5	51年3月	621.3	100.6
〃 9月	111.9	—	9月	634.1	—
34年3月	112.8	101.4	52年3月	642.9	103.5
〃 9月	115.6	—	9月	650.6	—
35年3月	120.4	106.7	53年3月	657.5	102.3
〃 9月	124.6	—	9月	667.9	—
36年3月	139.2	115.6	54年3月	686.8	104.5
〃 9月	159.2	—	9月	733.3	—
37年3月	165.2	118.7			
〃 9月	170.2	—			
38年3月	175.3	106.1			
〃 9月	180.7	—			
39年3月	187.3	106.9			
〃 9月	191.7	—			
40年3月	192.3	102.7			
〃 9月	196.8	—			
41年3月	200.6	104.3			
〃 9月	208.1	—			
42年3月	219.3	109.3			
〃 9月	230.7	—			
43年3月	242.2	110.4			
〃 9月	254.0	—			
44年3月	264.7	109.3			
〃 9月	289.5	—			
45年3月	302.9	114.4			
〃 9月	320.2	—			
46年3月	334.7	110.5			
〃 9月	345.7	—			
47年3月	357.9	106.9			
〃 9月	372.5	—			

(2) 鉄筋コンクリート造アパート・マンション（ＲＣ）及び事務所・庁舎（ＳＲＣ）の標準建築費指数表（東京都）

（昭和45年平均＝100）

年次	ＲＣ		ＳＲＣ	
	指数	前年対比	指数	前年対比
		%		%
昭42年	80.2	—	82.5	—
43	83.0	103.5	82.0	99.4
44	90.2	108.7	90.5	110.4
45	100.0	110.9	100.0	110.5
46	102.6	102.6	100.4	100.4
47	106.5	103.8	103.3	102.9
48	136.9	128.5	130.3	126.1
49	183.4	134.0	179.9	138.1
50	184.1	100.4	177.3	98.6
51	186.8	101.5	179.3	101.1
52	191.3	102.4	181.2	101.1
53	203.1	106.2	192.5	106.2
54	225.9	111.2	212.1	110.2

(注) この表は、財団法人建設工業経営研究会発行「建設物価」による指数を基として作成した。

参　考　１２

卸売物価指数（総平均）表（日本銀行調）

（昭和５０年平均＝１００）

年／月	昭和４８年	昭和４９年	昭和５０年	昭和５１年	昭和５２年	昭和５３年	昭和５４年	昭和５５年	
１月	６７.５	９０.５	９９.９	１０２.１	１０７.２	１０５.６	１０３.９	１２４.０	
２月	６８.６	９４.０	９９.４	１０２.８	１０７.５	１０５.７	１０４.８	１２７.２	
３月	６９.９	９４.６	９９.２	１０３.３	１０７.５	１０５.６	１０５.７		
４月	７０.３	９５.３	９９.４	１０３.９	１０７.５	１０５.２	１０７.５		
５月	７０.９	９５.９	９９.４	１０４.２	１０７.７	１０５.５	１０９.２		
６月	７１.８	９７.２	９９.３	１０４.７	１０７.３	１０５.１	１１０.６		
７月	７３.２	９８.３	９９.４	１０５.６	１０６.８	１０４.１	１１２.７		
８月	７４.７	９９.３	１００.０	１０６.１	１０７.０	１０３.２	１１４.５		
９月	７６.１	９９.４	１００.３	１０６.５	１０７.１	１０３.１	１１６.１		
１０月	７７.６	９９.９	１００.７	１０６.８	１０６.８	１０２.５	１１７.４		
１１月	８０.１	１００.２	１０１.０	１０７.１	１０６.１	１０２.７	１１９.２		
１２月	８５.８	１００.４	１０１.５	１０７.３	１０５.７	１０３.３	１２１.４		
平　均	７３.９	９７.１	１００.０	１０５.０	１０７.０	１０４.３	１１１.９		

参　考　１３

土地賃貸価格等級表

（宅地にあつては、$\frac{400}{121}$平方メートル（１坪）当り
鉱泉地にあつては、１筆当り
その他にあつては、$\frac{1,200}{121}$アール（１反歩）当り）

等級	賃貸価格	等級	賃貸価格	等級	賃貸価格	等級	賃貸価格	等級	賃貸価格
	厘		厘		厘		厘		厘
1	5	24	90	47	1,600	70	9,000	93	54,000
2	6	25	100	48	1,800	71	9,500	94	57,000
3	7	26	120	49	2,000	72	10,000	95	60,000
4	8	27	140	50	2,200	73	11,000	96	65,000
5	9	28	160	51	2,400	74	12,000	97	70,000
6	10	29	180	52	2,600	75	13,000	98	75,000
7	12	30	200	53	2,800	76	14,000	99	80,000
8	14	31	230	54	3,000	77	15,000	100	85,000
9	16	32	260	55	3,300	78	16,000	101	90,000
10	18	33	300	56	3,600	79	18,000	102	95,000
11	20	34	350	57	3,900	80	20,000	103	101,000
12	23	35	400	58	4,200	81	22,000	104	110,000
13	26	36	450	59	4,500	82	24,000	105	120,000
14	30	37	500	60	4,800	83	26,000	106	130,000
15	35	38	550	61	5,100	84	28,000	107	140,000
16	40	39	600	62	5,400	85	30,000	108	150,000
17	45	40	650	63	5,700	86	33,000	109	160,000
18	50	41	700	64	6,000	87	36,000	110	170,000
19	55	42	800	65	6,500	88	39,000	111	180,000
20	60	43	900	66	7,000	89	42,000	112	190,000
21	65	44	1,000	67	7,500	90	45,000	113	200,000
22	70	45	1,200	68	8,000	91	48,000	114	220,000
23	80	46	1,400	69	8,500	92	51,000	115	240,000

(注)　等級については、賃貸価格が２００円以上の場合には２０円を、４００円以上の場合には５０円を、また、７００円以上の場合には１００円を、それぞれ増すごとに１級を進めるものとする。

参考14　消費者物価指数表（東京都区部）

基準年＼年	昭和28年	昭和29年	昭和30年	昭和31年	昭和32年	昭和33年	昭和34年	昭和35年	昭和36年	昭和37年	昭和38年	昭和39年	昭和40年
昭和40年	64.4	68.4	67.1	67.7	70.0	70.6	71.4	74.0	77.9	83.3	89.7	93.4	100
〃 41年	61.4	65.2	63.9	64.5	66.7	67.3	68.0	70.5	74.2	79.4	85.5	89.0	95.3
〃 42年	59.1	62.7	61.5	62.0	64.2	64.7	65.4	67.8	71.4	76.4	82.3	85.6	91.7
〃 43年	56.0	59.4	58.3	58.8	60.9	61.3	62.0	64.3	67.7	72.4	78.0	81.2	86.9
〃 44年	52.9	56.1	55.1	55.6	57.6	57.9	58.6	60.7	64.0	68.4	73.7	76.7	82.1
〃 45年	49.4	52.3	51.4	51.9	53.7	54.0	54.7	56.6	59.7	63.8	68.8	71.6	76.6
〃 46年	46.5	49.2	48.4	48.8	50.5	50.8	51.5	53.3	56.2	60.0	64.7	67.4	72.1
〃 47年	44.3	46.9	46.1	46.5	48.1	48.4	49.1	50.8	53.6	57.1	61.7	64.2	68.7
〃 48年	39.7	42.0	41.3	41.7	43.1	43.4	44.0	45.5	48.0	51.2	55.3	57.5	61.6
〃 49年	32.4	34.2	33.7	34.0	35.1	35.4	35.9	37.1	39.1	41.7	45.1	46.9	50.2
〃 50年	28.9	30.5	30.1	30.3	31.3	31.6	32.0	33.1	34.9	37.2	40.2	41.8	44.8
〃 51年	26.4	27.9	27.5	27.7	28.6	28.9	29.3	30.3	31.9	34.0	36.8	38.2	41.0
〃 52年	24.3	25.7	25.3	25.5	26.3	26.6	27.0	27.9	29.4	31.3	33.9	35.2	37.7
〃 53年	21.9	23.2	22.9	23.0	23.8	24.0	24.4	25.2	26.6	28.3	30.6	31.8	34.0
〃 54年	22.6	23.8	23.5	23.7	24.4	24.6	25.0	25.9	27.2	29.0	31.3	32.6	35.0

㈱　指数については、総理府統計局調の消費者物価指数を換算したものである。

参考15　度量衡換算表

(1) 尺度換算表

センチメートル	1	100	100000	3.0303	30.303	181.818	1090.909	392727
メートル	0.01	1	1000	0.0303	0.303	1.81818	109.0909	3927.27
キロメートル	0.00001	0.001	1	0.00003	0.0003	0.001818	0.10909	3.92727
寸	0.33	33	33000	1	10	60	3600	129600
尺	0.033	3.3	3300	0.1	1	6	360	12960
間	0.0055	0.55	550	0.01667	0.16667	1	60	2160
町	0.00009	0.009167	9.16667	0.00028	0.00278	0.01667	1	36
里	0.000003	0.000255	0.254629	0.000008	0.000077	0.00046	0.02778	1

㈱　尺貫法による表示からメートル法による表示への換算を行なう場合における換算率は、1間当り $\frac{60}{33}$ メートルである。

(2) 面積換算表

平方メートル	1	1.0000.000	100	10000	0.09183	3.30579	99.1736	991.736	9917.36
平方キロメートル	0.000001	1	0.0001	0.01	—	0.000003	0.000099	0.000992	0.009917
アール	0.01	10000	1	100	0.00092	0.03306	0.99174	9.91736	99.1736
ヘクタール	0.0001	100	0.01	1	0.000009	0.00033	0.00992	0.09917	0.99174
平方尺	10.89	—	1089	108900	1	36	1080	10800	108000
坪（歩）	0.3025	302500	30.25	3025	0.02778	1	30	300	3000
畝	0.01008	1008.33	1.00833	100.833	0.000926	0.0333	1	10	100
反	0.001008	1008.33	0.10083	10.0833	0.000093	0.00333	0.1	1	10
町	0.0001	100.833	0.01008	1.00833	0.000009	0.00033	0.01	0.1	1

昭和41年	昭和42年	昭和43年	昭和44年	昭和45年	昭和46年	昭和47年	昭和48年	昭和49年	昭和50年	昭和51年	昭和52年	昭和53年	昭和54年
100													
96.2	100												
91.2	94.8	100											
86.2	89.6	94.5	100										
80.4	83.6	88.2	93.3	100									
75.7	78.7	83.0	87.8	94.1	100								
72.2	75.0	79.1	83.7	89.7	95.3	100							
64.7	67.2	70.9	75.0	80.4	85.4	89.6	100						
52.7	54.8	57.8	61.1	65.5	69.6	73.0	81.5	100					
47.0	48.9	51.6	54.5	58.4	62.1	65.1	72.7	89.2	100				
43.0	44.7	47.2	49.9	53.4	56.8	59.6	66.5	81.6	91.5	100			
39.6	41.2	43.5	45.9	49.2	52.3	54.9	61.2	75.1	84.3	92.1	100		
35.8	37.2	39.6	41.5	44.4	47.2	49.6	55.3	67.8	76.1	83.2	90.3	100	
36.7	38.2	40.3	42.5	45.6	48.5	50.8	56.8	69.6	78.1	85.6	92.7	96.6	100

(3) 坪（歩）から平方メートルへの換算表

（適用上の注意事項）

1. この表は、尺貫法による計量単位をもつて表示されている土地の地積又は建物の床面積を平方メートルによる表示に換算する場合に適用する。ただし、1万坪以上の地積又は床面積を有する土地又は建物については、換算率を1坪当り $\frac{400}{121}$ 平方メートルとして換算する。

㈱　この表は、換算率を1坪当り3.305785122平方メートルとして求めた換算値について、小数点以下4位まで表わしたものである。

2. 尺貫法による表示からメートル法による表示への換算は、次による。

(1) 宅地、鉱泉地及びそれ以外の10平方メートル以下の土地並びに建物については、小数点以下4位まで求めた換算値によつて換算を行ない、小数点3位以下の端数は切捨てる。

(2) 宅地、鉱泉地以外の土地（10平方メートル以下のものを除く。）については、小数点以下2位まで求めた換算値によつて換算を行ない、小数点以下の端数は切捨てる。

3. 宅地287坪5合4勺をメートル法による表示に換算する場合における計算例を示せば、次のとおりである。

200坪の換算値661.1570＋87坪の換算値287.6033＋5合4勺の

換算値1.7851＝950.5454≒950.54（平方メートル）

1勺から9合9勺まで

	0.00	0.01	0.02	0.03	0.04	0.05	0.06	0.07	0.08	0.09
0.0		0.0300	0.0661	0.0991	0.1322	0.1652	0.1983	0.2314	0.2644	0.2975
0.1	0.3305	0.3636	0.3966	0.4297	0.4628	0.4958	0.5289	0.5619	0.5950	0.6280
0.2	0.6611	0.6942	0.7272	0.7603	0.7933	0.8268	0.8595	0.8925	0.9256	0.9586
0.3	0.9917	1.0247	1.0578	1.0909	1.1239	1.1570	1.1900	1.2231	1.2561	1.2892
0.4	1.3223	1.3553	1.3884	1.4214	1.4545	1.4876	1.5206	1.5537	1.5867	1.6198
0.5	1.6528	1.6859	1.7190	1.7520	1.7851	1.8181	1.8512	1.8842	1.9173	1.9504
0.6	1.9834	2.0165	2.0495	2.0826	2.1157	2.1487	2.1818	2.2148	2.2479	2.2809
0.7	2.3110	2.3471	2.3801	2.4132	2.4462	2.4793	2.5123	2.5454	2.5785	2.6115
0.8	2.6446	2.6776	2.7107	2.7413	2.7768	2.8099	2.8429	2.8760	2.9090	2.9421
0.9	2.9752	3.0082	3.0413	3.0743	3.1074	3.1404	3.1735	3.2066	3.2396	3.2727

1坪から99坪まで

	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
0		3.3057	6.6115	9.9173	13.2231	16.5289	19.8347	23.1404	26.4462	29.7520
10	33.0578	36.3636	39.6694	42.9752	46.2809	49.5867	52.8925	56.1983	59.5041	62.8099
20	66.1157	69.4214	72.7272	76.0330	79.3388	82.6446	85.9504	89.2561	92.5619	95.8677
30	99.1735	102.4793	105.7851	109.0909	112.3966	115.7024	119.0082	122.3140	125.6198	128.9256
40	132.2314	135.5371	138.8429	142.1487	145.4545	148.7603	152.0661	155.3719	158.6776	161.9834
50	165.2892	168.5950	171.9008	175.2066	178.5123	181.8181	185.1239	188.4297	191.7355	195.0413
60	198.3471	201.6528	204.9586	208.2644	211.5702	214.8760	218.1818	221.4876	224.7933	228.0991
70	231.4049	234.7107	238.0165	241.3223	244.6280	247.9338	251.2396	254.5454	257.8512	261.1570
80	264.4628	267.7685	271.0743	274.3801	277.6859	280.9917	284.2975	287.6033	290.9090	294.2148
90	297.5206	300.8264	304.1322	307.4380	310.7438	314.0495	317.3553	320.6611	323.9669	327.2727

100坪から9,900坪まで

	0	100	200	300	400	500	600	700	800	900
0		330.5785	661.1570	991.7355	1322.3140	1652.8925	1983.4710	2314.0495	2644.6280	2975.2066
1000	3305.7851	3636.3636	3966.9421	4297.5206	4628.0991	4958.6776	5289.2561	5619.8347	5950.4132	6280.9917
2000	6611.5702	6942.1487	7272.7272	7603.3057	7933.8842	8264.4628	8595.0413	8925.6198	9256.1983	9586.7768
3000	9917.3553	10247.9338	10578.5123	10909.0908	11239.6694	11570.2479	11900.8264	12231.4049	12561.9834	12892.5619
4000	13223.1404	13553.7189	13884.2975	14214.8760	14545.4545	14876.0330	15206.6115	15537.1900	15867.7685	16198.3470
5000	16528.9256	16859.5041	17190.0826	17520.6611	17851.2396	18181.8181	13512.3966	18842.9751	19173.5536	19504.1322
6000	19834.7107	20165.2892	20495.8677	20826.4462	21157.0247	21487.6032	21818.1817	22148.7603	22479.3388	22809.9173
7000	23140.4958	23471.0743	23801.6528	24132.2313	24462.8098	24793.3884	25123.9669	25454.5454	25785.1239	26115.7024
8000	26446.2809	26776.8594	27107.4379	27438.0164	27768.5950	28099.1735	23429.7520	28760.3305	29090.9090	29421.4875
9000	29752.0660	30082.6445	30413.2231	30743.8016	31074.3801	31404.9586	31735.5371	32066.1156	32396.6941	32727.2726

(4) 平方メートルから坪(歩)への換算

メートル法による表示から尺貫法による表示への換算は、1平方メートル当り0.3025坪(歩)の換算率によつて行ない、小数点3位以下の端数は切捨てる。

(5) 歩からアールへの換算

歩(畝、反、町を含む。)による表示からアール(ヘクタールを含む。)による表示への換算は、

① 1歩当り $\frac{4}{121}$ アール　　③ 1反当り $\frac{1,200}{121}$ アール

② 1畝当り $\frac{120}{121}$ アール　　④ 1町当り $\frac{120}{121}$ ヘクタール

の換算率によつて行ない、小数点3位以下の端数は切捨てる。

(6) 容積換算率表

立方センチメートル	1	1000000	1000	27.826	27826.47	180.391	180.391	180.391	180391
立方メートル	0.000001	1	0.001	0.000028	0.02783	0.00018	0.001804	0.018039	0.180391
リットル	0.001	1000	1	0.02783	27.826	0.18039	1.80391	18.0391	180.391
立方寸	0.0359	35937	35.937	1	1000	6.4827	64.827	648.271	6482.71
立方尺	0.000036	35.937	0.0359	0.001	1	0.00648	0.0648	0.64827	6.4827
合	0.00554	554.352	5.54352	0.15425	154.254	1	10	100	1000
升	0.00055	554.352	0.55435	0.01543	15.425	0.1	1	10	100
斗	0.000055	55.435	0.05544	0.00154	1.5425	0.01	0.1	1	10
石	0.000006	5.5435	0.00554	0.000154	0.15425	0.001	0.01	0.1	1

(注) 1. 「石」から「立方メートル」への換算を行なう場合における換算率は、1石当り $\frac{240.1}{1,331}$ 立方メートルである。

2. 「立木石」から「立方メートル」への換算を行なう場合における換算率は、1石当り0.2783立方メートルである。

YP2
35
YP2-35
80W31039
O
複写